

平成 2 7 年

第 1 回西原村定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 5 日

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成27年第1回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
3月 5日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3月 6日	金	休 会	・常任委員会	
3月 7日	土	休 会		
3月 8日	日	休 会		
3月 9日	月	休 会		
3月10日	火	休 会		
3月11日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名） ・議案審議 （承認第1号・議案第1号～議案第15号） 	
3月12日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第16号～第31号） 	
3月13日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第32号～第37号・同意第1号～第2号） ・組合議会報告 ・委員会報告 ・陳情書審議 ・委員会の閉会中の継続審査（調査）申出書 	

提 出 議 案 等

(平成27年3月5日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 1号 専決処分報告及び承認について「(専第8号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第7号)について」
- 議案第 1号 嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2号 西原村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9号 西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第10号 西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 議案第12号 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第13号 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 議案第14号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第18号 西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第19号 西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 指定管理者の指定について（糸舞季）
- 議案第23号 指定管理者の指定について（西原村地域福祉センター）
- 議案第24号 村道の路線廃止について
- 議案第25号 村道の路線認定について
- 議案第26号 平成26年度西原村一般会計補正予算（第8号）について

- 議案第27号 平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第28号 平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第29号 平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第30号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第31号 平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第32号 平成27年度西原村一般会計予算について
- 議案第33号 平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第34号 平成27年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第35号 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第36号 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第37号 平成27年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについて
- 同意第2号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(平成27年3月11日提出)

(一般質問)

1番 上野正博君 2番 西口義充君 3番 坂本隆文君 4番 田島敬一君

目 次

第1号(3月5日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明(施政方針・承認第1号・議案第1号～第37号・同意第1号～第2号)	5
日程第 5 休会の件について	17
散 会	17

第2号(3月11日)

議事日程第2号	19
応招議員氏名	21
出席議員氏名	22
事務局職員出席者	22
説明のため出席した者の職氏名	23
開 議	24
日程第 1 一般質問	24
(上野正博)	24
・総合体育館建設への進行状況について	
(西口義充)	28
・文化施設事業の補助に関する見直しについて	
(坂本隆文)	32
・福岡に阿蘇のアンテナショップを作る考えはないか。	
(田島敬一)	36
・立野ダムの西原村の影響について	
・村内の重要な交通インフラの整備について	
日程第 2 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について	
(「専第8号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第7号)につい	

			て」……………	4 5
日程第 3	議案第 1 号	嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について	……………	4 6
日程第 4	議案第 2 号	西原村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	……………	5 1
日程第 5	議案第 3 号	西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	5 3
日程第 6	議案第 4 号	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	5 4
日程第 7	議案第 5 号	西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	5 5
日程第 8	議案第 6 号	西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	5 6
日程第 9	議案第 7 号	西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	5 7
日程第 1 0	議案第 8 号	西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の制定について	……………	6 0
日程第 1 1	議案第 9 号	西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	……………	6 1
日程第 1 2	議案第 1 0 号	西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定について	……………	6 5
日程第 1 3	議案第 1 1 号	西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	……………	6 7
日程第 1 4	議案第 1 2 号	西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	……………	7 0
日程第 1 5	議案第 1 3 号	西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	……………	7 2
日程第 1 6	議案第 1 4 号	西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	……………	7 4
日程第 1 7	議案第 1 5 号	西原村指定地域密着型サービスの事		

		業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 8
散 会			8 0
第3号(3月12日)			
議事日程第3号			8 1
応招議員氏名			8 3
出席議員氏名			8 4
事務局職員出席者			8 4
説明のため出席した者の職氏名			8 5
開 議			8 6
日程第 1	議案第16号	西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8 6
日程第 2	議案第17号	西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	8 7
日程第 3	議案第18号	西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	9 1
日程第 4	議案第19号	西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	9 6
日程第 5	議案第20号	西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	1 0 0
日程第 6	議案第21号	西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0 1
日程第 7	議案第22号	指定管理者の指定について(糸舞季)	1 0 5

日程第 8	議案第23号	指定管理者の指定について（西原村 地域福祉センター）	108
日程第 9	議案第24号	村道の路線廃止について	111
日程第10	議案第25号	村道の路線認定について	111
日程第11	議案第26号	平成26年度西原村一般会計補正予 算（第8号）について	117
日程第12	議案第27号	平成26年度西原村国民健康保険特 別会計補正予算（第3号）について	133
日程第13	議案第28号	平成26年度西原村介護保険特別会 計補正予算（第3号）について	138
日程第14	議案第29号	平成26年度西原村後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号）につい て	140
日程第15	議案第30号	平成26年度西原村中央簡易水道事 業特別会計補正予算（第3号）につ いて	141
日程第16	議案第31号	平成26年度西原村工業用水道事業 会計補正予算（第3号）について	143
散 会			144

第4号（3月13日）

議事日程第4号			145
応招議員氏名			146
出席議員氏名			147
事務局職員出席者			147
説明のため出席した者の職氏名			148
開 議			149
日程第 1	議案第32号	平成27年度西原村一般会計予算に ついて	149
日程第 2	議案第33号	平成27年度西原村国民健康保険特 別会計予算について	190
日程第 3	議案第34号	平成27年度西原村介護保険特別会 計予算について	197
日程第 4	議案第35号	平成27年度西原村後期高齢者医療 特別会計予算について	201
日程第 5	議案第36号	平成27年度西原村中央簡易水道事 業特別会計予算について	204
日程第 6	議案第37号	平成27年度西原村工業用水道事業	

		会計予算について	206
日程第 7	同意第 1号	副村長の選任につき同意を求めることについて	208
日程第 8	同意第 2号	西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	209
日程第 9	組合議会報告		210
		・益城・嘉島・西原環境衛生施設組合	
		・阿蘇広域行政事務組合議会	
		・熊本中央広域事務協議会	
日程第10	委員会報告		214
		・議会広報委員会	
日程第11	陳情書審議		215
日程第12	委員会の閉会中の継続調査申し出について		215
閉 会			215
署 名			217

第 1 号 (3 月 5 日)

平成27年第1回西原村議会定例会会議録

平成27年3月5日、平成27年第1回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

平成27年3月5日(木曜日) 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明(施政方針・承認第1号・議案第1号～第37号・同意第1号～第2号)
- 日程第 4 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成27年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番議員、坂本隆文君、2番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月26日に行われました議会運営委員会で本日5日より13日までの9日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日5日より13日までの9日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として議長から、会議規則第129条のただし書きの規定により、議員の派遣についてを報告します。

1月27日から28日にかけて、広報調査特別委員会において、球磨郡あさぎり町での視察研修を行いました。

熊本県内の町村議会広報コンクールで、平成25年、平成26年と連続入選は県内で初めてで、6名の委員会で住民にわかりやすい、伝わる広報紙づくりを目指して編集をされていきました。詳細につきましては、13日の委員会報告の中でお願いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成27年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、ご審議をいただくことに対し厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、昨年の消費税増税に伴う影響による駆け込み需要の反動減が和らぎつつもあるものの、円安による原材料高騰、電気料や家庭用品等の値上げなどにより、先行きは不透明な状況になっております。

内閣府が提案しております地域住民生活等緊急支援のための交付金の消費喚起・生活支援型におきましては、多くの自治体も同じ考えであります。本村においてもプレミアム付き商品券で対応したいと考えております。

地方創生先行型につきましては、1事業につき50%がソフト事業、50%はハード事業でもよいとされておりますが、なかなかソフト事業の50%に適應する事業が見当たらない現状であります。一部県内の自治体では、交付金を辞退したいという声もあると聞いておりますが、本村においては今定例会に提案しておりますとおり、平成27年度予算の内容を一部変更して平成26年度補正予算の繰り越しで対応するならばと考えております。議員各位におかれましてはご理解いただければというふうに思います。

国外に目を向けますと、今年になり、日本人を取り巻くショッキングな事件が発生しております。イスラム過激派イスラム国と見られるグループが日本人の人質2名を殺害するという痛ましい事件が起きております。安倍総理の声明にありますように、国際社会の一員として、日本人として言語道断の許しがたい暴挙であり、まことに心の痛む思いであります。一般市民も逃げ場を失い、まさしく歴史上、最も残忍で残酷なテロリスト集団と思うところでもあります。一日も早い沈静化を願うものであります。

平成26年度も最後の3月を迎えておりますが、今年度は宗教問題に明け暮れた1年でありましたが、村行財政におきましては、村民の方々のご協力と議員各位のご指導、ご理解、そして職員の懸命な努力によりまして、まずは順調に実績と成果を上げることができました。

ただいま宗教問題に明け暮れた1年と申しましたが、確かに議員各位におかれましても、執行部も業務に多少影響があったことは事実であります。現在、御船町に矛先は向いておりますが、灰床地区の13町の土地は開氏所有のままです。いつ何どきに動きがあるかわかりませんので、今後も県と一体となり、注意深く監視を続けてまいりたいと考えております。そして、絶対、阻止するという強い気持ちを持ち続けたいと思っております。

総合体育館建設につきましては、後日、一般質問が予定されておりますので、控えさせていただきますが、現在、国費の予算取りに大変苦慮しているところでもあります。

また、平成26年度は役場堤下線、万徳新所線、堀切多々良線の道路改良に着手し、平成27年度も継続して実施してまいります。

また、益城西原消防署が4月からスタートし、西原出張所においては24時間体制で救急車とポンプ車を配備され、安全・安心の村づくりの一層の推進につながるものと期待をされます。

平成26年度1月末で、残り2カ月を残し、救急出動件数は前年度を上回っております。ポンプ車におきましては、平成27年度において空整協の補助金をいただくことになり、広域合併の交付金とあわせて新たに導入する予定で

あります。

そのほかにも、山西、河原両小学校に太陽光発電施設と体育館のつり天井の改修工事、さらに工業団地の拡張に伴い、平成27年度に道路付替工事と調整池建設を計画しております。

農業面におきましては、平成26年度、甘藷洗浄機を導入したことにより、本年度産甘藷は、皮むけがなく、秀品率が高く、高値で推移していると聞いております。

財政状況におきましては、平成26年度末において基金と地方債残高がともに22億円ほどになると予想をしております。

議員各位のご指導と職員の努力が結果を生み出しているものと感謝をするところであります。しかしながら、今後、大きな事業に備えて、さらに経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

また、一つだけ自慢している、明るいニュースがございます。

内閣府による市町村データで、2月25日の日本経済新聞が発表した市町村経済指標ランキングにおいて、西原村が全国1位となっております。製造業や農業、地方財政など8つのデータをもとに、競争力の高いまち、強いまちを偏差値で示したものであり、誇れることであり、日本一というありがたい冠をいただいたところであります。しかし、このことに思い上がることなく、今後もさらに気を引き締めてまいりたいと思っております。

平成27年度におきましても、議員各位のご協力と指導を仰ぎ、本年度に引き続き村民の負託に応えられるよう邁進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明に入らせていただきます。

承認第1号、専決処分報告及び承認についてご説明いたします。

今回の補正は、昨年12月13日に名誉村民である元西原村長山本佐吉氏の死去に伴い、12月21日に村民葬を行うことから、執行に必要な委託費用が緊急に必要となりました。

また、福祉センターのぎく荘において、ボイラーの燃料地下タンクに水の混入がわかり、燃焼しない状態となっており、原因を確認し、緊急に修繕を行う必要があることから、早急に予算補正が必要となり、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算執行させていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第1号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

万徳地区から一部区域が分離して、西原地区を新規の地区として設置するため、関係条例を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第2号、西原村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご

説明いたします。

行政手続法の改正に合わせ、手続の拡充、拡大を図るため、また、あわせて字句の改正を行うものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第3号、西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議会議員報酬につきましては、平成15年4月より2%、平成16年4月からはさらに10%減額をしてきたところですが、特別職報酬等審議会の答申を受け、今回、10%カット前の平成16年3月の報酬額に戻し、あわせて期末手当の支給割合を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第4号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村長等特別職の給料額を改正するため、関連して各種委員等の報酬の額を改正するため、条例を改正するものでございます。

区長等の報酬につきましても、平成17年4月より3%程度引き下げをしておりましたが、今回の村長等の給料等の改正にあわせ、もとの報酬額に改めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第5号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村長等特別職の給与につきましては、議員と同様に平成15年4月から2%、さらに平成16年4月より10%減額しておりましたが、今回、平成16年4月に10%カットされた分のうち7%を戻すものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第6号、西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村長等特別職の給料額を改正するため、関連して教育長の給料の額を改正するため、条例の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第7号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

職員の旅費の支給について算定方法等、所定の条例規定の整備をする必要があるため、条例を改正するものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

放課後児童健全育成事業実施に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例を

制定する必要があります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第9号、西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例を定める必要があるため、条例を制定するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により児童福祉法が改正され、西原村保育所条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第11号、西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例を定める必要があるため、条例を制定するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第12号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を内閣府令で定める基準を参酌して条例を定める必要があるため、条例を制定するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担、その他必要な事項に関し、条例で定める必要があるため、条例を制定するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第14号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご

説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部改正及び関係政令改正による所要の規定整備を行うほか、第6期西原村介護保険事業計画策定に基づき、保険料率の改定に伴い、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。

介護保険料につきましては、介護保険法により3年ごとに見直すこととなっております。現在の第5期介護保険事業計画は平成26年度で終了し、第6期の介護保険事業計画を平成27年度から平成29年度まで3カ年で実施するものであります。

今回の保険料は、介護保険法施行令改正に伴い、標準の保険料段階設定を現在の6段階から9段階に見直されております。また、その保険料段階を踏まえ、厚生労働省から示された指標に基づき保険料を算定し、65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準月額を4,300円から5,400円に改正するものでございます。

また、介護保険法改正に伴い、予防給付の見直しや地域支援事業の充実を市町村はできる限り早期に取り組むこととされ、準備期間として実施を猶予する場合は条例を定めることとされており、第6期計画を踏まえ、猶予期間を条例に定めるものでございます。

今後とも社会福祉協議会などと密接な連携を図りながら、介護予防や地域支援事業等を積極的に推進していく所存でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を

定める条例の制定についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例を定める必要があるため、条例を制定するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があるため、条例を制定するものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第19号、西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は、法定外公共物管理条例第3条に行為の禁止として、各号に法定外公共物の保全または利用に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止しておりますが、第11条において、原状回復命令は第4条の行為の許可を村長より受けた者に対して命ずることができるとなっており、許可を受けていない者へも原状回復命令が出せるようにするため、条例の一部改正を提案させていただくものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第20号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村営住宅火災による建物消失及び建て替えにより、条例別表の村営住宅の設置場所等に関する一覧表の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第21号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村長等の特別職の給料額を改正するため、関連して消防団員の報酬額を改正するため、また、字句の改正をするため条例を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第22号、指定管理者の指定について（糸舞季）についてご説明いたします。

平成18年4月1日から指定管理者としておりました西原村滝地区地域資源活用総合交流施設糸舞季が、平成27年3月31日で指定管理者の指定期間が終

いたしますので、本施設の管理につきましては指定管理者による管理委託を継続するとし、選定に当たっては公募によらず、現在、指定管理者にしております滝交流館糸舞季管理運営組合の滝地区に引き続き指定管理委託をお願いするものであります。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第23号、指定管理者の指定について（西原村地域福祉センター）についてご説明いたします。

平成20年4月1日から指定管理者による管理にしておりました西原村地域福祉センターが、平成27年3月31日で指定管理者の指定期間が終了しますので、本施設の管理につきましては指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらず、現在、指定管理者にしております社会福祉法人西原村社会福祉協議会に引き続き指定管理委託をお願いするものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第24号、村道の路線廃止についてご説明いたします。

今回、上程いたしました路線は、鳥子工業団地企業拡張のため、路線の改良つけかえ工事に伴い、起点が変更になるため、今回、路線の廃止を行うものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第25号、村道の路線認定についてご説明いたします。

今回、上程いたしました路線につきましては、高遊地区2路線、コモンビレッジ地区12路線、緑ヶ丘地区7路線、西原台地区1路線の新規認定、鳥子工業団地5号線の起点を変更し、新たに設定するものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第26号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,841万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億356万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、村税では、村民税4,860万円、固定資産税2,140万円、市町村たばこ税800万円の増額補正、入湯税587万1,000円の減額補正、地方消費税交付金800万円の増額補正、地方交付税654万6,000円の増額補正、分担金及び負担金では、民生費負担金877万2,000円の増額補正、国庫支出金では、児童手当国庫負担金の減により民生費国庫負担金438万3,000円の減額補正、民生費国庫補助金627万3,000円の減額補正、総務費国庫補助金では、地域住民生活等緊急支援のための交付金3,520万9,000円の増額補正、県支出金、民生費県補助金700万2,000円の減額補正、農林水産業費県補助金1,138万3,000円の増額補正。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費の財産管理費840万9,000円の減額補正、灰床地区の村有地境界明示

防壁柵設置工事費、公有財産購入費の減額補正でございます。基金費3,986万8,000円の増額補正、企画費7,001万3,000円の減額補正、地域づくり推進費460万円の増額補正。地域住民生活等緊急支援のための交付金分でございます。民生費では、社会福祉総務費781万2,000円の減額補正、障害者福祉費730万5,000円の減額補正、扶助費719万円を減額しております。介護保険推進費563万6,000円の増額補正、児童福祉総務費1,252万8,000円の減額補正、衛生費では、保健衛生総務費、国保特別会計法定外繰り出し金1,600万円等で2,644万6,000円の増額補正、合併浄化槽費735万6,000円の減額補正、農林水産業費では、農業振興費975万6,000円の増額補正、商工費では、商工業振興費1,450万2,000円の増額補正、地域住民生活等緊急支援（消費喚起型）事業費（プレミアム付き商品券発行事業補助金）1,435万円等でございます。土木費では、道路維持費384万1,000円の増額補正、地域住民生活等緊急支援のための交付金分として美しいふるさとづくり事業報奨金620万円を計上しております。予備費を8,748万5,000円増額補正しております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第27号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,633万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,009万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容を申しますと、国民健康保険税218万2,000円の増額補正、国庫支出金3,555万2,000円の増額補正、療養給付費等交付金2,463万7,000円の減額補正、共同事業交付金1,611万4,000円の増額補正、繰入金は保険基金安定繰入金などの法定繰入金461万4,000円及び法定外繰入金1,600万円の増額補正、諸収入として664万4,000円の増額補正でございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費5,812万4,000円の増額補正、保健事業費204万4,000円の減額補正、諸支出金1,135万3,000円の増額補正、これらの財源として予備費全額を充当することといたしましたが、それでも財源不足が生じる見込みとなりました。

自治法第208条第2項に「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」とされており、赤字決算が許されませんので、やむを得ず一般会計から法定外繰入金を充てることといたしました。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第28号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,432万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,059万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料537万6,000円の増額補正、国庫支出金655万円の増額補正、支払基金交付金586万9,000円の増額補正、繰入金569万円の増額補正でございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費1,328万円の増額補正、予備費1,134万1,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第29号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,108万4,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料264万5,000円の増額補正であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金248万7,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第30号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,355万2,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては営業収益の加入金48万4,000円の減額補正、営業外収益の他会計補助金19万9,000円の増額補正となっております。

歳出につきましては、営業費用の業務費159万8,000円の減額補正、予備費131万8,000円の増額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第31号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第3号）は、収益的収入収支をそれぞれ1,897万1,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、支出につきましては、営業費用の原水及び浄水費6万、営業外費用の消費税15万円の増額補正、予備費21万円の減額補正となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第32号、平成27年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

平成27年度西原村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ37億8,712万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、村税が前年度より642万8,000円減

の7億1,213万1,000円、地方譲与税3,340万円、地方消費税交付金8,200万円、ゴルフ場利用税交付金3,000万円、地方交付税におきましては、前年度より3,000万円減の11億2,800万円、分担金及び負担金6,989万9,000円、国庫支出金におきましては、体育館建設等により1億6,631万1,000円増の5億829万3,000円、県支出金2億8,383万2,000円、財産収入3,458万1,000円、繰入金につきましては、財政調整基金に2億5,000万円、公共施設整備基金1億円、土地開発基金1,000万円等で合計3億6,000万2,000円となっております。村債につきましては、臨時財政対策債1億2,510万円、公共事業等債1億4,280万円、一般単独事業債1億90万円の3億6,880万円となっております。

歳出についてご説明いたします。

議会費につきましては、前年度より191万7,000円増の7,531万7,000円、総務費におきましては、前年度より3億7,480万2,000円増の10億721万円、総合体育館設計業務委託、土地購入費等によるものでございます。民生費につきましては、1,048万9,000円増の8億9,825万1,000円、衛生費につきましては、7,096万8,000円増の3億7,601万1,000円、農林水産業費につきましては、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業に伴い、1億6,739万8,000円増の3億5,971万円、商工費8,266万3,000円増の9,962万7,000円、鳥子工業団地調整池と馬頭山隣接地臨時駐車場整備による増でございます。土木費3,400万5,000円減の2億5,320万5,000円、消防費5,360万1,000円増の2億2,304万2,000円、消防ポンプ車購入等に伴うものでございます。教育費554万1,000円減の2億3,280万7,000円、公債費8,967万6,000円減の2億5,814万5,000円となっております。

本年度も引き続き財政基盤の安定のため自主財源の確保に努め、効率的な財政運営に努めてまいり所存であります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第33号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,156万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1億8,315万8,000円、国庫支出金2億6,398万6,000円、前期高齢者交付金1億3,070万8,000円、共同事業交付金2億1,723万9,000円、繰入金は、保険基盤安定繰入金など法定繰入金5,205万3,000円及び法定外繰入金3,250万円となっております。

歳出におきましては、保険給付費5億6,346万7,000円、後期高齢者支援金等1億657万3,000円、介護納付金4,777万7,000円、共同事業拠出金2億3,011万2,000円、保健事業費878万円となっております。

現在の情報をもとに歳入歳出の予算の積み上げを行いました。3,250万円ほどの財源不足となり、平成26年度最終補正予算同様に、やむを得ず一般

会計から法定外繰入金を充てることといたしました。なお、目的税である国民健康保険税について、被保険者の皆様に負担増とはなりますが、税率改正も検討しているところであります。また、非常勤の管理栄養士を雇用し、住民の皆様の健康管理、栄養指導等に努めるところでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第34号、平成27年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成27年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,879万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料1億1,425万1,000円、国庫支出金1億6,017万6,000円、支払基金交付金1億6,602万1,000円、県支出金8,665万7,000円、繰入金8,653万円などとなっております。

歳出におきましては、保険給付費5億8,823万4,000円、地域支援事業費1,529万6,000円などで、保険給付費は歳出予算の95%を占めております。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第35号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,514万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料3,881万7,000円、一般会計繰入金1億1,535万1,000円等となっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,335万9,000円で、歳出予算の98%を占めております。詳細につきましては、住民課長より説明いたします。

議案第36号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7,044万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしましては、給水収益5,800万1,000円、その他営業収益の335万8,000円、繰越金の900万円でございます。

歳出といたしましては、営業費用の4,164万5,000円、企業債償還金の2,307万円、予備費の270万9,000円となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第37号、平成27年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

平成27年度西原村工業用水道事業会計予算は、収益的収入支出それぞれ1,953万8,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、給水事業所8カ所に対する給水収益1,126万

4,000円、長期前受金戻し入れ172万9,000円、契約水量にかかわる企業負担金625万7,000円でございます。

支出につきましては、営業費用1,461万3,000円、営業外費用45万円、予備費447万4,000円となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

それから、同意第1号、副村長の選任つき同意を求めることについてご説明いたします。

坂本副村長におかれましては2期目の任期半ばであります。2月5日、一身上の都合により3月31日をもって副村長の職を辞したいと申し出があり、まだまだ西原村のために力を添えていただきたいと思っておりましたが、意思も固いと判断し、受理したところであります。

坂本副村長には県職OBとして村の発展に大きく寄与していただき、また、単身赴任という厳しい環境の中、県とのパイプ役として財源確保と数々の功績に感謝したいと思います。

このことから、新たに内田安弘氏を副村長に選任いたしたく提案をさせていただきます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

教育委員内田久子氏の任期満了に伴い、後任に加藤みな子氏を教育委員に任命したく、提案させていただきます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案いたしました承認1件、議案37件、同意2件、合計40件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご承認、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とし、お諮りします。明日6日から10日まで本議会を休会にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日6日から10日まで本議会を休会にします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前10時50分 散会

第 2 号 (3 月 1 1 日)

平成27年第1回西原村議会定例会会議録

平成27年3月11日、平成27年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年3月11日(水曜日) 議事日程第2号

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第7号)について」 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 西原村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の制定について |

- 日程第11 議案第9号 西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	坂本武君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	矢野富士男君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	片島信幸君
保育園長	園田久美代君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、2月26日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、5番議員、上野正博君。件数1件、発言を許します。

（5番議員 上野正博君 登壇 質問）

○5番議員（上野正博君）おはようございます。5番議員、上野です。

先般、通知いたしておりました総合体育館建設への進行状況について一括してお尋ねします。

私は、総合体育館については2度目の質問となりますが、前回は体育館の必要性和トレーニングルームの設置のお願いをいたしました。平成27年度は、用地買収を済ませ、建設計画の段階に入ると聞いておりますが、用地交渉は前例があり難航しているのではないのでしょうか。用地交渉の現況は、どのようになっているのでしょうか。用地交渉中でもあり、話せる範囲内で結構ですでお聞かせください。

2番目に、トレーニングルームは健康づくりの器具だけでなく、学生や若者のために筋力トレーニングの器具も備えてほしいと思います。将来有望なスポーツ選手があらわれますように、かつて本村からもプロ野球の選手が誕生しました。スポーツの力は偉大であり、あの感動をもう一度味わいたいものです。もちろんインストラクターを駐在させての管理が必要であります。いかがでしょうか。

次に、学校のプール建設についてお尋ねします。

山西小学校、河原小学校、西原中学校のプールがかなり古くなっております。プールができて山西小学校が48年、河原小学校が37年、西原中学校が44年となっております。将来、3カ所にそれぞれ作りかえるよりも、1カ所で3校が共同使用したほうが予算も管理費用も安く済むのではないのでしょうか。

そこで、総合体育館と隣接して屋根付きのプールをつくったらどうでしょうか。住民も使えるようにし、水中歩行などをして体力づくりにもできると思います。また、防火用水としても価値があるのではないのでしょうか。

今、黄砂や火山灰、雨天などを考えますと、時代に沿った屋根つきのプールが必要と思いますが、そのような計画はないのでしょうか。村長、教育長に答弁願います。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきたいと思います。

上野議員におかれましては、総合体育館建設への進捗状況というお尋ねでございます。

まずは、最初の平成27年度は総合体育館の場所確定と用地買収を済ませ、建設計画の段階に入ると聞いているが、用地交渉の状況がどのようになっているかという内容でございますが、総合体育館につきましては、ご承知のとおり現在の西原村の主要な体育施設でございますトレーニングセンターは、昭和58年からスポーツの活動として親しむための施設として活用しておりますが、建設からご案内のとおり約30年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進み、村民のニーズに十分応えられなくなっている状況でもございます。

そこで、村としては、体育館建設を総合的に利用可能な複合施設として、村議会、教育委員会、各種団体代表者から構成される西原村総合体育館等建設検討委員会及び行政関係各課で構成します総合体育館等建設庁内幹事会を設置し、さまざまな議論の結果、総合体育館を建設すべきとの結論に達し、西原村総合体育館建設等基本計画を策定したところでございます。

候補地の選定に当たっては、総合的に比較、検討、評価を行った結果、まずは基本構想との整合性、近隣住民への配慮点、既存公共施設との連携性等を考慮し、また防災対策の中核機能となる役場との連携や情報交換等を踏まえて、村の中心部に隣接した地区として現在進めております箇所を建設場所として選定し、用地交渉に当たっているところであります。

それで、今回上野議員のお尋ねのとおり進行状況でありますけれども、今申しましたように村の中心部に隣接した場所として、役場周辺に用地を選定しております。用地交渉の状況は、計画面積5町2反ほどでありますけれども、5%ほどに当たる用地について代替地の要望があります。しかし、基本計画に沿った建設用地として、体育館駐車場等の希望位置の建設を変更することなく用地交渉の内諾を約95%ほど終えております。現在進めております交渉の候補地を建設箇所として確定したいというふうに考えております。

ただ、先ほど申しましたように、計画面積の約5%に当たる方の代替地要望については、代替地を選定して、交渉については代替地所有者と交渉を行っている状況であります。

いずれにしても、今年度中3月末まで用地交渉を終えたいというふうに思っております。用地交渉を終えた段階で、新年度におきまして実施計画、

そしてまた実施設計を委託するならばというふうに考えております。

それから、トレーニングルームに健康器具のほか、若者や学生のために筋力トレーニングの器具を備えられないかというお尋ねでございますけれども、トレーニングルームにつきましては、村民の健康維持と増進、運動不足の解消、疾病予防等を主体とした空間づくりを行う予定であり、それに伴ってトレーニング機器を購入する予定でございます。

また運動方法につきましても、有酸素運動及び無酸素運動等それぞれトレーニングの方法が専門的に必要となります。トレーニングメニューの作成を初め、健康相談あるいは体力相談等の対応が必要となり、先ほど申されましたように指導員、インストラクターなども必要となってまいります。今回の質問の若者や学生のための筋力トレーニング機器は備えられないかということですが、筋力トレーニングは無酸素運動になり、方法としてはバーベル——重量挙げ競技に使うものとか、ダンベル、そしてマシンを使うさまざまなものがありますけれども、特にバーベルやダンベルの使用については、利用者本人はもとより、周囲に対する配慮がなければ危険性が伴いますので、それなりの面積の確保と、管理者として村の責任もありますので、いろんな方の意見を聞きながら判断していかなきゃならないというふうに思っております。

また、それらを利用させるために専門的な知識等も必要となり、指導員の役割が重要となりますので、導入に当たっては、そのようなことを含め多くの村民が利用しやすいような器械・器具を導入するならばと考えており、平成27年度の実施計画の中で、必要性とトレーニングの規模も含め検討させていただきたいというふうに思います。

小学校、中学校のプールの老朽化については、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（坂梨公介君）教育長。

（教育長 曾我敏秀君 登壇 答弁）

○教育長（曾我敏秀君）3校のプールの件ですけれども、非常に老朽化しております。新しいプールというか、もともとなかったプールが最初にできたプールであります、河原は別として。当初、上野議員の質問にもありましたように、総合体育館と総合的に建設するならという構想もあったところでありましたが、その後、財源等も含めて、ただいま村長のほうからありましたように、5町から成る面積、そして総合体育館。総合体育館もやはり1,500名程度入るような、そして駐車場も500台ぐらい入るような、それには調整池も伴いますので、非常に用地買収も伴います。非常に財源が必要になってくるという部分で、プールにつきましては、その後、総合体育館一本に絞ろうという形に建設委員会のほうではなっているところであります。

学校といたしましても、1カ所にまとめるよりも、できれば小学校はやは

り小学校の敷地内に、ぜひ、今も子どもたちは夏休みに利用する部分が多いです。ですから、それぞれ夏休みは、山西小学校の場合は特に地区を分けて、そしてまた監視員はそれぞれPTAのほうで段取りしながらお願いしているところでありまして、そういった形でそれぞれの学校に歩いて今来ております。河原小学校もそうですけれども。ですから、1カ所に集めるということになると、やはり夏休みとか、あるいは学校授業の中でもここまで子どもたちを運ぶというか、そういった手段が必要かなというふうに思います。

我々としては、学校施設の中では優先順位の中でプールも上位につけておりますけれども、やはり財源等の問題で、村としての優先順位も当然あるわけでありまして、その辺は村長さん1部局といろいろ相談しながら、当面は今のプールを延命化するという形で、毎年ですけれども漏水等の補修、あるいは周辺等の環境整備には若干の予算をつけていただいて、そういったことで延命化を今のところ図りながら使用させていただいています。ですから、しばらくはこのような状態で続くのかなということを考えているところです。

教育委員会としての優先順位は、当然上のほうには置いているところであります。以上です。

○議長（坂梨公介君）上野議員、2回目。

○5番議員（上野正博君）ありがとうございます。

先ほど、村長には筋力トレーニングは一応検討するというところでございまして、よろしく願いしておきます。

プールの件につきましては、今教育長からのお話がありまして、それぞれの学校に延命を図るということでございます。総合体育館に隣接すれば、それだけのやっぱり敷地が要りますし駐車場も狭くなるということで、考えてはありましたが、それぞれの学校で延命を図って、それを維持していくというならば、今の野ざらしの状態でなくて、塀をつくったり、やっぱり子どもたちのプライベートがありますので、塀や控室をちゃんとつくってやっていただけないでしょうかと思います。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○5番議員（上野正博君）はい。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、中学校、両小学校のプールが老朽化しておるといことは承知していますし、つくりかえるのも遠くはないというふうに理解をしております。現在のところ、プールを外して総合体育館建設を計画しておりますけれども、やはり事業費が22億円という多額の建設費が必要でございまして、プール建設とするならば、その後の維持管理、経費がかさみます。

他町村で建設された自治体の話を聞きますと、維持費が相当かかるんで建設は勧めませんというふうなお話を聞いております。大津町においても、当

初はプールをつくるという動向で計画されていたようでございますけれども、やはり断念されたとも聞いております。議員が先ほど申されましたように、黄砂、火山灰、あるいはPM2.5といったような対策が必要であるかと思えますけれども、実は、私は当初は、私の空想の計画の中においては、プールを含めた総合体育館建設を夢見たところでもございます。私の構想としては、屋根付きのプールということで、屋根に太陽光発電施設を設置し、その電力で温水をつくるならばといったことを夢見ておりました。しかしながら、建設費、先ほど申しましたように維持管理費を考えますと、断念せざるを得ないという判断をしたところでもございます。

いつも、何かのときに言いますけれども、夢は見るものでない、かなえるものと申しますけれども、かなえることができませんでしたがけれども、今は、夢を諦めても捨ててはならないという心境でもございます。

用地は、それなりに確保できるというふうに思いますけれども、建設検討委員会で検討していただいた、その方針が決定していただいておりますので、その方針に従いたいというふうに思います。その意見を尊重したいというふうに思っております。

プールのほうは、先ほど教育長が申しましたように、延命を図りながらいきたいということで、総合体育館建設はそのような形で進めさせていただくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○5番議員（上野正博君）現在、総合体育館建設という一大事業を控えておられて、かなりの予算的にかかります。厳しいかとは思いますが、プールの問題も後二、三年したら50年、40年ということになりますので、そろそろ考える時期にも来ているかと思っておりますので、それぞれの学校につくるならば、やはり費用のかからんように、屋根と塀はどうしてもつくっていただけないでしょうか。予算的に厳しいということでございます。それは私も理解しておりますので、今後検討をお願いいたします。これで終わります。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、4番議員、西口義充君。件数1件、発言を許します。

（4番議員 西口義充君 登壇 質問）

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口です。

ただいまより質問をさせていただきます。

村長におかれましては、村の首長として、当初厳しい財政の中で儉約を努められ、近年安定した財政で、住民の方々とともに私ともども大変喜ばしく思っているところでございます。

さて、今回文化施設事業の補助に関する見直しについての質問をさせていただきます。

国の施策においては、近年公民館等に関しての補助がなくなり、各集落で

建設を推し進める中で、費用対面で個人の負担が多額になり、計画も二転三転と変わり、大変厳しい状況になっております。早くに国の補助を受けて施設の整備をされた集落においては、個人的な負担もなく軽くできました。当初、我々の集落においても、2割程度ではなかったかと思っております。

公民館は地域の茶の間でもありますし、みんなの交流の場でもあるわけでございます。このような大切な憩いの場としては、使い勝手もよく、楽しい団らんの場でなくてはならないと思っております。当村でも、公民館を中心とした、いきいきサロンが33地域で活用されているようでございます。地域の集会の場でもあることはもちろんのこと、今は老人会を中心としての交流の場として多く利用されていて、ここを何とかして安全で使い勝手がいい、安心して過ごせる居場所を提供できればと皆様が思うのも当たり前のことではないかと思っております。我々も、あと数年もすれば老人会、そしてサロン等にもお世話になる時期が近くなってまいりました。地域を支え、村を支えたいいただいた先輩たちのためにも早く整備をしてあげなければいけないのではないかという思いでいっぱいでございます。

ところで、近隣の公民館建設・改修に関する補助交付状況を調べてみましたが、新築では2分の1から3分の1、改修に関しましても2分の1から3分の1、しかし、ともに限度額がありまして、補助上限額が500万円までとなっております。当西原村はといいますと、新築、改修ともに3分の1の補助となっておりますが、補助上限額については規定なしというふうになっているものの、事業費が2,000万円を超える場合は補助率が2割以内となっております。全体的に見ても、西原村の補助率、補助上限なしは、他の町村と比べると、工事金が高くなれば補助額は多くなりますが、その分個人の負担も高くなってしまいます。

例えば、1,000万円の工事金の場合、村の補助金は300万円でございますけれども、地元負担は700万円、1,500万円の場合は、村が450万円、地元負担が1,050万円というふうになります。1,990万円までやったら村の補助が597万円、地元負担が1,393万円というふうになり、どちらにしろ、今のままの条例では個人負担が多くのかかっています。

地域福祉及び住民健康づくりの観点から、なお一層の補助の見直し、増額の検討を推し進めていかなければいけないと思っておりますので、村長の見解を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

文化施設事業の補助に関する見直しについてという質問でございますが、要旨の内容は、今後ますます高齢化が進む中、不自由で勝手が悪く古くなった公民館は、身体的に不自由な方々も利用される地域の茶の間である。公民

館の建てかえ、改修には3割の補助があるが、少数世帯の集落には費用負担が大きく、もっと支援が必要と思うが、これに対して今後どれくらいの支援を考えているのかという質問内容であります。この件につきましては、今定例会におきまして、下小森区長名で公民館建設費の補助率の引き上げについて陳情書が提出をされております。

これに対する質問ではないかと思っておりますが、陳情書の取り扱いがどうなるかわかりませんが、審議をしていただいて、採択されるのか、あるいは委員会付託として閉会中の継続審議となるのか、陳情書の議論する以前の一般質問でありますので、お答えするのがなかなか難しいところであります。今議員も申されましたが、まずは比較対象の参考になればと思っております。私も阿蘇郡市と近隣町村の公民館建設に係る補助金交付状況を調べてみましたので、ちょっと重なるところがあるかと思っておりますけれども、申し上げたいというふうに思います。

補助率と補助金上限額について申し上げますと、阿蘇市が新築で定額100万円、改修は3分の1補助で上限が30万円であります。高森町は新築は補助金なしで、改修は40%の補助率で上限が300万円、南阿蘇村では補助率が50%であります。上限は公民館で300万円、産山村が新・改築で60%、事業費が500万円までとなっておりますので、60%の500万円であり、上限が300万円というふうになっております。南小国町では30%で、上限額が300万円、改修も30%で、上限が100万円となっております。小国町は、こういった制度がございません。益城町、菊陽町、大津町においては、補助率が3分の1や2分の1となっておりますが、それぞれ上限額が500万円となっております。

まとめてみますと、補助率が30%から60%になっておりますが、限度額は全て500万円以内となっております。本村におきましては、議員ご存知のとおり、補助率30%となっておりますが、上限額は、他町村と違って設定をしておりません。しかも、事業費が2,000万円を超える場合は、さらに2割の補助が受けられると私は理解しております。他町村と比較しても、かなりよい補助制度ではなかろうかなと思っております。

さらに村の補助制度では、用地費、補償費も対象になりますので、例えば建設費、用地費と合わせて事業が3,000万円となった場合、2,000万円までは30%の600万円の補助で、残りの1,000万円は20%でありますので、200万円の補助となりますので、合計800万円が補助交付金でありますので、他町村と比較すれば、申すまでもなく私ども西原村が手厚い補助制度であるというふうに思っております。また、もし国、県の補助対象となる事業があれば、残額についても、今申しました補助率で補助するということとなっております。

平成27年、第1回の区長会で、下小森の区長さんから補助金の引き上げに

ついて賛同を求められましたときに、一部から意見がありましたように、既に公民館を建設された集落に対しても、今回条例改正を引き上げれば、少しは不平不満が出はしないかと心配するところでもございます。少ない戸数の集落においては、小さな公民館でも利活用できますが、大きな集落では、それなりの規模の建物が必要となってきます、これは。よって、大きな集落、小さな集落、それぞれ戸数によって費用負担も比例してくるというふうに思っております。小さい集落だからこそ大きな負担でなくして、大きい集落は大きい建物を建てなければならないということでもありますので、そういったことで、経費も各戸負担も比例して上がってくるんじゃないかなというふうに思います。

今回、16の集落が賛同されておられ、陳情書が提出されておりますので、私は、ここで引き上げる、引き上げない等は控えさせていただきたいというふうに思います。先ほど申しましたとおり、他町村の事情と今回の陳情書の審議を踏まえ検討させていただくならばというふうに思っております。以上でございます。

○議長(坂梨公介君)どうぞ。

○4番議員(西口義充君)村長のお考えは一応おわかりしましたけれども、昨年、西原村においては第5次西原村総合計画が出されました。これなんですけれども、この中で、基本構想の中で、第6章村づくり評価から見た主要課題として、地区の公民館における地元負担の軽減と、ここでもうたっておりますし、基本計画の中でも、第1章住民の協働という中で、住民主体の村づくりの推進、住民活動拠点の整備・充実を図る。公民館新設等のための環境づくりを行いますというようなことも示されております。

しかし、国の補助等がなくなった今、どうするのか、村の補助条例の見直しを進めるのか、今後国に対して、また補助等の申し入れをしていくのか。とにかく福祉の充実を推し進めるのはもちろんのこと、住民の期待に応えることも大事ではなかろうかと思っております。

ところで、これは確認ですけれども、西原村の地域福祉基金、平成25年度末で1億3,634万8,000円の基金がありますけれども、この基本条例の4条の中で、高齢者等の地域福祉の増進に係る事業に要する経費を充てるとなっておりますし、西原村の地域福祉基金助成金交付金要綱の中においても、第1条、村長は民間団体企業及び住民組織の自主的な福祉活動の振興を図るために、予算の範囲内において福祉基金の助成を交付するものとし、その交付については福祉基金運営要綱に定めるほか、この要綱に定めると。また4条に、助成金の額は1つの事業に対して、対象経費の2分の1以内、50万円を限度とすると。第2項において、規定にかかわらず村長が特に必要と認める場合は、対象経費の2分の1または50万円を超えて交付できるものとなっておりますけれども、この福祉基金の使用、活用の仕方、増額の検討ができ

るのではないかとと思いますが、この点について、村長の見解をまたお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）地域福祉基金ということでございますが、これは目的が、そういったところに使う目的ではございません。これは、運用益でいろいろなことをするというふうに捉えております。高齢者の方々の福祉に関する事業とかということで、公民館のバリアフリーとか、そういった一部なさるときにはこの基金を活用することができまして、今までもそういったことがありましたけれども、そういった方面には使っていないということでありますので、申しわけございませんけれども、そういったことでご理解をいただくなればというふうに思います。

何分にも、先ほど申しましたように、私が今までここで何らかの答えを出すべきとは思いますがけれども、他町村との比較や、何よりも陳情書が出ておりますので、その審議をする前に私がここで答弁するわけには、議会軽視といったことで言われはしないかと。そこら辺は西口議員さんご理解をいただいておりますというふうに思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○4番議員（西口義充君）わかりました。

そうですね。総務委員会のほうでお預かりをしておりますので、前向きにこれは検討して、住民が安心されるようなところまで持っていきたいなという思いでおります。

今回、村長の答弁をどこまで引き出せるか、そこでも住民の方にわかっていただけたところがあればという思いで質問をさせていただきましたけれども、我々総務委員会のほうでも早目にそこを審議しながら、また行政のほうに回して、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今回はこれで質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）受領番号3番、1番議員、坂本隆文君。件数1件、発言を許します。

（1番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○1番議員（坂本隆文君）おはようございます。1番議員、坂本です。

通告書に書いてあります質問1件行います。

阿蘇の市町村で協力し合い、もしくは村単独で福岡に阿蘇の魅力を発信するアンテナショップをつくってはどうかという質問です。

日本はバブル経済がはじけ、どれだけ真面目に働いても暮らしがよくなるという長い冬の時代が続いていました。自民党安倍政権がその日本経済の課題を克服するため、デフレからの脱却、富の拡大を黙視し、経済戦略、アベノミクス、3本の矢が放たれました。そのアベノミクス効果と東京オリンピック誘致等も手伝って、株価、雇用、企業業績など日本の経済成長率は

著しい改善を見せています。しかしながら、反面、この効果が日本全国に効いているかという点、残念なことに、私たちの地方まで行き届いていないのが現実ではないでしょうか。

そして、私たちが住んでいる阿蘇では、7.12災害で住民への被害、それに昨今では阿蘇の噴火と災難が続き、農家や商売されている方にも多大なる被害があり、また阿蘇の観光客が激減し、大変厳しい状況が今もなお続いており、これからもいつときは続くと考えられます。このことを踏まえ、熊本に近く、人口の多い福岡の中心部で西原村や阿蘇の野菜や特産品などの販売をすれば、季節や天候に関係なくコンスタントに販売ができるのではないかと。また、イベントのPRブースをつくり宣伝をすれば、西原村や阿蘇への来場者も見込めるのではないのでしょうか。このような可能性を考え、阿蘇の市町村で協力し合えば、かかる費用も分担でき、福岡にアンテナショップをつくってみてはと提案いたしました。また、協力し合うのが難しいのならば、村単独でもアンテナショップをつくってみてはどうでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

福岡に阿蘇のアンテナショップをつくる考えはないかという質問でございます。

議員ご承知のとおり、西原村では一昨年まで東京の渋谷でアンテナショップとして、はらじゅく畑を委託契約しておりました。はらじゅく畑は、長年西原村のアンテナショップとしてお付き合いがございまして、西原村の宣伝、農産物の販売等頑張っていたいただいております。その間、阿蘇地域振興デザインセンターが阿蘇管内の市町村に声をかけて、阿蘇地域の広報宣伝としてアンテナショップの設置に力を入れていただき、平成20年度においては、阿蘇地域振興デザインセンターが阿蘇地域のアンテナショップとして委託をした経緯がございます。

しかしながら、アンテナショップとしてのそれぞれの市町村の思いや費用対効果を検証されましたが、残念ながら翌年度にはデザインセンターとしては、阿蘇地域管内市町村としての費用対効果を十分に得ることが厳しいという判断で、1年限りで撤退せざるを得ない結果となっております。よって、西原村の単独での委託契約継続となりました。残念ながら西原村につきましても、農産物の仕入れ額が平成21年度の232万4,000円をピークに徐々に仕入れ額が少なくなり、ついには平成25年度においては、仕入れ額が数十万円にも満たない状況になり、村といたしましても今後の費用対効果を検証いたしました。やむを得ず平成26年度より委託契約を見送りさせていただいた状況でございます。

坂本議員より、福岡に阿蘇のアンテナショップをつくる考えはないかという質問でございます。

確かに九州で一番栄えている福岡でございます。西原村、阿蘇の魅力を発信するアンテナショップを村単独もしくは阿蘇の市町村で協力し合い、つくる気はないかという質問であります。今申し上げましたように、阿蘇地域デザインセンターの実証や、昨年までのやっておりました西原村の現実、状況を踏まえまして、村単独としてのアンテナショップの委託が阿蘇地域の魅力発信するアンテナショップとしてはなかなか厳しいところがありはしないかなというふうに思います。そういった質問でありますので、いま一度我々も費用対効果、あるいはいろんな検証を重ねる必要があるのではないかとこのように考えておりますので、いましばらくお時間をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目、お願いします。

○1番議員（坂本隆文君）今回の一般質問は、昨年8月の末に経済産業省から地方公共団体連帯型広域展示販売商談事業という補助金が出ました。いわゆる自分のお店をアピールし、販売や後々につながる事業をみんなでしませんかという補助金です。この事業に応募するには、商工会の承認と、その自治体の承認が必要とうたってありましたので、すぐに商工会の理事会にかけていただき承認され、また、企画商工課と村長にもお願いをし、快く印鑑をつけていただきました。

それにより提出しまして、3,500万円の補助金をいただきました。そのお金で、福岡市の市役所前広場で西原村阿蘇の物産展を先月2月14日土曜日、15日日曜日の2日間に行いました。寒い中ではありましたが、1万人以上の来場者があり、まずまずのできだったと思います。西原村からは、たんぼぼハウスや神戸蛸焼などに協力してもらい、阿蘇あか牛ラーメンや蛸焼などの販売、また西原村商工会青年部と西原村若手農業後継者の集まりの山河塾で野菜をメインとした商品も販売いたしました。朝11時からの開店でしたが、その前に商品を並べている中で、お客さんが購入をされ、2日分の商品を持っていったにもかかわらず、1日目の昼にはほとんどの商品が完売となっていきました。

お客さんに話を聞くと、近くに住んでいる人もおられました。飲食店の方も数多くの方が買われておりました。西原村の農業後継者のみんなが、福岡は西原村から2時間もかからず、大きな市場であるということを確認されました。この福岡で、何とか西原村から販売できないかというような話がみんなで真剣な話になり、今回の一般質問というふうになりました。

一般質問をするに当たり、何かよい策はないかと資料を集めて調べてみると、今、国が進めている地方創生の中で、地方版総合戦略にアンテナショップを織り込むことはできないかと。計画を立てれば、上乗せ交付金300億円

がこのアンテナショップに当てはまり、応募することが可能ではないかと考えております。そうすれば、初期費用も何とかなるのではないかと考えております。

地方版総合戦略の説明留意点の中に、複数の市町村が共同で策定することも差し支えないと書いてありました。まさに阿蘇が協力してアンテナショップをつくることができることが今回の中に当てはまるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) アンテナショップと、ただ単に農産物を販売することに対しての費用対効果ではないと思われれます。それだけ求めるのであれば、本腰を入れて大きな規模での販売促進をやらなきゃならないと。出荷量もやはり途切れることなく多量に出荷が求められるというふうに思っております。議員が申されますように、その魅力を発信することで、逆に阿蘇に、または西原村に訪れる方もおられるかもしれませんが、なかなか数字としてはすぐあらわれませんが、そういった方もおられるんじゃないかなというふうに思います。税金を投入してアンテナショップを開設して、その効果があらわれるのも時間がかかりますし、また、その効果もまだまだ未知数でございます。

坂本議員が今申されました、今年、福岡で商工会を通じての原資をいただいて阿蘇の魅力を発信していただいておりますので、これは単発でなく継続的に行うならばどうなる、いろんなそういったところの検証も、情報等も含めて精査しながら、今後検討するならばどうかなというふうに思います。

先ほど、阿蘇市町村で協力してと申されましたように、そこら辺は、はらじゆく畑の件で1年限りで撤退されたという苦い経験と過去がありますので、今後はデザインセンターも含めて、この各町村で話し合うことも必要ではなかろうかなというふうに思っております。

それから、今福岡という話でございますけれども、やはりその福岡だけに絞るのだけではなく、身近な熊本市も含めた県内も対象になりはしないかということも思います。やはり物品の輸送料、テナント料、人件費を含め今後大いに検討する必要があるというふうに思います。

それから、先ほど言われました地方創生先行型、これもなかなか、こっちは出しても県のほうが受けつけないというようなことも、事案もございしますので、今申されましたことについては、来年度以降また検討をするならば、または検討する必要があるんじゃないかなというふうに思っております。ハード面50%、ソフト面50%というような形もありますので、そういったところも含めて県のほうにも相談をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長(坂梨公介君) 坂本議員、3回目まとめてください。

○1番議員(坂本隆文君) 先日、自治体に配られてあります、まち・ひと・し

ごと策定のDVDを拝見させていただきました。その中で、石破大臣が「み
ずから予算を積み上げる従来のやり方ではなく、自治体側が自主的に計画を
つくり、国はそれを支援する。ただ、やる気のない自治体は支援はしない。
それにやったところがばかを見るようなことは絶対にしないので、地方が、
自治体が頑張ってください」と述べられておりました。

これに対して、西原村が何をどう対応するのか。今が頑張りどころではな
いのでしょうか。こういうことを踏まえながら、先に進んでいただきたいと
思いますので、どうかご検討のほどよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（坂梨公介君）答弁はいいですね。

○1番議員（坂本隆文君）はい。終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時52分）

（午前11時10分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、10番議員、田島敬一君。件数2件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。10番議員、田島議員でござ
います。

本日3月11日は、ちょうど4年前に東日本大震災が起こりまして、たくさ
んの方々の方が亡くなられたと同時に、今なお復旧・復興が継続されております
けれども、ふるさとに戻れない人もたくさんおられるという中で、それに多
少かわるかとは存じますがけれども、西原村におきましても、災害問題につい
てはいろいろな角度から、起こらないようにという、その関連の中で、まず
第1問の立野ダム建設問題についてお尋ねしたいと存じます。

立野ダムは、白川水系でございます。西原村にも鳥子川という支流がござ
いますので関連をいたしております。そういった中で、以前は立野ダム建設
が行われると地震を誘発するのではないかということで、布田川・日奈久活
断層が通っている西原村という角度から質問させていただきましたけれども、
今度は、もしもこの立野ダムが集中豪雨などによりまして、現在穴あきダム
ということで計画されておりますけれども、石とか流木、あるいは火山灰な
どが詰まって、その穴が詰まり、そして満水状態になり、緊急放水というこ
とになりますと、一気に水が流れ下り白川氾濫ということにつながり、鳥子
川にも影響が及んでくるのではないかというようなことで、集中豪雨時の災
害というものを心配いたしまして、今回質問をいたしました。

実は、ここに写真を持ってきております。ちょうど、私は何回も現場に行
きましたけれども、北向きには原生林というのがありまして、大変貴重な自
然でございます。その中でここが南阿蘇鉄道、陸橋が通っておりまして、私

が現地視察をいきましても、時々観光列車といいますか、トロッコ列車が通過しますが、そのときに、この中間地点でトロッコ列車が止まりまして、そして皆さんこの峡谷を見てくださいというようなことで、1つの観光スポットになっております。そういったところに、ここに小さな穴が出ております。この3つ、縦横5m、そして奥行きが70m、細長い穴です。これがこれまで阿蘇の7.12の水害だとか、そういったときに見てみましたが、大きな石がごろごろと動いてくると。そして、大変な流木、倒木、これが流れてきている、そういう状況も目に焼きついております。

そうした中で、これは簡単に穴が塞がってしまうのではないかと。前回私が質問をいたしましたときには、国交省のほうで、その穴の手前にフィルターが設置されているから大丈夫だとかいうふうな説明でございましたけれども、現在は、やはり阿蘇の火山の活動期でございまして、大量の火山灰が噴き上げております。そういった「よな」ですね、それを例えば集めて、どこかにためるとかということをしなない限りは、雨が降ったり風が吹いたりしますと、川に流れ込んでくる。そうしますと、どんどん水位が上がってくると、川底が上がってくるといようなことにもなりまして、大変穴も詰まりやすいのではないかと。どんなにフィルターがあっても、その中を通過して、詰まっていくのではないかとということが心配されるのでございます。

それで、これに関連いたしまして、私は先日、これまで長い間、京都大学の火山研究所で勤めておられました須藤靖明氏の講演会、学習会に行ったりしまして話を聞いたわけですが、そもそもが阿蘇の立野峡谷ができたというのは、地盤がそもそも弱かったからできたと言われておりました。そして、また長い目で見ますと、立野峡谷の右岸と左岸は違う方向に向かって動いているというんです。右岸のほうは北西の方角に向かって動いていると。左岸のほうは南のほうに向かって動いていると。そうしますと、そこにダムができた場合に、果たして右と左に分かれて大丈夫かということもございまして。大変決壊するおそれが大きいのではないかと。このようなダムは、やはり西原村の災害を防ぐという点からも、村長といたしまして反対の意思を表明してはどうかということをお考えして、ご質問させていただきます。

○議長(坂梨公介君) 村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) 田島議員の質問にお答えさせていただきます。

立野ダムの西原村への影響についてということでございますが、質問要旨は、阿蘇中岳は8月30日に小噴火活動期に入っているが、中央構造線の通過する立野地域は、川の左右で地質の動きが違っていると。面としての断層地帯であり、穴あきダムが大雨時の倒木、土石により詰まり、決壊するようなことになれば、白川水系の鳥子川にも影響を及ぼすと思われるので、反対の意思を表明してはどうかという質問でございます。

田島議員におかれましては、平成26年の第2回定例会におきましても、地震防災の観点から立野ダムに反対すべきではないかという質問をされております。そのときもある程度申し上げたと思えますけれども、地震と活断層についてのご質問でございましたが、今回は地質と動きについて、穴あきダムへの倒木、土石等により詰まったときに決壊をし、白川水系の鳥子川に影響が出るのではないかという質問でございしますが、活断層については、国土交通省に確認し、ダム式及び近接に分布していないかを確認されてダムの建設を計画されておられるという答弁をいたしております。

また、去年は全国各地で、豪雨により、山腹崩壊等により多くの生命・財産がなくなっております。政治の使命として、災害時から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保することから治山治水が大事であると昔から言われているとお答えしておりますけれども、今回は、ダム建設地の左右の地質が違い、面的な断層があり、穴あきダムに倒木、土石の堆積で決壊しないかということでありまして、国土交通省におかれましては、文献調査、地質調査、地表地質調査などの結果を総合的に勘案され、ダム建設を行う上で特に考慮する活断層は存在しないというふうに判断をされております。

地中については、ボーリング調査を242本、2万m実施され、横坑トンネルにつきましても、左岸、右岸に合計トンネル9本、約770mを掘って地質を確認されるとともに、岩盤の強さを確認するための岩盤試験等を行い、地盤の状況を十分に把握されております。

調査結果に基づき、建設予定地でのダムの安定性について検討を行った結果、基礎岩盤は十分な強度を有していることから、重力式コンクリートダム形式とされております。ちなみに、ダムサイト右岸には外輪山を割って左右に走る立野火口瀬を埋めた立野溶岩が分布し、ダムサイト左岸から河床部には、外輪山の一部に相当する先阿蘇火山岩類が多く分布しており、ダム建設に当たっては、風化した岩盤によって掘削除去し、新鮮な岩盤にダム堤体を着岸させると計画をされております。

次に、穴あきダムに、大雨時に倒木、土石が詰まり決壊し、白川水系の鳥子川に影響を及ぼすと思われるということでありまして、立野ダムにおきましては、放流口が流木や巨石等によって塞がらないようにするため、対策として、ダム堤体の上流に流木等捕捉施設を設置されるほか、3つある放流口、議員が申されました5mの5mでございましてけれども、にスクリーンを設置する予定であります。

これによって、初期雨や洪水初期で水位が低い段階で流木、巨木を捕捉施設で捕捉し、水位が上昇すると流木は浮きますが、放流口にはさらにスクリーンが設置されておりますので流木は捕捉されます。また、スクリーンに捕捉された流木については、水位の上昇に伴い浮き上がります。その後、貯水の低下とともに流木も下がりますが、スクリーンを設置しているため、巨木

が捕捉され、洪水が終わり、通常の状態に戻った後に支障となる流木や巨石等を撤去し、次の洪水に備えとされております。

スクリーンに捕捉された流木は、放流口付近の流速が速いため、水位が上昇しても浮き上がらないのでとの指摘もありますが、この設置されるスクリーンは、放流口の一番狭いところ、さっき申されました5m掛ける5mに比べ、スクリーン全体の面積は約20倍と大きくなっております。スクリーン部分の流速は、捕捉の流木でスクリーンが塞がれることはないというふうに考えておられます。

国土交通省によりますと、この流水型ダムについては、これまでも国内、海外で多くの事例がありますが、これまでに流木により放流口が閉塞したという事例は確認されていないということでもあります。よって、流木等による閉塞によりダムが決壊するおそれはないものと思われまます。

前回の答弁でも述べましたが、この白川の洪水対策は、政治、行政が果たさなければならぬ責務であります。いまだに阿蘇管内白川沿岸であります大津町、熊本市においては災害復旧工事が実施されております。日本共産党の考えであるかもしれませんが、私どもが果たす役割は、白川流域の住民を守るため、貴重な財産を守るためにも、立野ダム建設に反対の意思を表明することはありません。

早急な河川改修とともに、立野ダムの一日も早い完成が待たれるところであります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 2回目、お願いします。

○10番議員(田島敬一君) 今、村長がるる答弁をしていただきまして、ありがとうございます。

フィルター、スクリーン、これが20倍の広さを持っているというようなことではありますけれども、現在のような大量の火山灰が降りかかってくる、また流れてくるというようなことは、スクリーンでは防ぎようがないと私は思います。また、水位が上下することによって、流木もひっかからないなどということも、これはちょっと現実的ではないのではないかとというようなことも思います。また、何よりも中央構造線のそもそもの地盤の弱さからしまして、これは右と左にダムが股裂き状態のように動いていくわけですから、永続的なダム機能というのは、これは果たし得ないのではないかと。

さらにまた、火山の活動期ということもございます。去年の前回の立野ダムについての一般質問でも申し上げましたけれども、これがやはり地震活動を誘発するのではないかと質問いたしました。これについては、国交省も調査した結果、立野ダム本体には活断層はかかっていないというようなご答弁でございました。しかし、私が心配いたしますのは、ダム本体よりも、その上流にはるか数鹿流ヶ滝、そしてもう一つの滝、鮎返りの滝、そのあたりまで水が満水するときには上がってくると、たまっていくというようなことでご

ざいます。そうしますと、その水圧がかかるところが、私はそれだけの広い面積であれば、必ず布田川、日奈久活断層を横断することになるのではないかと。そうしますと、その水圧自体が問題で、やはり地下に浸透して地震を誘発すると、この心配があるわけでございます。その点で、国交省の説明では、このダムの上流にかなりな面積で広がる水面、これが活断層にかかっていないという説明はされていないと思います。

ですから、やはり西原村は地震の心配もあるし、水害の心配も両方あるというようなことから、反対の表明をしていただきたいというふうなことを思うわけでございます。いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 平成24年7月12日に九州北部豪雨によって熊本広域大水害が発生いたしました。阿蘇を中心に甚大な被害をもたらし、今もなお創造的復旧・復興工事が進められて、阿蘇はもちろん白川流域の河川工事も今急ピッチで行われております。

阿蘇地域は、カルデラ中央の活火山とともにカルデラ内やその周辺の特有な文化、景観が世界有数の観光資源となっております。一方では、自然環境はたびたびの災害を地域住民にもたらしてきました。このように自然と人間の共有を感じられる阿蘇地域において、また白川流域において、将来においても安全・安心に住み続けられ、それぞれの地域の発展と住みよい生活ができるよう我々政治に携わる者として推進するのは当然の責務と捉えております。

7.12の豪雨のとき、鳥子川から白川の橋を渡る際、鳥子川集落から森橋を見ると、白川の水が道路より高く流れているような勢いを感じたところでありました。立野ダムは、洪水に対して浸水被害が生じないよう、黒川と白川の合流点下流の立野に洪水調整を目的としたダムを建設し、下流側における洪水のピーク流量を低減させる役割も持っております。穴あきダムになって、ふだんは水をためない、ダム内が水没するのは洪水調整をする短い時間であり、環境に与える影響も少ないと想定をされます。先ほど申しましたように、過去の経験と調査、実績と研究されてのダム建設であります。議員が申されますような穴あきダムが、大雨時の風倒木や土石により詰まり決壊することは私はないというふうに思っております。

戦後の日本の土木技術は世界をリードする、誇れる確かな技術があると思います。田島議員も十分ご存知と思いますが、阪神・淡路大震災後は、全ての構造物に耐震強化が厳しく求められています。

また、近年は異常気象により、いっどこで局地的なゲリラ豪雨が発生するか予想がつかないことも多くあります。ダムをつくらなければ、7.12熊本広域大水害同等や、さらにそれ以上の大雨となれば、熊本市を始め流域町村は泥水の町と化し、想像すらつかない大災害が発生し、住民は逃げ場を失う大

惨事も予想されます。ただ単にダム反対ありきでの反対では流域住民の生命・財産と生活は守れないと思います。国、県においても、上流側、下流側全てを理解してのダム建設であり、直接利害関係の薄い私どもが反対の意思の表明をするのは、余りにも無責任ではなかろうかと思います。

火山灰のことも言うですか。

○議長（坂梨公介君）もう時間ありません。

○村長（日置和彦君）以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）夏目漱石が五高の教師として来られましたときに、その友人であります科学者、寺田寅彦という人がいまして、1889年、そのときに熊本大地震が起きました。今から126年前でございます。そのときに、災害は忘れたころにやってくるという言葉が言われたということが伝わっております。

寺田寅彦が言いましたときからもう既に126年の熊本大地震の記憶は、記録に残っているだけでございます。そういったときに、地下の地震のエネルギーもたまりにたまっているのではないかと。大体100年間隔ぐらいで地震が起こっているとすれば、もう既に26年も余計に経過をしているという状況でございます。そういったときに地震の誘発、それから洪水の心配、こういったものがあるダムをあえてつくるよりも、それ以外の方法、護岸だとか、遊水池を設けるとか、こういった違うやり方で洪水対策をするべきではないかというふうなことを申し述べまして、次に移りたいと思います。

村内交通体系、これはたびたび一般質問で取り上げさせていただきました。これについては、なぜ私がこのようにしつこく取り上げるかと申しますと、やはり西原村内の少子高齢化、高齢化率は特に、中心部ではなくて周辺部に大変著しい傾向が見られます。そういった中で、なかなか車がないと、運転できないと買い物にも行けないという悩みが語られております。足の便が本当に悪いということで、また高遊など新興住宅地に20年前、30年前に引っ越して新築された方々も、もう年をとられて、そのときはよかったんだけど、今となっては買い物にも車で行くとなると、ちょっと不便だというふうな嘆きが聞こえております。

そういった中で、やはり村民の足を何とか確保するということは、西原村が暮らしやすい村でい続けるためには、どうしても欠かすことのできない基礎的なインフラではないかという思いからでございます。

そういったときに、熊日の報道がございました。皆さんごらんになったかと存じますけれども、産交バスの経営合理化というようなことで、不採算部門は見直していくということで、まずは大津菊陽間のバスの便を整理するというようなことでございました。私は、それを読みまして、西原村も今後注目されてくるのではないかと。検討課題に産交バス会社として考えているの

ではないかというふうに心配が起きてまいりました。そのときに、やはり西原村は、大津と木山間のバスの便がもしも廃止ということを出してこられたならば、どうしたらいいのだろうか。また、存続ということで努力をするならば、現在の状況で果たしていいのだろうかというようなことで、その両方の道、これをやはり両にらみで考えていく必要がなかろうかというふうに思ったのでございます。

以前からジャンボタクシーを地元のタクシー会社に委託するなどいたしまして、デマンド式の方式で運行してはどうかということも申し上げました。そういった両にらみということで、村長はどのようにこの産交バスの方針転換と申しますか、そういった動きに対して対処していかれるのかお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）村内の重要な交通インフラの整備についてということでございます。お答えをさせていただきます。

今議員が申されましたように、新聞報道があつておりますが、産交バスは利用の少ない路線から整理を始めている。西原村を通過する大津木山間の便もどうなるかわからない状況、そんな中、乗客をふやして存続を図るのか、それとも産交から廃止の通告を受けた場合にはどうするのか、どのような態度で臨むかという質問の要旨であります。

議員が申されましたのは、平成27年2月15日の熊日の報道であると思えますけれども、確かに「バス再編 住民の足に影」と大きな見出しで九州産交バスが大胆な路線変更に乗り出したと報道がありました。新聞では、路線再編は東部、大津方面、南部が宇城市松橋方面、北部が山鹿市方面、中心部が熊本市西部と益城町の4地区で計画をしている。中でも、再編の規模が最も大きい大津町にある営業所を熊本市に近い光の森に移し、菊陽大津間は旧道を走る朝夕の数便を除き12月にも廃止するという内容の記事がありました。

しかし、勘違いするといけませんけれども、交通センターへ乗り入れる九州産交バスと産交バスは別会社であります。九州産交バスの再編により、産交バスの大津木山間の路線が廃止されることはないというふうに思います。産交バスの大津中央営業所がなくなることもないというふうにお聞きをしております。

ローカル線の運行を行っている産交バスについては、自治体から、議員もご承知のとおり補助を行い存続しているものであります。何度も質問されており、そのたびにお答えさせていただいておりますので、ご存知とは思いますが、木山産交起点、山西、森経由、大津産交終点、山西岩坂経由2系統につきましても、沿線の益城町、大津町、西原村の3町村で営業距離により補填をしております。大津町がだめと言ったら、西原村までバスは来ません。益城町が補助金を負担金を払わないと言ったら、西原村へ来ません。西原村

は大津町、益城町の協力により西原村をバスが通っておるということをご存知だろうと思います。

最近、燃料費や修繕費の高騰や、小型・中型バス市場も最も高く推移しており、このような中で産交バスでも経費削減に努められ、それでも赤字路線となっておりますので、西原村でも年々補助金は増加傾向にあります。県生活交通維持活性化交付金と村負担の8割を交付税措置をされていることにより、実質の村の負担は二、三百万円程度であります。

先ほど申しましたように、益城町、大津町の協力もあり、この路線の廃止はないと思っております。高校生の通学定期券の補助も検討してはどうかということもございますが、なかなか乗客の増につながるかは疑問であります。近隣町村のコミュニティーバスの導入状況も調べてみましたが、財政的には大変厳しい状況にあるとお聞きをしております。今後も、高校生や保護者の方々、交通弱者と言われる方々のためにも、大津木山路線の維持を行っていきたくと思います。

今回の質問、産交から廃止の通告を受けた場合という仮定のお尋ねでありますので、まだ決まっていない会議のお話が私がここでどうこう話すのはいかがなものかなというふうに思います。廃止が決定していないのに、決定後の話をすれば、廃止を覚悟しているというふうに捉えられるのではないかと思います。仮定の質問でお答えするのは控えさせていただきます。

○議長(坂梨公介君)まとめてください。

○10番議員(田島敬一君)ありがとうございます。

大津から木山までの路線の廃止はあり得ないというふうなことで答弁をいただきました。

しかしながら、やはりかなり乗客が少ないということは厳然としてありますので、その乗客をふやすという点で、村長もいろいろと考えておられることと存じます。その点で、私が前回申し上げましたバス・タクシー共通券というようなことを言いましたけれども、後になって私も、これは手続的にはかなり難しいのではないかとということをも自分でも受けとめました。対象が違うわけですから。それならということで、やはりタクシー券なのか、バスのほうが都合がいいという方もお年寄りの中にはおられるかもわかりませんというようなこともありますので、共通券でなくて別々に、そして選択制というふうなことで乗客増につなげる方策はいかがなものかというふうに現在では考えております。

また、同時に、私が前回、スロープ、それから車椅子でも乗り込めるように、社会福祉協議会が持っておられるようなボンネットバスみたいな、後ろからあけてというようなことを申しましたけれども、これについても、熊本市内で主に運動されております障害者の暮らしを豊かにする会というところにちょっと尋ねてみましたところ、そこでも最初はいろんな言い方をされて

おりましたけれども、リフトにこだわっておられましたけれども、ノンステップというのが実現してみれば、リフトは要らないと。ノンステップで足りていると。なぜならば、入り口も結構広いし、そこから車椅子の人も押して乗ることができるというようなことを聞きまして、ああ、これこれと思ったわけでございます。前回申し上げましたリフトつきというのは、私は取り下げさせていただきまして、提案としては、やはりノンステップ、これで今後は推していきたいなと思っております。その点で村長のお考えをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が申されますこともわかりますけれども、赤字路線で、さらにバス会社がそれだけ経費をつけて、この前は車椅子が乗られるようなという話でございましたけれども、ノンステップバスにおきましても、今こちらに来ているバスは中型がほとんどでございますので、それに適応するか否かはバス会社に聞かなければわかりませんが、そういったことも一応聞いてみますけれども、大変厳しいのではなかろうかなというふうには思います。

以前から福祉タクシー、福祉タクシーと言っておられましたので、福祉タクシーは今運行しております。年間利用者もだんだんふえて、今、平成26年度ももう300万円を超しております。平成25年度も356万円ほど利用していただいております。これをまたさらに充実させたほうが村の交通手段としては一番いいんじゃないかなというふうには思います。そういったことで、今後も進めていくなればというふうには思います。

バスの乗客もなかなか乗っていただけないと。利便性も少し悪い。大津木山で乗りかえないといけないということもありますので、そこら辺も、さっき言いましたように産交バスと九州産交が違うというところもございまして、そこら辺も含めて今後検討していきたいというふうには思います。以上です。

○10番議員（田島敬一君）締めくくりいいですか。短時間で。

○議長（坂梨公介君）はいどうぞ。

○10番議員（田島敬一君）大変ありがとうございます。

いずれにしても、益城町、大津町と両方の町にかかっております。何をしようにも、やはり両町との協議の場というのが必要ではないかと思えますし、また、4カ町村には熊本空港という大変利便性の高いところが真ん中にあるにもかかわらず、十分にこれを利便性を活用し切れていないのではないかということから、やはりいろんな機会でも4カ町村、あるいは3カ町村でもいいんですけれども協議をする場をぜひ検討していただきたいということをお申し述べまして、一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前 11時51分）

（午後 1時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。
内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第8号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,515万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月17日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

今回は歳出のみの補正でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、140万円の増額補正でございます。村民葬委託料でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 社会福祉施設管理費、210万円の増額補正でございます。福祉センターボイラー地下タンク修繕費でございます。

あと、予備費を350万円減額補正していたしております。

今回の補正は昨年12月13日に名誉村民である元西原村長、山本佐吉様の死去に伴い、12月21日に村民葬を行うことから執行に必要な委託費用が緊急に必要となりました。

また、福祉センターのぎく荘において、ボイラーの燃料地下タンクに水の混入がわかり、燃焼しない状態となっており、原因を確認し緊急に修繕を行

う必要があることから、早急に予算補正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、議案第1号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

万徳地区から一部区域が分離して、西原地区を新規の地区として設置するため関係条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例。

嘱託員及び地区連絡員設置条例（昭和59年西原村条例第15号）の一部を次のように改正するということで、第2条第1項中「緑ヶ丘」を「緑ヶ丘・西原」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付いたしております。

ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

総務委員会のほうで、審議の中で一応やりとりをやったところでございませぬけれども、今回の万徳の集落に所属された一部の12世帯が新しい集落を形成するというので、全国的に見ると集落の再編なり、統合ということで悩む中、西原村としてはある意味ではうれしいことだと思います。また、集落未加入の世帯が多い中、集落を自分たち12世帯で頑張っていこうという姿勢なのかもしれません。しかし、もと集落の中に所属していた集落が12世帯で自分のところの集落を形成するというので、今後のあり方も含めて区長会でも一度検討を願えればと思っておりますので質問いたします。

集落というものは、地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持、向上を図る生活扶助の機能を持っております。例に挙げると冠婚葬祭含めまして隣保組——昔でいう隣組ですね——の発展が象徴されるところです。共同作業という形も、当然管理道路の維持修繕であったり、草刈りまたは行事ごとの共同参加という意味も持っております。12世帯ということで非常に少数世帯で運営を今後されていくわけですが、行政に確認したいのはメリット点とデメリット点等の説明をされておられるのか。安易に12世帯という小規模な集落を認めるということになりますと、通常でいいますと村からの行政事務委託を受けるのが、区長さん、分館長さん、衛生班長さん、3名です。残りの9軒はとりあえず行政委託を受けないところになりますけれども、部落内にいますとその中に区長代理、通称ムコヤクさん、それに会計さんということで、当然共同でお金を出し合い、やり合う中で、非常に負担も厳しくなってくるんだろうと予測しておりますけれども、進んで頑張っていくという姿勢を見せられているというのが今回だと思います。

その辺行政側からして、規模的に妥当とかそういう、面積的に妥当だというお話もなかなか決められないというところも知っておりますけれども、メリット、デメリット点等の説明とか、よその区長さん、少数集落で既存の集落で非常に役職も大変、老人会の運営も大変というお話等も聞かれてやられているのか、その辺、総務課長、ちょっと説明をしてもらえませんか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今回の西原地区の分につきましては、場所的には新所地区のほうが地域的には大変近いわけですが、西原地区につきましては、大字鳥子区になりますので、当時の万徳の区長さんの方のお

計らいで大分離れた地域ではございましたけれども、万徳のほうに加入させて、未組織とするよりも万徳集落のほうに加入させたほうがよいのではないかなということ、万徳集落のほうに加入をさせたといういきさつがあるということをお聞きしております。また、その当時の話し合いの中で、戸数がふえたら新しく地域をつくり、分離して地域をつくってもらいたいというような話があるとお聞きしております。

この嘱託員及び地区連絡員設置条例、こちらにつきましては、役場と集落間における円滑な行政運営と住民の方々の福祉を図ることを目的とした条例でございます。現在、西原村でも八景台、玉の迫、緑ヶ丘南、小森の里、この4つの未集落組織がございますけれども、こちらの4集落につきましては現在文書配布の担当の方を出していただいて、文書配布等をお願いしているところでございます。こうした未組織の集落にも加入されていない方が、先ほど宮田議員のほうからもございましたが、かなりふえてきている状況でもございます。今回の西原地区につきましては、既に万徳地区に加入されておられる方々の分離でございます。新しく地域をつくり、しっかりとした集落の運営をしていただき、村の行事等にも積極的に参加をしていただければと思っております。

また、先ほど議員のほうからもありましたが、村内でも現在既存の集落では10戸ぐらいの集落もございます。この新規の組織を世帯数の条件を入れるのかというのは非常に難しい部分でもございます。確かにメリット、デメリットというのはそれぞれにあるかと思っておりますけれども、まず未組織、そうした地域をつくらない、未加入の戸数をふやさないという思いもございましたので、当時の万徳のいきさつ等も考慮いたしまして、今回この条例の改正をお願いしたものでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）事情等は万徳集落に加盟するときのお話の経緯が反映されているということであると思っております。ただ、今回12世帯で集落形成をするといった形で、公民館をまず万徳を利用するといった形で、万徳部落の子部落かなという感覚で皆さん受け取られておると思っております。そういった中で区長会に新たに西原から区長として誰かが行かれるわけですが、この話は多分に区長がふえたということで区長会の中では議論にならないかもしれませんが、集落間に戻ると12世帯で集落を形成したというお話が来ますと、変に解釈すれば、集落間の議論が二分する場合、変な助長をしないとも限りません。そういった中で私のところの部落が一番言いやすいので例に挙げますと、25世帯上下でちょうど割ると12と13軒になります。公民館共同使用しますけれども、なんさま意見が合わんけん、2集落で認めてくださいというお話があった場合、認めざるを得んような形になりませんかという懸念もあります。これは極端な話でありますけれども、やはり少数の集

落の悩みと非常に多い集落が出てきております。また、未加入の組織があるというのも実態であります。これはやはり議会にどうこう、通す通さんという議題で上がりますけれども、やはり区長会の中で事前にそういうお話があって、各区長さんにお話し合いの中でそういう議論の場を設けていただきたいなと思います。12軒だけれども俺らは頑張るといった姿勢がまず議会側から、話も聞いていないので余り見えないんですけれども、そういう区長会等の話が経由してあれば、どこかのところでお話を聞く機会があったのかもしれないという思いもあります。やはり、一番大事なのは既存の集落それぞれありますけれども、仲良く、意見の相違はあってもまとまってやっているというのが集落のあり方ではないか。将来そこに過ごせば見守りの体制があったり、やはり集落として最低限やるといったことをやれる規模というのはやはりあると思うんですよ。やはり、どこかの部落におんぶにだっこばしてもらわんと成り立たんような部落ではいかんと、特に新設する部落に関してはですね。そういうような思いもありますので、道のりとして区長会の中でそういう提案なり、意見を聴取するとか、そういったやり方の手法も必要ではないか。

また、今度は逆の場合は、河原のほうでは南原が集落から統合ということで猿帰になっています。こういうケースも今から山間部であります。そういったことも区長会の中でいろいろ議論になっていいのではないのかなというふうな思いもありまして、今回質問させていただいておりますので、方向性だけでも構いません。総務課長、区長会の中でそういう新設だったり、統合関係の要望等が出た場合は一度経由するという形をとれますですか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）そうですね。非常に難しいご質問でございます。ただ、新規の地区をつくりたいというようなご相談があれば、当然地区の役割、そういったことを十分ご説明とのお話があったところとの協議はしていかなければならないと思います。ただ、区長会でその議論となりますと私のほうで即答はちょっといたしかねますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）確かに総務課長、行政側としてはあらかじめ認めた組織の中でそういうのを議論するというのは難しいでしょうけれども、それだったら逆に、部署になると村長の部局ぐらいしかつくれんのかな、集落の今後のあり方ということで何か諮問機関をつくっていただいて、その辺を規模とかそういうのは当然うたえませんので、集落の役割とかという形をぴしゃとどういう定義であるというのを住民に知らしめるいい機会なのかなという思いもしております。未加入のところには未加入さんの言い分があると思います。加入している集落も自分のところの組織が運営が厳しいという悲鳴を聞くときもあります。特に、少数の集落で、山西校区になると区長が1年交

代、全部1年交代になると、下手するなら4年に一遍にしようかなとかいう話もありますので。その中で高齢化が入ってきます。70歳以上は役をせんでええとかという話まで決めておる集落もありますので、本当は集落単位で決めていく話でありますけれども、緩やかな話し合いの場というのにも必要じゃないかなというふうに思います。やはり、行政機関でなかなかするというのは難しいかもしれませんが、緩やかなそういう意見を出し合える場という形で進んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) まず、先ほど申されました区長会あたりでいえば、逆にそういったことになるような、助長をするようなことにもなりかねないので、区長会ではいかがなものかなと思います。そしてまた、そういった集落だって未組織になった場合、何も無い、区役もない、役職も決めんでよかと、そして連絡が不行き届きになるということで、今回は12戸のことですけれども、そういったことで自分たちがはまって集落をつくるということであれば、私はそれは認めざるを得ないというふうに思っております。先ほど申されました猿帰、南原は統合したということでもあります。あと一つ、葛目が10戸余りかな、10戸か11戸ぐらいでありますけれども、かえって、その小集落はまとまりがあると思います。団結力もあるということで、特に葛目あたりはあの道路の長い区役を2日もかかって、区長さんあたり特に頑張っておられるということでございますので、そういった昔からある集落はさらにこの隣組の関係が強いところもございます。

そしてまた、今申しましたように、これを放ってなら認めんよということ放っておけば未組織という形になりますので、村の行政としても地域に対しての連絡とか、いろんなことに対しても不具合が生じはしないかということでございますので、このようなご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかにございせんか。まとめてください。

○9番議員(宮田勝則君) すみません。私は決して少数の新規集落を認めないとかそういうお話じゃありません。これは行政に携わる者としては未加入の方々を減らすといった方向性というのは必要かと思っております。やはり、今回のケースは万徳集落に加盟する経緯が自分のところも自立できるようになったら独立したいという形で、未加入を根本から避けられた方で、独立した方向性でいくという認識ですので、問題はなかるかなと思っております。

逆に、悪い言い方をしたら、先ほど言ったやり方ですよね。これが村内に広がるのが懸念される。こういったことで集落の、既存の集落で役員されておる方は集落の意義とか、仕事とか、三役された方は大変わかれておると思いますけれども、役員されておられない方はどうかな、まだ認識は甘いかなという感覚もありますので、何かの勉強会みたいな形でやって、未加入

の集落は極力減らすといった方向性は間違っておりませんので、何か私が12世帯では少のうはにゃーかて言った手前もありますけれども、本来なら万徳でもよかったのかな、そのまま。隣保組のほうが選択肢としてはよかったのかなという感覚もしていますけれども、距離感も結構あるといったことでちょっと質問してみましたけれども、どこかの問題提起になればと思いますので、そういった発言でございます。以上です。

○議長(坂梨公介君)ほかにございませんか。

教育長。

○教育長(曾我敏秀君)分館長さんの立場からですけれども、やはり最大の問題は住民の生活ですので、一番直結するのは衛生班長さんかなというふうに思います。やっぱり、ごみステーションの問題とか、住民健診の通知とか、新しい集落を編成するときはやはり任意のそういったところから最初始まります。多分この辺が万徳との距離も離れていますので、ごみステーションを誰が管理するかとかなった場合、やはりその地域に衛生班長さんがおったりとか。当然三役さんの中にはこれは小さい集落は兼務されるところもあると思いますが、教育委員会といたしましては分館長さんの公民館活動の方面でまたいろいろかかわらせていただきたいと思います。以上です。

○議長(坂梨公介君)ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君)全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第2号、西原村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君)議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、西原村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政手続法の改正（平成27年4月1日施行）に合わせ、手続の拡充、拡大を図るため、またあわせて字句の改正を行うため条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをお願いいたします。

今回の行政手続法の改正につきましては、同法の規定により、「名あて人」、「かかわる」といった語句の表記を改めていることから、行政手続条例においてもこれらの語句を含め適切な用語整理を行うものでございます。

また、第33条、行政指導の方式、このところでは行政指導を行う際、現行の趣旨、内容、責任者に加え根拠の法令の条項、法令規定される要件、要件に適合される理由を明示することとなります。

34条の2、行政指導の中止等の求め。

こちらにつきましては、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合には、指導を受けた相手方は村に中止を求めることができることとしております。

34条の3、処分等の求めのところににつきましては、何人も法令違反の事実を発見したときは是正のための処分等を村に求めることができることとしております。

3ページ以降に参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしております。

2ページに戻っていただきまして、附則、施行期日。

1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

西原村税条例の一部改正。

2、西原村税条例（昭和39年西原村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

今回は、行政手続法の一部改正に伴います条例の一部改正でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、西原村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について原

案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第3号、西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

特別職報酬等審議会の答申等により、西原村議会議員の報酬額等を改正する等のため、条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

1ページをお願いいたします。

第5条、期末手当につきましては、6月に支給する割合を「100分の170」から「100分の145」に、12月に支給する割合を「100分の180」から「100分の160」に改めるものでございます。

別表第1につきましては、「27万2,000円」を「30万3,000円」に、「22万5,000円」を「25万円」に、「21万4,000円」を「23万8,000円」に、「20万5,000円」を「22万8,000円」に報酬月額を改めるものでございます。

次のページに新旧対照表を添付いたしております。

議会議員報酬につきましては、平成15年4月より2%、平成16年4月からはさらに10%減額をしてきたところでございますが、特別職報酬等審議会の答申を受けて、平成16年3月時の報酬額に戻すものでございます。

戻っていただきまして、附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員(上野正博君) 5番、上野です。

昨年の6月の朝日新聞によりますと、地方議会の担い手不足が深刻だと新聞に載っておりました。報酬も関係しているということでございまして、今

回引き上げて元に戻すということでございますが、引き上げる前の月額報酬のランクと引き上げてからの月額報酬の県下市町村のランクの位置はどのあたり、本村はどのあたりになるか、総務課長のほうに説明をお願いします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）議員の報酬月額につきましての県内の状況をとということでございます。現行の議員報酬につきましては、31自治体、これは町村のみでございます。こちらにつきましては31自治体の中で29番目となっております。

今回、条例改正案として出させております金額、報酬額の改定後としましては、31自治体中、錦町、苓北町と同じ高い方から18番目に位置することになるかと思っております。これは議長、副議長分です。それから、議員のほうにおきましては、苓北町と同じ同額の18番目になるということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第4号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

村長等特別職の給料額を改正するため、関連して各種委員等の報酬の額を

改正するため、条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

3ページをお願いいたします。

こちらのほうに新旧対照表を添付させていただいております。ごらんいただきたいと思っております。

村長と特別職給料、議員報酬の引き下げとあわせまして、区長等の報酬等につきましても平成17年4月より3%程度引き下げをしておりましたが、今回の村長等の給料等の改正に合わせまして、元の報酬額に改めるものでございます。また、区長報酬につきましてもは平等割と一戸割の金額の見直しをあわせて行わせていただきたいと思いますと思っております。

2ページ目に戻っていただきまして、附則。

この条例は、平成27年4月1日より施行する。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第5号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

特別職報酬等審議会の答申等により、西原村長等の給料額を改正するため、

条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、今回の条例改正につきましては、別表第1中「68万3,000円」を「73万6,000円」に、「50万9,000円」を「54万9,000円」に改めるものでございます。

村長と特別職の給与につきましては、議員と同じ平成15年4月から2%、平成16年4月よりさらに10%減額をしておりましたが、今回、特別職報酬等審議会の答申により、村長、副村長の給料額を改正するものでございます。

2ページ目に参考資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。

1ページに戻っていただきまして、附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第6号、西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

村長等特別職の給料額を改正するため、関連して教育長の給料の額を改正

するため、条例の改正をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、第3条中「47万8,000円」を「51万円6,000円」に改めるものでございます。

教育長の給料額につきましても、特別職報酬等審議会の答申に合わせてまして、改正をさせていただくものでございます。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第7号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

暫時休憩します。

（午後 1時47分）

（午後 2時01分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）大変失礼いたしました。

議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定す

ることとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

職員の旅費の支給について算定方法等、所定の条例規定の整備をする必要があるため、条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、第2条、旅費の支給におきまして、職員が公務のため出張した場合は旅費を支給することとなっておりますが、第2条の2として旅費の支給を受けることができる者がその出発前に出張命令等を取り消されたときなどに、当該出張のために既に支出した額があるときは、当該額のうち、その者の損失となった額を旅費として支給することができることとするものでございます。支給できるものとしましては、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の支払った額、旅館、その他、宿泊施設の利用を予約するために支払った額で、所要の払い戻し手続を採ったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかつた分でございます。

第3条、出張命令。

第4項、出張者は公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により出張命令等に従って出張することができない場合には、あらかじめ、任命権者に出張命令等の変更を申請しなければならないこととしております。

第6条第3号。

路程の計算の陸路についての改正と追加を行っております。

路程につきましては、公用車を使用しておりますので、旅費の支給は通常は発生いたしません。職員の旅費の支給に当たっては、なるべく飛行機等の早割などを利用しながら安い金額になるように努力をしているところでございますが、キャンセル料等の支払いが発生したときなどの条例がございませんでしたので、他の自治体同様に改正をさせていただくものでございます。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）意地悪な質問になるかもしれませんが、すみません。

当然払われるべきものが払われるような条例にするということなんですけれども、2条の1項、鉄道費、船賃、航空賃及び車賃とあります。「等」は入れてありませんが、これで全て乗り物の予約で払えますですか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

(午後 2時05分)

(午後 2時06分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長(泉田元宏君) すみません。

ただいまのご質問ですけれども、通常、今回、キャンセル料等が発生するケースといたしましては、東京等に出張した場合、飛行機賃と宿代をセットで予約した場合等でキャンセル料が発生した場合ということでございますので、当然モノレール等の車代についてはそのパック料金には含めないで旅費を請求というか、パック料金をとりますので、モノレール等についてはキャンセル料発生しないかと思えます。よろしく。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) ありがとうございます。

現行の旅行代理店並びに格安のパックをする場合は発生しないということですが、いつ何どきパック系統が変わるかもしれませんので、できますならば早急に「等」ということで、どういうふうに関後で対応できてほしいような形にされておたほうがよりベストかなと。よりベストという日本語もおかしいけれども、よりベターかなといったところです。終わります。

○議長(坂梨公介君) 答弁はいいですか。(「改正は議案で上がっておるけん」の声あり) 総務課長いいかい。

総務課長。

○総務課長(泉田元宏君) 今後、十分検討させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長(坂梨公介君) ほかに質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員(中西義信君) 現実に起こったのでしょうか。今回の改正はわかりますけれども。実際あったのかなと思って。

○議長(坂梨公介君) 総務課長。

○総務課長(泉田元宏君) 実際、これまでなかったものでこの条例について気づかなかった部分がございますけれども、今回ちょっとそういうことがありましたので、今回条例改正をほかの自治体を参考にさせていただきながら、改正をお願いするものでございます。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員(坂本隆文君) 1番議員、坂本です。

この文章では、当本人が死亡した場合等と書いてありますけれども、これ何親等までだったらこういうふうなものが出されるとか、そういうものが書

いてありませんけれども、あるのでしょうか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 2時09分）

（午後 2時10分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（日置和彦君）もちろん、本人が行かれた場合でありますので、本職員であつたら、周りにかわって行く人がおるとお思いますので、本人が死亡したときはという意味でございます。親が亡くなってその人が行けない場合は、周りがかわって行きますので、本人が死亡したときだけのことであつてというところでございますので（「わかりました」の声）。

○議長（坂梨公介君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よつて、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第8号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第8号につきましてご説明いたします。

議案第8号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

放課後児童健全育成事業実施に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の

制定をする必要がございます。

今回の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正後の児童福祉法の規定に基づき、関係条例等の整備を行うに当たり、条例の再確認をいたしましたところ、放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例が制定をされていないということが判明いたしました。がために、今回の提案になった次第でございます。

次のページをあけていただきたいと思います。

西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例。

第1条、第2条に趣旨及び設置を規定しております。

第3条に、名称を山西小学校学童クラブ、位置を西原村大字小森2760番地と規定しております。

第4条に事業、第5条に利用者の範囲、第6条に委任を定めております。

この条例の施行につきましては、公布の日から施行することとしております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第9号、西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第9号につきましてご説明いたします。

議案第9号、西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法の規定に基づき、西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをおあけください。

西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

放課後健全育成事業とは、保護者が日々就労等で家庭にいない子ども、小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものでございます。

この事業実施における設備及び運営についての基準につきましては、その基準となる法や省令の規定内容は、従うべき基準、参酌すべき基準の類型に分けられており、それぞれの許容範囲内におきまして条例を制定する必要があります。

本村には、国の基準と異なる内容を定める特段の事情や地域性がないということから、基本的には国の基準を西原村の基準としております。第10条の職員、これは3ページになりますけれども、第10条の職員に関する規定が従うべき基準で、それ以外は参酌すべき基準になります。

また、あけていただきまして、最後のページですけれども、ここに附則をうたっております。7ページに附則がございますが、施行期日は平成27年4月1日から施行すると。

ここに次の第2に、職員に関する経過措置をうたっております。これに関しましては、熊本県が実施する合計24時間の研修になりますけれども、これを平成27年度から全国の都道府県で実施される予定になっております。熊本県におきましても、平成27年度では約100名程度の指導員の研修を計画されていると聞いております。県内には約1,600名以上の指導員の方が既に配置されて、今後も増加されると思われることであります。全国的にも学童クラブの数、指導員が増加しております、平成27年度から31年度までの5年間の間に、全てのクラブの指導員が研修をするという予定になっております。

最終年度の申し込み等々で、その講義や研修が終わらないということも想定するということが考えられるために、この終了することを予定しているという表現でこの経過措置が設けられたものであるということでございます。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

私も学童クラブといいますか、これには難しい放課後児童健全育成施設ということで、こういう条例がなかったというか、決まりというか、なかったということは、今回出されたことではっきり初めて知ったわけでございますが、前のことをちょっと思い出しますと、前はさつき指導員と言いましたか、支援員、どっちですか。まあどっちでもいいんですが、そういう支援をされます方の運営といいますか、そういう感じになされて、現在は執行部というか役場のほうで運営をなされているというような感じを受けておると思いますが、もしそれが違っていたら訂正なりお願いしますが。

その中で、職員というところで、先ほど説明がありましたが、その指導をするというようなところで現在行って計画をしているという説明でございました。今後ともそういう感じで支援員さんは今のままのやり方でいって、運営は執行部といいますか、役場のほうでやるというような計画のもとで計画をされているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（・島信幸君）ただいまのご質問ですが、私、指導員とたしか言ったかと思えますけれども、実質は支援員さんですね。ご協力いただく方でございます。

これは各クラブ単位ごとに2名の資格をお持ちの方が必要だということで、後で途中での募集をかけるときとかには、その資格が当然ながら必要でありますので、2年以上の経験もしくは研修ということを受けた方ということで、この経過措置の中には今入っているところですが、今議員がおっしゃった今後の運営方法、直営なのか、もとの委託なのかということは、たしか昨年もそういうお話があったかと思えますけれども、今のところでは、とりあえずは、委託のときにいろいろと問題があったということもありまして、できる限り直営でやっていこうとは思ってはおります。

ただ、その支援員の方もやっぱり1日の勤務時間等々がなかなか長くはないものですから、やっぱりそれだけでは生活がと言われる部分も多少ありまして、確保するといいたしめようか、来ていただくのに募集をかけてもなかなか集まっていただけないこともあります。以上でよろしいですか。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）一応は直接運営というようなところという答弁で、そう確認しましたが、そういう支援員さんの足りないという人ですが、そういう対応は今後どういうふうに。あやふやじゃ子どもたちは毎日おるわけでございますが、普通の日には3時間かな。すると休みの日で8時間のようなあ

れを書いてあったと思いますが、何かそういう支援員さんが限られているとは思いますが、幅広い募集というんですか、そういうお願いをする必要もあるんじゃないかと思います。

また、先ほども条例のほうで、名称は山西の学童クラブで、河原小学校関係もたしかいたかと思いますが、今思いましたが、河原小学校も同じ対応をやってくれると思いますが、名称あたりはこれでよかったですかなとも思いますが、すみません、先ほどの条例の決まった後のちょっとぶり返してはございませんが、よろしくお願ひします、答弁を。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 先ほどのまず設置要綱につきましては、山西小学校の学童クラブが平成24年だったですか、建設されたのが。本来であればそのときに条例を整備して、設置及び管理に関する条例ができていなければいけなかったとは思いますが。河原小学校は学校の施設の空き教室を使っておりますので、その設置という条例は特に必要はないだろうと。

今度は運営に関しましては、この運営基準等で両方のクラブが該当しますし、今現在条例ではありませんけれども、実施要領は一応既に定めてあります。直営に移行するときその実施要領は定めておりますので、その要領の中で山西小学校2つ、河原小学校1つのクラブを定めて運営している状況にあります。

支援員さんは、今のところは足りないという状況ではありませんけれども、長期の休みに入ったときとか、その辺のローテーションのために、あと1人、2人欲しいなというときに、やっぱりなかなか急に募集はできませんので、早目、早目にやっぱりそのお仲間といひましようか、口コミといひましようか、それと広報紙でも当然しますし、防災無線でもかけることは事前に準備はしております。今のところはそう問題は出ておりませんが。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第10号、西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) 議案第10号につきましてご説明いたします。

議案第10号、西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行により児童福祉法が改正され、西原村保育所条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、下に申しわけありません、ページ番号を打っておりませんが、西原村保育所条例の一部を改正する条例。

次のページの新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定について、改正後と改正前としております。

第1条の中で、「保護者の委託を受けて保育に欠ける」という表現を「児童福祉法第24条第1項の規定により保育を必要とする」に改めております。これは、第1条に根拠法令の記載がなかったために追加しているものでございます。

第2条の根拠法令を「児童福祉法第35条第3項」から「児童福祉法第39条第1項」に改めております。これは、平成9年に行われた法律の改正によりまして、児童福祉法第35条第1項に記載されておりました保育所を、その表記が対象となる施設から除外されております。条例制定時にこの児童福祉法第35条第3項を根拠として制定されたものと推測しているところでございます。今回の条例改正で、本来引用すべき児童福祉法第39条第1項に訂正するものでございます。

第3条の根拠となる基準を、保育の実施に関する条例第2条から保育の必要性の認定基準に関する規則第4条に改めております。

これまで保育の実施に関する条例に規定されておりました保育の実施を必要とする児童では、全て同一の保育が実施されておりましたが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保護者からの申請があった場合、児童の保育の必要性に合わせた保育を実施することとなります。これに伴いまして、保育の必要性の認定基準に関する規則を定めて、この保育の必要量の認定を行うため

に変更をするものでございます。

保育の必要性、保育に欠けるということは、保護者の就労、傷病、介護、看護などの理由に子どもの保育が家庭で困難というような場合、保育の必要があるというふうに認められます。それぞれの保育が困難な理由に応じた教育、保育等の利用ができるようになるということになります。

保育の必要量といいますのは、保護者の皆さんの就労時間に応じた保育時間、標準的な保育時間と保育の短時間の認定がなされます。標準的な保育を1としますと、短時間の場合は98%程度、料金としてもそのような料金体系になってまいります。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

委員会のおきにも質問させていただいておりましたけれども、この条例の表題が一緒に保育所となっております、この中の改正前、改正後の一覧表を見ましても入園とか保育園とか、保育所ではなくて保育園となっておりますけれども、これは表題が保育所であるからには、保育所にすべきではないのかなと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）確かに保育所と保育園とどう違うのかというご質問が委員会の折にもありました。いろいろと各自自治体のを確認しましてもこういう表記でありますけれども、実際、じゃどういうことなのかというふうに見たんですが、児童福祉法、今回新たにできています子ども・子育て支援法でも一応法律としては保育所、場所を指定してあります。

どういうふうな表現がよろしいかなと思いますと、このにしはら保育園でいくなれば、にしはら保育園という保育所に入所もしくは入園させるというふうにご理解していただければいいのかなと。その場所にある保育園はその施設の名称、保育所は場所というふうなご理解、これでわかりますかね。そういうふうに皆さんに言うときには、そのほうが一番いいのではないかと。そういうふうな、課内での協議の結果、そのほうに。いろんな書物を確認しましてもそういう表記が結構出ておりましたので、それで説明はするところでおりました。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第11号、西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第11号につきましてご説明いたします。

議案第11号、西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法の規定に基づき、西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、前の議案第10号でも申しましたように、その基準となる法や省令の規定の内容は従うべき基準、参酌すべき基準の類型に分けられます。それぞれ許容の範囲内において条例制定する必要がございます。

本村には、国の基準と異なる内容を定める特段の事情や地域性はないということから、基本的には国の基準を西原村の基準としております。

次のページをあけてください。1ページです。

西原村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

主な保育事業の施設の概要等についてご説明いたします。この目次に大きなものとしまして、第2章に家庭的保育事業、第3章に小規模保育事業、第4章に居宅訪問型保育事業、第5章に事業所内保育事業というふうに大まかに4つ規定があります。

家庭的保育とといいますのは、まず保育者、保育士、その方の自宅で行うものというふうにご理解していただければと思います。定員規模としては6人未満ということです。

それと、第3章の小規模保育事業、これはこの条例の中ではA、B、Cというふうに分かれてきております。主にいきますと、6人以上から19人以下の程度の規模で運営されるようになります。中型といいましょか、そういうふうな形になります。

第4章の居宅訪問型保育事業、これは障害等により集団保育が著しく困難な方とか、母子家庭の保護者が夜勤を行われる場合とか、離島などの場合とかということがございます。これに関しましては保育者が1名、子どもが1名、1対1というふうなのが基本になっております。

第5章は事業所内保育事業。これは事業所内で認可保育を行う場合の基準ということで、西原村の場合は事業所内というのは、お菓子の香梅さんが親互園という保育園をお持ちですが、こちらは一応認可は取らないということでありました。確認はしましたけれども、ここは対象外ということです。今のところは西原村では対象になる事業所はなかったかと思えます。

主なところでは、以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

この中にいろいろと14条あたりに、子どもたちは病気をすることがあり得るということで、その場合の対処について書いてあると思います。病気になり得るということは、西原村の保育所でも風邪がはやったり、さまざまなインフルエンザを初めとして、子どもらしい独特な病気がはやったりするかと思えます。

家庭の場合も同様で、そういったときに果たして家庭だけで対応が本当にできるものかどうかということをお考えますと、大津町とか菊陽町とかでやっておりますような、病後児保育ということですね。病気にかかっても親御さんたちが仕事が忙しいとか、行かなくてはならないとかいうことで、もうすぐ完全に治り切っていないのに連れて来るといようなことがあったりして、そういうときに、保育園のほうでも経験がおありだと思いますけれども、なかなかその断りがしにくいといようなことがあるかと思えます。

やはり特別な病後児保育みたいな、看護師さん、またそういった何らかの資格を持っている人がおられまして、完全に治り切るまで引き受けるというような体制が必要ではないかと思えますけれども、その辺についていかがで

しょうか。これで対応できますでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 保育園長。

○保育園長（園田久美代君） はい、今の質問に対して、病児保育においては、やはり感染性の病気等が保育園でした場合は、どうしても園で子どもを預かるという部分においては、集団生活ですので、それはできかねない部分も、看護師も現在にしはら保育園には1名おりますけれども、一応保育のほうに入っているということで、それは1人ずつついてということはちょっと現在の時点ではもうできませんけれども、病後児保育においては現在保護者さんのほうにお願いをして、感染性であれば必ず病院の許可を得て登園許可証をいただいてからのということで今お願いしております。やっぱり感染性においては集団生活という部分でも、かなり私たちも危惧している部分がありますので、その部分においてはご協力をお願いしております。

病後児保育、どうしても仕事でということで、病院にお願いして、中には登園許可証を出してもらえますかとお願いされる部分もありますけれども、とにかく病院の指示に従ってということで、私たちもお受けしておりますので、病後児保育は本来していないわけじゃないんですけれども、ただ、看護師が今現在1名というところで、対応にはちょっとできかねない部分がありますので、現在はそういうところです。（「わかりました」の声）

○議長（坂梨公介君） ほかに。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君） 7番、林田です。

この事業所の区分といいますか、それでは事業所ということで、にしはら保育園、そしてこのとり保育園さんが入りまして、一応村長が言っておられましたような待機児童0というような措置といいますか、そういう状態ではあると思います。

これについては今後人口がふえたりいろいろして、どれだけの対応ができるか、もしくは個人さんあたりが小規模の保育事業というか、そういうことを始められた場合、認可、無認可というか、そういう扱いがあると思いますが、そこまでの把握といいますか、もしされるとなれば無認可におかれませう指導あたりはどうされるのかをちょっとお伺いいたします。

そういう事例がまだ西原村にはないと思いますが、今後予想されると思いますので、そういうところについてのちょっと執行部の考えをよろしく願います。

○議長（坂梨公介君） 暫時休憩します。

（午後 2時45分）

（午後 2時47分）

○議長（坂梨公介君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 今、認可か無認可かというお話もありましたけれども、この場合は認可でないと問題があるかと思います。

先ほど家庭的保育と言いましたのは、保育ママとかよく言われて、聞かれたことがあると思いますけれども、大津町とか益城町では昨年もう既に委嘱状を交付されて、家庭で保育していただいている方が数名いらっしゃるという情報はあります。

西原村ではそういう情報をちょっと得ておりませんので、はっきりこうだという方向性は、ちょっとうちの住民課内ではそこまで把握はできておりませんが、今後のニーズをやっぱり調査して、どういう方向になるのかということのをこれが始まる時、もう4月から始まるのにまだそういうことかと言われるかもしれませんが、まだその辺の調査まではちょっとできていないというのが実態でございます。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

村長。

○村長(日置和彦君) ただいまの件でありますけれども、今、にしはら保育園、こうのとりの保育園がございましてけれども、そちらの保育園が入れれば、家庭内保育園はそうないだろうというふうに思っております。にしはら保育園も今200名近くおりますけれども、こうのとりの保育園が、あの規模が90名規模であそこをつくっておりますので、これ以上子どもがふえとなれば、こうのとりの保育園さんをお願いして、定員を少しふやしていただくなればというふうに思っておりますので、そういった形でいかがかなと思っておりますので、家庭保育されても、そこに行く人が果たしておられるのかなど。やはりみんなと一緒に保育園で登園しているろんな子と遊んだり勉強したりするのが子どもの成長につながるというふうに思いますので、そちらのほうの保育園でまずは対応したいというふうに思っております。

○議長(坂梨公介君) ほかに質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第12号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) 議案第12号につきましてご説明いたします。

議案第12号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を内閣府令で定める基準を参酌して条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、その基準となる法や省令の規定の内容は、先ほどから申し上げておりますように、従うべき基準、参酌すべき基準の類型に当てはめられます。そのそれぞれの許容範囲内において条例を制定する必要があるございます。

あけていただきまして、1ページです。

西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

この条例では、大きく分けると2つに事業内容が区分されます。第2章の特定教育・保育施設、第3章の特定地域型保育事業、この2つに大きく区分がされるということでございます。

この特定教育・保育施設と申し上げますのは、保育園、幼稚園などのことでありまして、特定地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、先ほどの家庭的保育事業の条例で申しましたこの内容に当たります。その運営に関する基準になります。

子ども・子育て支援法の規定によりまして、この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村の条例で定めるということがあります。本村に関しましては国の基準と異なる内容を定める特段の地域性等はございませんので、国の基準をそのまま参酌して定めておるところでございます。

もう一つ、後で出てきます第13号まで、全て子ども・子育て支援法に関連して市町村で定めるとされたものでございます。以上でございます。

あとはご質問によりお答えします。よろしく申し上げます。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第13号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）議案第13号につきましてご説明いたします。

議案第13号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について。

西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担その他必要な事項に関し条例で制定する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、次の1ページをお願いいたします。

西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例。

この条例は、従来の児童福祉法に基づく保育料徴収条例と根拠法令は変わりますが、内容は変わっておりません。今回新たに子ども・子育て支援法に基づきまして、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を制定し、従来の児童福祉法に基づく保育料徴収条例の廃止を行うものでございます。

村で徴収する保育料につきましては、従来どおり第3条に別に定めることとしております。これは規則で定めております。子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育料の算定の基礎となる税額が、従来の所得税額から村民税の所得割額へと変更されたことに伴いまして、保育料の額に変動が生じてまいりました。現在の水準を維持するということで今検討しておりまして、

県内自治体の動向等を見ながら、各階層ごとの保育料の徴収額を当てはめ直して今試算しているところであります。

大きなところでは以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

住民課長より説明を受けております。今回保育料の算定の根拠が変わるといことで、シミュレーションでは確定はしていないけれども、下がる方向であるというお話でございます。それにつきまして、にしはら保育園の場合は自治体運営といことで問題そう大きく反映しないと。自治体負担分が余計にあるんだろうと思います。

対しまして、こうのとりの保育園等の民間保育園に関しまして、保育料が下がるという傾向にあるといことであれば、この運営の補助に関して特約関係がついているのか、その辺確認したいと思っておりますけれども、住民課長、これは確認していなかったがようございますか、質問して。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）保育料の確定がまだ今最終的にはさせておりませんが、公立保育園の場合は地方交付税の財政措置が平成16年度からされておりますので、もうご存知かと思っております。私立保育園につきましては、国庫負担金、県負担金の措置がなされます。

今回の保育料の改正は、まずは国の基準が8段階に、現行も同じなんです、分かれております。国の補助金の計算は、この国の基準額、保育の運営費がありますので、運営費から国の基準額を差引いた残りの2分の1が国庫補助金になります。

ですから、そこに保護者さんの負担が下がる部分に関しては今確定させておりませんので、どこまで変動させるかもちょっとあるんですけれども、国庫に関しては、まず変わらないというふうに認識していただければよろしいかと思っております。

その国庫と市町村の差額の部分が、また村の財政負担がどうなるのかというのが今後の課題かとは思いますが、そこをどう捉えるか、住民サービスなのか、そこら辺をどう思うのかは、まだ今はちょっと頭の中がちょっと整理ができておりませんが、今の状況ではそこまでです。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村営のほうは問題ないと考えておりますけれども、こうのとりの保育園さんのほうに当たっては、村長の待機児童0を掲げの中で

実質的公募型でありますけれども、手を挙げていただいた保育園というふうな認識をしております。

やはり運営費の解釈の問題もありますけれども、その児童の配置のばらつき等も考えられますけれども、やはり健全な運営をやっていたかなければ申しわけないと。誘致保育園でもあります。そういった形で本年度法律改正ということで、運営状況を注視していかなければならないのかなと思います。

その運営費という解釈がどんな解釈なのか、何をもって運営費というのかがちよっと疑問なところがございますけれども、安定した運営をお手伝いするという方向性で村長、ようございますですね。ご返答は、はいかいいえかをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今回この条例の制定によりまして、若干下がる傾向にあるかというふうで、今担当課長が申しましたように、国庫は変わらないということでもありますけれども、たとえ下がって村の負担がふえたとしても、村の子どもたちが通う保育園でありますので、そこら辺は住民サービスとして我々は対処していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 3時04分）

（午後 3時15分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、議案第14号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）議案第14号につきましてご説明いたします。

議案第14号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例（平成12年西原村条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

介護保険法の一部改正及び関係政令改正による所要の規定整備を行うほか、第6期西原村介護保険事業計画策定に基づき保険料率の改定に伴い、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

村長の提案理由でも申しましたように、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）によりまして、介護保険法の一部改正及び関係政令改正による所要の規定の整備を行うほか、この第6期の計画の策定に伴いまして保険料率の改定、保険条例の一部の改正の必要が発生しております。

この第1ページをお願いいたします。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例。

西原村介護保険条例（平成12年西原村条例第18号）の一部を次のように改正する。

これは、保険料率の改正になります。新旧対照表をごらんいただきたいのですが、めくっていただきまして3枚です。これが現行6段階から9段階に変わる内容になります。ただ、そのまま見比べましてもなかなか判明がしづらいものがあります。

第6期の西原村介護保険事業計画の策定につきましては、今月の3日付で最終答申が西原村介護保険事業計画及び高齢者福祉策定委員会からの最終答申がなされました。それがこの第2条の保険料率の改定になっております。今回の保険料は介護保険法施行令の改正に伴い、標準の保険料段階の設定を現行の6段階から9段階に見直されております。

また、その保険料の段階を踏まえまして、厚生労働省から示されました指標に基づき、保険料を算定しまして、65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準月額を4,300円から5,400円に改定させていただくものでございます。この新旧対照表でも少々わかりづらいところがございますので、別添の本日配付させていただきまして、この円グラフを添付しております資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、この1枚目の1ページが介護保険制度の財源構成になります。これは在宅介護の場合の構成になっております。この介護保険の財源構成につきましては、介護の費用からサービスを受けられる利用者の自己負担を除いた額の構成で示しております。右半分が保険料50%、左半分が公費50%です。

公費は国、都道府県、市町村との構成になります。保険料につきましては、65歳以上の1号被保険者、それと40歳から64歳までの2号被保険者になります。これで、内側の円が第5期の計画の保険料率です。外側が第6期の保険料率になります。

変わりますところは、1号、2号とも当然変わりますが、平成26年12月12日に政令改正が行われまして、平成27年4月1日から施行するというので、第2号被保険者の保険料を現行の29%から28%に改正するという政令が公布されております。そのために保険料50%の部分の1号被保険者は21%から22%とおのずと1%ふえるということになります。

次の2ページをあけてください。これが現行の6段階から9段階の見直しということで、この絵ではちょっとわかりづらいところもございます。3ページ目に、保険料がこのように変わったということで、6段階から9段階に変わる統合したり分割したりというところで、この基準が変わっております。

第5期の基準の値では、第4段階が保険料率が1.0でございました。新たに第6期では新たな第5段階に変わります。こちらは先ほど申しました基準月額が5,400円、基準年額としまして6万4,800円になります。

それと、第1段階につきましては、あけていただきました次の、ページ番号はちょっとわかりづらいところがありますが、介護保険1号被保険者の低所得者軽減強化ということで、この左のほうで第1段階、第2段階、第3段階がございます。この番号が①、②が、2段階、3段階も②になっております。

これは一番最後のページをごらんいただいたほうがよろしいかと思いますが、平成27年4月からの消費税10%の施行がされると言われておったときに、第1段階はA、第2段階はB、第3段階Cというふうにしております。この第1段階のAは現在新しい保険料率では0.5を0.3まで引き下げる。第2段階は0.75を0.5に引き下げる。第3段階では0.75を0.7に引き下げると。これは低所得者の軽減強化であったのですが、消費税の施行が平成29年4月へ延びましたために、平成27年度に限ってはこのAの部分、0.5から0.45に落とすと、この部分だけ軽減するということが定められております。

あとのA´の部分、第1段階のA´の部分、第2段階のB、第3段階のCにつきましては、平成29年の4月から消費税の施行に合わせて実施ということが定められたのが、低所得者の軽減対策になります。この総額が料率の予算の中でも申しますが約100万円程度、総額で100万円程度ではなかったかと思っております。保険料の改定につきましては、早口で申しましたが以上でございます。

それと、議案の第1ページの下、下段のほうに、附則に次の1条を加えるとあります。これは、介護保険法の改正に伴いまして、予防給付の見直しや地域支援事業の実施を市町村はできる限り早急に取り組むこととされてお

ます。準備期間として実施を猶予する場合は、地域における介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、これによりまして条例で定めるといことがされております。第6期の計画を踏まえたところで、本村としても猶予期間を定めるものでございます。

平成27年4月から実施します介護予防及び高齢者の総合支援事業等につきましては、これまでの介護予防事業から介護予防日常生活支援総合事業へと移行します。また、新たに在宅医療介護連携生活支援体制の整備、認知症の早期支援の実施等が加えられております。

西原村では、今回の改正に対応するためには、新しいサービスの基準、その基準単価等、またその受け皿、その確保、医療機関との調整などに時間を要するということ踏まえまして準備期間を設けるということで考えております。そのために附則の第7条の第1項では、この訪問介護と通所介護予防サービスが地域支援事業に加わりますけれども、これを柔軟な対応ができるように猶予期間を設けております。この第6期計画が平成27年度、28年度、29年度の計画でありますので、最終年度の平成29年4月1日から行うということとしております。

次の2ページの第2項、第3項、第4項につきましては、先ほど地域支援の体制整備等が新たに発生するということを申し上げましたが、その移行期間を平成27年度中にその事業計画等を練った上で、平成28年4月1日から行うということで、ここに経過措置を定めているところでございます。

なお、条例の施行期日としましては、平成27年4月1日からとしております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりましてお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員(中西義信君) では、ちょっと質問します。

値上がり分、順番にいくと6,600円、2万2,800円、9,900円、6,720円と順番に上がって、2番目のランクのところが一番ちょっと強烈になるのかなと思ってはいますけれども、そんなような方、主にどこらあたりの方が多いいのかなと思って。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 今、中西議員がおっしゃったのは新旧対照表を比べたところでしょうか。それとも私が後で別添の資料で配付した……。どちらも本当は同じなのですが、どこの部分が多いかとおっしゃいますと、この第1、第2、第3で3割ほどになります。一番第1段階のほうは2割ほどにはなっていない。具体的な数字を申し上げますか。

これは平成27年度中に65歳に到達されるという方まで含めたところなんです。今見積もりしたところで、総数で65歳以上の被保険者の総数で1,910名ほどです。第1段階で310名、第2段階210名、第3段階が150名ほど。このあたりが多いということですね。それと第4段階で340名ほど、第5段階がまた340名ほどいらっしゃいます。

この第4から第9、こちらのほうで残りの7割の方がいらっしゃるというふうな割合、アバウトな数字なんです。そういうところになります。

○議長(坂梨公介君) 2番、中西議員。

○2番議員(中西義信君) 聞きたかったのは、第2段階の方が一番上がる率が高いのかなと思って。負担増にとっても感じられないかなと思って。

○議長(坂梨公介君) 暫時休憩します。

(午後 3時30分)

(午後 3時31分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第15号につきまして、ご説明いたします。

議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）が公布されたことに伴い、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回の大きな改正の内容としましては、まずは目次中の「複合サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるということと、あとは本則の中で出てまいりますこの「複合サービス」という名称が全て「看護小規模多機能型居宅介護」に変わります。これは昨年11月に行われております厚生労働省の社会保障審議会介護給付の分科会、この会合の中で厚生労働省から提案がなされ、現実に即した名称でということで名称変更がされたものが、これは本村の条例では第9章に当たると思います。ここがほとんど改正されてまいります。以上です。

また、同じこの平成26年11月26日に厚生労働大臣に社会保障審議会から答申されました指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などの改正事項につきましては、先ほど言いましたように大きく分かれますと3つほどになります。今の申しました名称変更にかかわる部分、それとこの条例の3ページの中ほどに表が入っております。こちらにつきましては、この小規模多機能型居宅介護事業の看護職員が兼務可能な施設等につきまして、これを拡大されております。併設する事業所等に加えまして、同一敷地内または隣接する施設等が追加されたということでありまして。

先ほど言っておりました複合型サービス、後でちょっと説明させていただきますけれども、その中の登録の定員、こちらが現在は1つの施設では25名なのですが、これが29名に改められると、これは次の4ページに86条関連で出てまいっております。

ほかには、地域密着型で79条あたりに事故後の対応ということで、条項の追加がなされております。

以上、大きく分ければ以上のところになりますが、この条例としましては平成27年4月1日から施行するということでありまして。

先ほど申しました複合型サービスというのはどういうものかと申しますと、訪問介護、通い、泊まり等を組み合わせた小規模多機能型というものに、訪問看護を加えたサービスの一つというふうに考えていただければよろしいん

ですが、まだ普及のほうは少ないということで、全国には103の事業所しかまだちょっと調査時点が遅いんですが、今年の段階では確認されておられません。

本村では、この小規模多機能型の介護といいますのは施設がございません。介護給付の中で申しますと、認知症対応の共同生活介護、これは高齢者のグループホームとか言われているものですが、みどりの館さんとかそよ風さんとか、それと認知症対応型の通所介護、これはデイサービスです。これはそよ風さんとかいうことで、具体的な施設の名称では以上のところになります。

この小規模多機能型とか、いろいろ何しろ難しい表現ばかり出てきますが、これは通所、短期入所、訪問、これを3つにまとめたやつ。それとそれを訪問をあわせて複合型というふうに言われているということでもあります。

主なところは以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時41分 散会

第 3 号 (3 月 1 2 日)

平成27年第1回西原村議会定例会会議録

平成27年3月12日、平成27年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年3月12日(木曜日) 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第16号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第21号 西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第22号 指定管理者の指定について(※舞季)
- 日程第 8 議案第23号 指定管理者の指定について(西原村地域福祉センター)

- 日程第 9 議案第 24号 村道の路線廃止について
- 日程第 10 議案第 25号 村道の路線認定について
- 日程第 11 議案第 26号 平成26年度西原村一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第 12 議案第 27号 平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 13 議案第 28号 平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 14 議案第 29号 平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 15 議案第 30号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 16 議案第 31号 平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）おはようございます。

それでは、議案第16号につきましてご説明いたします。

議案第16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

介護保険法施行規則などの一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）が公布されたことに伴い、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

平成26年11月26日に行われました厚生労働省の社会保障審議会・介護給付費分科会の会合で審議され、厚生労働大臣に答申されました指定居宅サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準などの全ての項目がこの中に入っておりますが、その改正事項につきましては、主な内容につきましては、あけていただきましたこの改正条例の2ページ、3ページが主なところになります。

2ページの第45条第6項中とございます。これに関しましては、昨日も申し上げましたが、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施

設等について定めるものでございます。

それと、3ページの第48条の第1項の中にこちらの小規模多機能型居宅介護事業の登録定員人員が25名から29名に改められております。こちらは、今回の改正の主な要因でございます。昨日も申しましたけれども、この小規模多機能型の居宅介護に関しましては、西原村には今のところは該当ございません。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長、附則は言わんでいいですか、附則は。

○住民課長（片島信幸君）大変失礼いたしました。

施行期日が漏れておりました。

この条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日からとしております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第17号につきましてご説明いたします。

議案第17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準定める条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

包括支援センターの人員及び運営に関する基準等につきましては、その基準となる法や省令の規定内容につきましては、従うべき基準、参酌すべき基準の類型に分けられます。それぞれの許容範囲内において条例制定する必要があります。

あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例。

この地域包括支援センターの第2条の基本方針が参酌すべき基準に当たり、第3条の職員数が従うべき基準に当たります。

従うべき基準とされている基準につきましては、国の基準と異なる内容を定める特段の事情や地域性が本村にはないということから、国の基準どおりに定めることとします。また、参酌すべき基準とされている基準につきましても、国の基準のとおり定めることを基本として、独自の基準は盛り込まないこととしております。

条例の施行期日は、平成27年4月1日からとしております。

この中で基本的になりますのは、第1号被保険者が2,000名未満の場合が、今、西原村がそこに当たっておりますけれども、2,000名を超えると3職種の人が必要になるということでもあります。今回、委託契約を予定しているところではまだ2,000名には到達していないというところでの職種の配置でございます。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

この包括支援センターについては、いろいろと前よりご質問いたしました。現在、平成26年度の予算でセンターのプレハブじゃないですが、その執行がなされておりますが、現在、まだもう3月ではございますが、その設備というか設置がなされていないので、どのようになっているのかということと、それから、協議会、そのメンバーはどういうふうな構成をされているのかということと、先ほど課長が申されましたように、今2,000名以下で

あるので2名ぐらいの人員というようなように考えられますが、現在、何名ぐらいの第1号被保険者がおられるのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 今3点のご質問で。

包括支援センターの当初予算に計上して、約500万円ほどであったかと思ひますけれども、その工事そのものはもう発注はしておりますが、仮設と先ほどもありましたようにプレハブの仮設事務所で一応予定しております、なかなかその工事している、役場の敷地内であってもその工事の状況が見えないということなんです、本体そのものはもうできておりますけれども、基礎工事は明日から着手ということになっております。遅くなっておりますが、独立基礎でありますので、その固定はしますけれども、工事そのものはそんなに日数はかかりません。本体を持ってきて、あと設置して固定することですので、予定はこの山河の館の南側、そこに公用車の車庫がありますけれども、その一番西側の部分にするということで、明日基礎工事に着手ということになります。

それと、包括支援センターの運営協議会のメンバーということでありましたが、今、手元にはないんですけれども、議会からの代表、それと民生委員から、それと社会福祉の団体、その実際運営されている団体、それと西原村にあります社会福祉法人が3つほどありますが、その代表もしくは施設長という方々はその構成メンバーに当たっておられます。

もう一点は、これはもう人の問題なんです、第1号被保険者の人員、これは昨日にもちょっと若干触れたと思ひますけれども、今のところで今年度にその65歳までに到達されるであろうという方まで含めると1,910名ほどではなかったかと思ひます。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) あしたより着工されるということですね。何か法律ばかり進んで現場がないというような感じでしたので、一応はそれで安心しましたが。まあそういうことで、現場ができるなら、施設ができるなら、今の話で1,900何人だったかな、そういうことで、もう2,000人近いなら、この枠に入れんで、もうそれか超えて3名にしてやっていただくならどうかと思ひますが、村長どう思われますか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 1,910名ということですので、あと二、三年は2,000名までいくにはかかるだろうというふうに思っておりますけれども、早目にしたらどうかということですので、その辺は今後検討していきたいと、来年にするのか再来年にするのか。保健師を1人入れんといかんもんで、村で雇うのか、あるいは委託先の社協でやるほうが一番いいんじゃない

かろうかなというふうに思っております。その辺は社協とまた打ち合わせていきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今の林田議員の質問の中で運営協議会という話がありましたけれども、運営協議会の会長を兼務しておりますので、一言議場の中で申し上げますと、本年より村長の委任を受けましてやっております。今回の条例の中でもいろんな諮問等があったものの回答ということで、条例の中でもうたわれておるところでございますが、現在、林田議員の質問の中でもありましたけれども、本年度末で1,910名程度という、20名程度というお話が協議会の中では出ております。参考までに平成27年度中に1,900人後半になると思っております。転入者があれば2,000名いくんだらうという予想のもとに、協議会が求めた基準的には、これは議決しておりますけれども、3名、年度内、平成27年度中に3名程度、もう一人増員の試みをして、平成28年度には当然2,000名を超えるといったことはほぼ確定していますので、それに向けて平成27年度中に準備するようというお話をしたところです。村長の答弁では、二、三年というお話もありましたので、そこら辺、時間の差が大分ありましたから、再度答弁を求めたいと思っておりますけれども、ようございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）そこら辺の一応計算をして、保健師は大体私の考えでは委託先の社協で雇っていただく、うちで雇いますと一応また定員の管理もございまして、社協で雇っていただくということで、そうなれば今、宮田議員が言われたように平成27年度になるという予想であれば、早目に向うのほうにも伝えたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）今、村長の答弁では、社協、はよ言えば委託先の社協の人間というか職員でというようなお話でございまして、私たちがいろいろ研修してきたところでは、やはり行政のほうから保健師さんが中心になってどんどんやっているところがやっぱりこういう介護施設というか福祉関係のほうは進んでいるというか、先進的にやっておられるというところを視察した結果では受けておりますので、できれば行政のほうから出向されるというふうな職員を入れられてやっていただければいいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）言われていることはわかりますけれども、村は村の職員の定員管理がございまして。向うのほうで、社協のほうで雇っていただくほう

が、村で雇えば公務員という形になりますので、するとうちの定員に1人入れんといかんということでもありますので。向うが雇おうが、こっちが雇おうが保健師の仕事は同じということでもありますので、社協で雇っていただきたいというふうに思っております。

○議長(坂梨公介君)ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君)全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君)それでは、議案第18号につきましてご説明いたします。

議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されたことに伴い、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

まず、介護予防支援と申しますのは、要支援1または要支援2と判定された方に対して要介護状態、要介護の1から5へ移行をすることを予防する観点から、介護保険法上の予防給付として提供されている介護予防サービス及びそのほか介護予防に関する福祉サービスを適切に利用できるように介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うことということがされております。

前の議案第17号でもご説明をしましたように、条例制定につきましては、その基準となる法律や省令の規定内容につきましては、従うべき基準、参酌すべき基準の類型に分けられております。それぞれの許容範囲内において条例制定することの必要がございます。

あけていただきまして、条例のほうの1ページをお願いいたします。

西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。

本村には、国の基準と異なる内容を定める特段の事情や地域性がございませんので、基本的には国の基準を西原村の基準として制定することとしております。ただし、第29条には、これは10ページになります。この記録の整備、それと第30条の暴力団員等の排除、これにつきましては、本村独自の基準を設けております。

まず、この第29条の記録の整備につきましては、指定介護予防支援事業者等が不適切な請求等に基づいて介護報酬を受けとられた場合、村としましては、保険者としてこの返還を請求することになります。このとき村の返還請求権は地方自治法の規定によりまして5年で時効となりますが、国の基準、ここでは、保存期間を2年、帳簿の保存期間を2年というふうにされておりましたが、村が返還請求をしようとしたときに、その内容を検証すべき記録が存在しないと、2年では存在しないということも考えられますので、この条例を制定するに当たりましては、この保存期間を5年として、この実施法との整合性を図ったものでございます。

また、暴力団の排除につきましては、西原村では暴力団の排除等につきましても基本理念を定めて、村の責務及び住民等の役割を明らかにしてあります。この暴力団排除を推進するためにも必要な事項ということで、この暴力団排除規定を一応ここに掲載しております。

主なところは以上でございます。

条例の施行期日としましては、平成27年4月1日からとしております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 7番、林田です。

ただいま、課長の説明で大体わかっておりますが、最後、先ほど第29条ですか、記録の整備ということで、2年を5年に独自にしたということは、大変いいことだなど思っております。というのも、皆さんご承知かと思いますが、近隣の地方自治体が介護事業者に対して訴訟を起こしたりしているという問題がありまして、そういうことがうちの西原村にはあってはならないということで、十分に注意をされましてやっただけならと思っております。うちは社会福祉協議会か委託されるのはどうなるのかはわかりませんが、ほかの民間もありますので、そういうところは十分注意をされまして、監督していただくならと思っております。

村長、それに対してどう思われますか。2年が5年になったということに対して、ええ企画されてということで。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) おっしゃるとおりでございます。

○議長(坂梨公介君) 2番、中西議員。

○2番議員(中西義信君) 先ほどからずっと包括支援センターのところから思っていたんですけども、今、確かに事業所もありますけれども、第一次何とかがふえれば、やっぱり事業所もふえていかなければいけないんじゃないかと思っておりますし、民間でも今後、小さなグループホームみたいなところをされる方も出てくるのかなと思っておりますけれども、国とか県から補助もあると思っておりますけれども、村でもそれに対して何か対応する用意があるのかと思っております。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) ただいまの質問ですが、確かに第1号被保険者またはその要支援、要介護の方々も年々増加しているところでありますが、村の計画、今度は第6期の計画にしましても、検討しましても、その施設の拡充とかいうことについては、今のところはこの第6期に関してはまだそこまでは計画を立てていないところではあります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 2番、中西議員。

○2番議員(中西義信君) こうのとりの保育園じゃありませんけれども、やっぱり必要な施設が西原村にも事業所といいますかそういうのが必要となった場合、やっぱり村としても少しは人口が高齢の方がふえていくわけですから、やっぱりそれに対する事業所に対する補助等も考えていくべきではないかと思っております。

○議長(坂梨公介君) 答弁を求めますか。

○2番議員(中西義信君) できれば検討してもらいたいと思っております。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長（日置和彦君）そういった対象になるような方々がふえれば、そこら辺で対処するならばと。まだまだ今のところはそこまでいっていないということでありますので、そういったことをご理解いただきたいと。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

自分の所管部門ですけれども、ここは村長に一言だけ答弁を求めたいと思います。

この要支援の1、2におきましては、地方自治、基礎を西原村のほうに所管が完全に移ってくるという中でございます。やはりこの介護の特別会計を見ましてもうなぎ登りに上がっていく傾向にあると。平成35年におきましては、一桁また上がるような勢いでいく予想もされております。やはり予防の段階の支援というのが非常に重要になるのかなとの思いもあります。村で在宅の支援をやっていくほうがより低コストになるといった方向性も見えてくるだろうという思いもあります。この要支援部分の、先ほどの条例の1個前の可決しましたけれども、認知症の予防関係の事業を含めまして、要支援の1、2の段階の強化が必要だろうというふうに考えております。やはりここ10年間で相当の伸びを予想される中で、村独自のスタンスが一番見えやすい階級、要支援の1、2について、村として独自に予防事業の中身でやっていこうという心構えで結構でございます。村長の気構えだけをお聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに今から先、高齢者がふえてまいります。団塊の世代もあと10年すれば70の後半ということで、そういった方々もふえるんじゃないかなと。認知症あたりの方々、家庭の中でなかなか外に出さない、恥ずかしいではございませんけれども、出たくない、出たくないという方々もふえてくると思いますので、そこらあたりは今後、社協が行っております居宅に対する訪問をしております。うちのほうも保健師等もしておりますけれども、その中でやはりそういった認知症に初期的な症状が見られたときにどうするかと、そこが一番大事じゃなかろうかなというふうに思います。うちの家族を言うわけじゃありませんが、うちのところももう親が少しそういった兆候があると。兆候があるというかそういった形になってきつつあります。そういったことで、やがて我々が10年すればそういった方々もふえてくるというのがありますので、今後、社協、あるいはうちの保健師と相談しながら、そのような方をできるだけ介護認定にならないような方策をとっていかなければならないというふうに思っております。そのことは、今後また保健師あたりと相談しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今度、前向きな姿勢を出せるちょうどいいチャンスなのかなというふうに捉えております。

包括支援センターも庁舎内の産業課の片隅でやっていたのを一応庁舎外、敷地内は一緒ですけども委託が始まるといったことで、平成27年度からは村の姿勢として要支援の1、2並びに程度の介護の度数の低い方々に予防も含めて支援していくという形が見えれば幸いだと思っております。これが10年後の介護に非常にいい薬になるんじゃないかということで、いいスタートが来月切れますように村長の答弁としていただきましたので、今後の予算執行の中に、補正予算の中にも上がってくればと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）答弁はいいですね。（「答弁は求めません」の声）

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）今、村長の話聞きまして、運営委員長の宮田君が言いましたように、今後の課題としてあつてのことで、前向きとは思いますが、県あたりのこの1号、2号の要支援者に対する支援のために今介護訪問というか、そういうのがテレビ報道でちょっとあつたかと思いますが、何十分か、1時間か、30分ぐらいだったかな、そういうところで何といいますか、重要なポイントということで県も考えておられると思いますので、先ほど看護師にこだわるんじゃないんですが、村がそういうふうに定員問題でできないならば、社協の会長であられます村長でございますが、人員をもう少し拡充されまして、そちらのほうの充実をやっていただくなると要望しますのでよろしく願いします。

○議長（坂梨公介君）要望ですか。

村長。

○村長（日置和彦君）何の人員ですか。

○7番議員（林田直行君）保健師です。（「村の」の声）村は先ほど定員があると言いましたので、社協あたりでそういう人員をふやして、当たってもらうならということでございます。

○議長（坂梨公介君）要望ですね。（「はい」の声）

ほかにございせんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）確認ですけども、今、西原村で寝たきりの世帯というのはどれぐらいあるのかちょっとお聞きしたいんですけども。寝たきりの介護をされている方からちょっとお話を聞いたことあるんですけども、支援をされている方から。のぎく荘にお世話に行くことができなくて、我が家で寝たきりで家庭も大変であると。そういうところにもつきっきりで見ているから、そういう支援はないのかというようなお話がありました。そういう家庭は大変だろうと思っております。つきっきりで見られるというこ

とで、のぎく荘に行けばいろんな支援がありますけれども、自宅ではそういう支援がないのでどうにかできないかという何がありましたので、ちょっとお聞きしたいと思います。村長お願いします。

課長でお願いします。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時37分）

※課長の答弁は139ページに掲載

（午前10時37分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第19号、西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第19号について説明いたします。

議案第19号、西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

法定外公共物において、第4条で許可の行為を受けた者に対し、許可行為違反をした者には、第11条により許可を受けた者に対し原状回復命令を命ずることができるが、許可を受けない者に対しても原状回復命令を命ずることができるよう条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由

でございます。

めくっていただきまして、西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

西原村法定外公共物管理条例（平成16年西原村条例第4号）の一部を次のように改正する。

主な改正内容につきましては、提案理由でも述べましたが、上から6行目の無許可行為に対する原状回復命令第9条の内容を新たに追加するものでございます。この条例は、国有財産でありました里道・水路について、権限移譲によりまして村の財産となり平成17年4月1日より施行されているものでございます。

今回の条例の一部改正は、第4条で行為の許可において法定外公共物の敷地の掘削、盛り土等の行為等を行う際は村長の許可を受けなければならないとなっております。今回、条例等一部改正し、第3条の行為の禁止、第4条の行為の許可を受けずに行う者に対して、原状回復命令出せるように改正するものであります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

次ページ参考に新旧対照表を添付いたしております。以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

この条例が、一部改正せんと機能しないような条例であったというのに、ちょっと疑問を覚えますけれども、国の所管を法務局で今まで所管していたのが、数年前、役場に来たわけですけれども、里道・水路が該当するということであります。里道・水路におきましては、通常原状回復といいますが、無許可の土の盛り切りがあった場合だと仮定されますと思いますが、原状回復といいますがと機能の回復に当たると解釈いたしますけれども、そのとおりですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）例えば、灰床の例もそうですけれども、平成17年4月、平成16年に条例はつくってありますが、多分、ほかの関係町、周りの町村も調べましたけれども、同じような大体、条文でございました。多分、国・県からのあれを模範として作成してあるのかなというところで、確かにうちの場合、ちょっと現状に合わない、許可をもらわないと原状回復命令が出せない。禁止の行為は3条にあるんですけれども、原状回復命令が許可を受けた者に対して違反があった場合に原状回復命令を出すようになっており

ましたので、宮田議員がおっしゃっておる現状に合わない部分がありましたので、それとご質問のとおり、機能を復帰するというか、原状に戻すというための改正でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ならば、法務局が所管していたときのケースでいきますと、原状回復の中に里道であればつけかえ、水路に関してもその敷地内でのつけかえというのも原状回復に当たるのかなど。ただし、つけかえの行為に関しては法務局に届け出して、やりかえていたという現状が既にあったと思います。それを勘案しても、村が所管するようになってもそれは生きていますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）許可は以前受けられていた分については、そのまま継続して受けられます。また、そういうつけかえ等を行った場合も、村長が必要と認めればそのまま原状回復しなくてもいいということに条例でもうたっていますので、そういうようなことでよろしくお願いします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）もう3回目になりましたけれども、村長が認めるというところでございます。その他でおきますと、払い下げといったこともあると、それを復旧しなくても、機能しなくても、何ら第三者ほかの方々には不利益を講じないという場合は、払い下げという形になると思いますけれども、そのとおりですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）国有財産が村の権限移譲になりましたのも、地籍調査が進む中で、里道・水路、例えば宅地の中に以前の字図でいきますと、里道・水路が通ったりして、現状、その家が建っていたりだとかしてありますけれども、地籍調査においてとってありますので、そういう部分の払い下げができるようにするためにも権限移譲が進んだ部分もございます。ちょっと総務のほうにはなりますけれども、年に数件はそういった払い下げのほうに申請があっているかと思えます。以上でございます。（「3回しましたけれども」の声）

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）内容少しずつずらしながら質問しましたけれども、この関連は総務課と企画と産業の中に全てが含まれている内容なんですけれども、議案上、産業課から出ておるところです。

開発行為に関して、中に里道が後から払い下げとか、妙なお話が数件見受けられております。やはり、企画課長のところでその辺のチェックを入れた上で、速やかな、機能が回復しなくていい場合は払い下げを条件に開発許可を出すとかいった形ができていないのが現状だったと思います。そういった

ことで、3課で連携してやるのがなかなか苦手なようにも見えますので、その辺は3課長おられますけれども、適切な文書が渡っていかんといかんというシステムがないのかなというふうに見受けられておりますので、その辺をやっていただければと思っております。ようございますですか。ご返事だけ、企画課長、もらいます。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) ただいまのご質問は、法定外公共物として我々が認識しています水路・里道ということでございまして、御存じのように里道・水路には利害関係者が必ずいるものでございます。

先ほど、産業課長が申しあげましたように、既に使われていないものについては、一応、里道・水路の利害関係者であったもとの地権者あたりに承諾をもらってということで地籍調査あたりが登記関係を行っているということでございます。

ただいま質問がありました開発については、上がった段階で、当然ながら今ほとんど地籍調査が終わっておりますので、その中に公共物がございまして、里道・水路。それにつきましては、開発者に対しまして、この里道・水路を残すか残さないかによって協議をしておるわけですが、大抵の場合が里道・水路を利用された形で開発が行われているのが大半でございます。

宮田議員のほうがおっしゃられましたのは、過去2回ほどあったということでございますけれども、これについても先ほど申しあげましたように、公共物の利害関係者ととともに協議を行ってくださいという指導をもとに、これが払下げの協議をされるならば、それぞれ産業課長のほうにまず行って、それで手続が終わった段階で総務課のほうで払い下げということで、そういった手続を踏むように一応指導はしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、西原村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第20号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君)おはようございます。

議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

村営住宅火災による建物焼失及びその建替により、条例別表の「村営住宅の設置場所等に関する一覧表(第3条関係)」の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

2ページ目、新旧対照表を添付をさせていただいております。ごらんください。

昭和61年度に建設の一部2階建て住宅2戸が焼失しております。それで、4戸から2戸に減っております。また、新たに新築しました木造スレートぶき平屋建て74.90㎡3戸が増となっております。県の竣工検査を3月24日に行い、3月27日に落成式の予定で計画をさせていただいております。

1ページに戻っていただきまして。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君)暫時休憩をお願いします。

○議長(坂梨公介君)暫時休憩します。

(午前10時53分)

(午前10時54分)

○議長(坂梨公介君)休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(泉田元宏君)大変失礼いたしました。

村の竣工検査を3月19日に予定しております。その後、県の確認検査を3月24日に予定しておりますので、訂正方よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君)ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時55分)

(午前11時10分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第21号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

村長等特別職の給料額を改正するため、関連して消防団員の報酬の額を改正するため、また字句の改正を行うため、条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、第4条、欠格条項になります。こちらの第1号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は保佐人」に改める。

第12条、報酬につきましては、2ページに参考資料として新旧対照表を添付いたしておりますが、消防団員の報酬、年報酬につきましては、平成17年の減額前の報酬額に改正をさせていただくものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則。

この条例は平成27年4月1日から施行する。以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) すみません、また、総務のところ、総務委員会の中ではお話が出ていましたけれども、これ一般質問でも数度出ております。村長は、消防団の団長のOB会の一員ということで、村長いつも消防に関して防災危機管理については非常にスペシャリストと理解しております。

そういった中で、今回の条例の一部改正につきましては文言の訂正と報酬の改正です。この条例の中で、定数というところで、現在悩みが、うれしい悩みですけれども、あるんでございます。総務課長のほうにはお話ししてありますけれども、ここ数年、総定数がずっと満状態にあると思っております。

我が5分団のほうで、2班ですけれども、定数より余分に現在入れている状況です。しかし、全体枠が満と、この縛りで現在は入れたいという人員が数名おるんですけれども、この縛りで入れられないという非常に歯がゆい思いをしております。この総定数ですけれども、変えていただければ変えていただきたいと思っております。

というのが、消防の現役消防団員はやはり活動できる時間帯が非常にサラリーマン化して多種多様化しております。夜勤もあれば日勤もある、早出もあれば残業もあるといった形で、やはり24時間フルに団員を確保するというのが非常に難しいような状況は、以前、自営業をしていた方々、農業をされた方が多かった時代とは変わっております。

そういった中で、この今入れたいという団員がおる現状で入れないところはないと思っておりますけれども、定数をこの縛りを少し緩やかに全体枠としては持っていただけないかと考えていますけれども、今、入れなければいずれば入れたいときに年齢がいつてしまったり、結婚して一時期余り活躍できない状況に、よそにはってたりしてしまいますので、やはり時期なんですよ。それぞれ人生の節目の中で、今入れなければならぬという時期に、この定数の縛りだけで入れないというのは何か損しているような感じもします。よその分団の中で定数削減とか、自分ところはもうやめたいとかいう世代も出てきているのは確かですけれども、この全体枠が満とある以上入れたいやつが入れないという状況を村長は御存じでしたか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 入れないということは、はっきり言ってわかりませんでした。今、幹部会議あたりでそれぞれの分団が定員がございまして、各班もありますけれども。その中で、団員の入り手がない、確保できないという中で幹部会の中で、それじゃ、この分団をなら少しふやしましょうかという形で、全体的の定員も今確保していると、今いうそんな状況でございます。

今おっしゃるのは、定員を減らせということですか、ふやせということですか。ふやせということであれば、減らしていいという分団もございまして、そこが、そういった250名の定員の中でもう年配と、今、後ろ

に片島課長がおられますけれども、まだまだ現役というところで、その地域がそれでいいならば減らしてもいいという思いでおられますけれども、やはり地域には各積載車も持っておりますので、どれだけ減らせるかと、積載車を動かす人数は確保せんといかんということでもありますので、そこら辺のまた幹部会議あたりで話をするならばというふうに思っております。

ここで定員をふやして、これ以上うちには入る人がおらんのにまだ定員ふやすのかという分団も出てきはしないかなというふうに思っておりますので、幹部会あたりで検討するならばというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）その議論を総務委員会ではしております。全く同じような話をしたんですが、同じ分団内の定数、班の定数それぞれ持っております。分団内ではやりとりができております。また、校区内でそういう経緯はあったと思いますけれども、それをやりとりをすると、やめたい班が結構あるのを助長しやせんかと、その分団の定数をうちへいただいたと、そこは当然、そっちの分団は弱体化していくわけですよ。後ろに課長がおられますけれども、あそこの定数を例えば3もらったとしましょう、数名しか残らないといった形になっていきやせんかと、それをやったと仮定しますとよその分団、特に後ろ向きな分団になるかと思えます。高齢的にどうしようもいかんという分団になると思えますけれども、総定数はふやしていったほうが、各分団の定数は減らせば廃班になるようなおそれをこっちが誘発するようなほうにならないかというふうな思いを持っています。だから、なかなか幹部会の中では話がやりづらい。各分団の中ではやりとりをそれ可能になっていましたけれども、その辺だろうと思えます。

ならば、総定数255だったですかね、255で一番満タンというのが非常に品のいいのかもしれないんですが、やっぱり265で255名の今現団員で10名欠といつても別に何らおかしくはないと思うとですよ。そうすれば、その定数の枠がどこにあったのかというのは、総分団の足し算ばしても合わないのが見えてきます。これは入りたい団員がおればどこでも入れるというような枠という考え方、要はよその分団の定数をとってからまではやらない方向性を持つとかんとまずいんじゃないかという議論を若干しています。

そういった中で、満だからずっと安泰なのかというと、そういうわけじゃないと思えます。やはり入れるときに入れとかんとなかなかそういう教育もしづらい世代に上がってきますので、できますならば本年度中どこかのところでやっていただければと考えますけれども、今の説明で村長はどう考えますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）いつかは消防団を減らしてもいいんじゃないかという意見も出ましたけれども、消防団員をふやしてくれ、定員をふやしてくれとい

う、我々としてはありがたい意見であると、村を守るということで、益城西原消防署をあげて熊本市と合併したということでもありますけれども、やはり山火事とか、いろんなことがございます。山火事はやはり人員が多なからんとできないというふうにあります。いくら消防機械が、機械・器具があっても機械・器具を使われないというところもありますので、やはり人員はそれなりに確保せんといかんということで、今おっしゃった定員をふやしてくれということは、さらに今250名が260名になるかもしれない。10名ふやせば265の定員で265になるかもしれないというところもあるかと思えます。

そのありがたい意見は意見として承って、そういった方向で幹部会にまずそれを持ち出して、こういう意見があるということをお話してみたいというふうに思います。そして、その結論も得ながら消防団員の意見も聞かんといけないと思いますので、消防団の意見を聞いて検討したいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）5番、上野です。

私たちの現役のころの総員と現在の総員はそんなに変わっていないと思いますが、この前、出初め式を拝見いたしましたところ、やはり出動人員が少し少ないのではないかと思います。大会や、その出初めというのはもう前もってわかっていることであって、ある程度の少々の用事は欠席されてやっぱり、こういう出初め、操法大会、そういうのにはやっぱり参加していただけるように、年報酬をもらっているわけですから、今度そういう幹部会があったときには、そういう指導を出動する意識改革といいますか、そういう指導をやってもらうならと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。要望ですか。

○5番議員（上野正博君）要望です。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

消防のOBがおりますけれども、その件に対しましてちょっとお尋ねいたします。今、年報酬4,000円でOBがおりますけれども、今お話がおりますように、消防団員が日中相当不足しております、勤めの関係で。その間に日中の火災、あるいは山火事、原野火災についてはOBが大変活躍することを狙ってのことと私は思います。その点で、消防OBがこの年齢規制はあるのかないのか、村長にお尋ねします。総務課長にお願いします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）消防団のOBの年齢制限はないのかというようなご質問でございますけれども、ちょっとこれは資料古いんですけれども、平成25年4月1日現在で、消防のOBの方が126名登録をさせていただいております。

す。その方の中で一番年齢が高いのは70歳を超えていたかと思います。このOBのほうには年齢制限を今のところ設けておりませんので、地域によっては70歳に近い、それを超える方が登録をされておる状況でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）それは行政としてその年齢制限はどうされるのか、今後、検討されるのか、今のままでいくのか。余り年寄ると、やっぱり火事に行ったら足手まとい、あるいは危ないという危険性もありますから、今、質問したわけです。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○6番議員（山下一義君）いや、いいです。

○議長（坂梨公介君）要望だそうです。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第22号、指定管理者の指定について（糸舞季）を議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

議案第22号を説明させていただきます。

議案第22号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設、指定管理者所在地、阿蘇郡西原村大字河原3460番地、名称及び代表者、滝地区代表者、坂田敏昭、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第12号）第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、議案を提出する理由でございます。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設、通称糸舞季につきましては、平成16年度山村振興等農林漁業特別対策事業により建設しております。平成17年度に完成し、平成18年度から滝地区に指定管理者としてお願いしているところでございます。この施設は、都市との交流を始め農村の就業機会を創出し、農業経営の安定と農業所得向上を図ることを目的とし、また河原地区の活性化を狙ってできた施設でございます。

当施設に隣接しております白糸の滝は、昨年9月、大峰山とともに阿蘇世界ジオパークとして認定を受け、さらなる西原村の観光資源の一つとして自負しているところでございます。このような風光明媚なところでございますので、地元の人たちによる清掃、管理をお願いしたく、今回もまた公募によらず5年間という指定をしたいというふうに提案させていただきました。議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、課長が言われたように、これは山村の特対事業で計画建設をなされたということは、当時私もそこにいましたので十分わかります。

滝地区の代表、これは坂田敏昭さんになっておりますが、その方に対して云々、指定管理者が滝地区であるということは非常に喜ばしいことですが、聞くところによると、この中身の運営管理について、課長はご存知かもしれませんが、目的とちょっと違ったような形で運営管理がなされているというような話もちろちら話が出てきます。

○議長（坂梨公介君）マイク上げてください、マイク。

○3番議員（村上貞廣君）ちなみに、今言われたようにその風光明媚なところであるがゆえに、あそこが昔は滝地区の老人会が清掃管理を行って、それを村から補助していたという経緯がありますが、そのかわりに清掃協力金ということで、あそこに訪れた方については100円ずつ徴収がなされております。それは今現在もそうだと思いますけれども、滝の地区の運営に有効利用されているんじゃないかなというふうに思いますけれども、確かに滝地区自体が非常に高齢化をしている地区でありますけれども、できるならばこの本当の目的に沿った運営管理がなされるように行政のほうからでも指導監督、あるいはその視察関係でも随時行っていただいて、目的に沿ったような指定管理

をしていただくようお願いしたいと思いますが、課長の答弁をお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいま、昔のいきさつを今お話をされたわけでございまして、老人会ということでございまして、今、実際、協力金というのうちのほうで決済が上がっているのが、平成18年からここにあるわけですけれども、1万人を超えます方々の協力金をいただいております、平成24年度が最下位で1万人を切ろうかというところで、平成25年度におきましては1万3,000人を超えたということでございます。

ただいま趣旨に沿ったということでございますけれども、協力金につきましては、そのまま地元の方々に清掃協力をしていただくということで、滝地区の代表者の方々に管理運営をさせていただいておるということでございまして、営業につきましては、滝地区の中で、糸舞季の中で努力をされているということで、夏場を開店させていただいて、開業ですか、冬場につきましては閉店された状態でございますけれども、これの指導につきましては、運営というか、管理の指導というふうなところでは、それぞれにもう任せておるということでございまして、こちらから指導するというようなことは、今のところはしておりません。

今後も清掃管理については、あり方が悪いならばこちらからいたしますけれども、清掃管理につきましては、今の独断としては余り問題ないんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）村上です。

その滝地区が指定管理者になって代表がこれは坂田さんになっていますが、誰になろうとこれは全然問題はないわけです。地元で管理をしていただかないかんというのが大原則であります。

ですけれども、これは自分はちょっと確認はしていないんですが、たまたま何回か行って通りがかって寄ったらというようなことで話をさせていただくならば、違った方がいられたというようなことも何回かありました。だから、本来ならばその清掃協力金なるものを取って滝地区の集落の運営の財源に充てるということは、これは全然問題ないんです。それで、一生懸命その清掃協力というか、清掃活動を地元の方がやっておられるということは、これは理解しております。

ただ、言いたいのは、確かに高齢化というのは、滝地区はさっき言ったように進んでおりますが、目的に沿ったというといきませんけれども、その交流施設、いわゆる都市との交流を目的にして、今世界ジオパークの認定にもあったという、いわゆる阿蘇郡内でもすばらしい観光・景勝地ということは間違いないわけです。

ですから、地元の人が地元の形で地元で管理をしていただくというのが、これが一番理想ということですので、そういううわさがうわさであってほしいとは思いますが、だからそこを、行政のほうからでもたまにでも顔を出したり、どうなっとるだろうかとって、そういう指導監督というのをしてもらえませんかという要望なんです。以上です。

○議長(坂梨公介君) 答弁求めますか。

企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) ご指摘のように、今後は滝地区のみにかかわらず、ほかのところも観光明媚なところがございますので、そういったところの企画が管轄するところは、私のほうで指導、指導までいきませんけれども、そういった協議の場として設けさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、指定管理者の指定について(糸舞季)、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第23号、指定管理者の指定について(西原村地域福祉センター)を議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第23号につきましてご説明いたします。

議案第23号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村地域福祉センター、指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森572番地、名称及び代表者、社会福祉法人西原村社会福祉協議会、会長職務代理者、馬場泰隆、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由。

西原村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第11号）第3条の規定に基づき、西原村地域福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

公の施設管理を効果的・効率的に行うため、民間の能力を活用して住民サービスの向上、経費の節減等を図る目的で、平成15年6月に地方自治法の一部改正がなされております。同年9月から施行されたところでございます。これを受けまして、平成17年度から県の施設、平成18年度から市町村の施設が随時指定管理者の制度を導入している状況でございます。

西原村地域福祉センターにつきましては、平成5年設置当初から西原村社会福祉協議会に管理を委託し、指定管理者の制度導入によりまして、平成18年4月1日から指定管理者に指定し、現在までの施設の運営管理を行ってきたところでございます。平成27年3月31日でその指定管理者の指定期間が終了いたします。

本施設の管理につきましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定として、施設の管理を安定的に行い、物的、財政的、人的能力を有していることや、利用者本位のサービス提供や地域連携、高齢者福祉施設の効用を最大限に発揮できるということから、さらに指定管理者としての実績を総合的に勘案し、現在の団体が引き続き管理することが望ましいということを判断いたしましてお願いするものでございます。

この指定管理の期間を5年にいたしましたのは、維持管理の業務が主の場合は3年、より安定的な管理が必要で業務に専門性が認められるとかいう場合は5年と定められている施設が全国的に多く見受けられております。3年ごとに行われております総務省の公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査、この結果でも指定管理の期間につきましては長期傾向にあり、指定の期間が5年というものが5割を超えている状況でございます。

よって、この地域福祉センターにつきましても、指定期間を5年とさせていただきます。以上でございます。

あとは議員各位のご質問にお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）課長の説明で、前回までは3年で指定管理者制度を契約していたということでございます。今回から5年ということの変更の理由として、長期的な維持管理、安定した維持管理というお話がありました。

ここを通りますと委託契約が再度契約されるわけでございます。その委託契約に関しては、議会としては何も見ることも、携わることもほぼない状況で、西原村と社会福祉協議会とが協議されるといった中で、専決処分の中でありました地下タンクの中に水が混入したということで、使用者と建物の所有者が違ふといった、これはほかの施設もそうなんですけれども、その辺で老朽化がしてきていると、ほかの施設もそういうふうな段階になってくると。

ただ、この地域福祉センターにおきましては、日常の業務が絶対止まっただけとはいけないという宿命を持っています。なぜならば通所される方もおられるし、その設備が止まったら非常に支障をこうむる業務という観点から、そういうお話が課長の説明に反映しているというふうな解釈を私は持っています。

やはり、その維持管理を今後使用する側にやっていただいて、お金はこちらのほうから措置するというやり方が一番ベストと、ベターと思っていますけれども、タンクはたまたま止まったから、ボイラーが止まったからということですけども、今度の委託契約の中でその辺をうまく反映できればと考えていますけれども、保守点検の業務を含めて委託をするのか、それはまた違う事業者に頼んでやっていくのか、機械設備のほうの関連になりますけれども、住民課長ところでようございませうか、答弁は。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 通常の維持管理、あと本体の大きな費用等につきましては、リスク分担表には基づいて行うわけですけども、ちょっと手持ちに持ってきませんでしたが、維持管理等とそのさっきの設備の管理につきましては、村のほうで管理委託は結んで、その専門業者のほうに管理をしていただいている状況にはあります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 何にしろ、冒頭申しましたように、今日止まればすぐ今日から困るといった形の施設です。そういった形で委託点検のほうにも、この辺、老朽化のチェックと申しますか、その辺を含めて止まったから点検、入ってみたらこういうことだったじゃなくて、何かメンテの日というのを夜間になるのかどうか知りませんが、休止の時間帯等に年間何回も要らんと申します。今年はここをチェックしていってみよう、不具合が発生する前にそういった方向で管理運営していただければと思いますけれども、両方、村長はなかなか答弁しづらいですもんね、この件に関しましては。両方の法人、該当しますんで、ここは住民課長に答弁をまた求めます。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) ただいまご指導いただいたように、ほとんどの施設が相当、20年を経過している状況でございますので、本来であるならば、村の施設全体が年次的に年度計画で本当は修繕費用とか発生するのではないかと思いますけれども、自分の管轄の部分でも、今おっしゃったように特に老

朽化している部分、今後ほどの費用が特に発生するののかということは重点項目として考えているところでもありますので、そこにはまた新たに検討材料を加えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、指定管理者の指定について（西原村地域福祉センター）、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第24号、村道の路線廃止についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。（「議長、ちょっと暫時休憩お願ひします」の声）

暫時休憩します。

（午前11時48分）

（午前11時48分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第24号と第25号は一括、関連しますので議題掲上します。

内容の説明を産業課長お願ひします。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）まず、議案第24号から説明させていただきます。

議案第24号、村道の路線廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記の村道路線を廃止することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

路線名、鳥子団地5号線、起点、西原村大字鳥子字講米畑、終点、西原村大字鳥子字梅香口。

提案理由。

村道の路線廃止については、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提案する理由でございます。

次ページに図案を添付しております。赤い路線が今回廃止する路線でございます。青い路線が既存の村道でございます。

今回、この路線は鳥子工業団地企業の拡張のため路線の改良工事に伴い起点が変更になるため一旦廃止するものです。この路線は堀場エステックと旧九州総合製本（現堀場エステック）の間を起点としておりましたが、今回道路改良工事に伴い起点が旧村営水道施設跡地と鳥子テックの間に変更になるため、今回、路線の廃止を行うものでございます。

続きまして、議案第25号につきましてご説明いたします。

議案第25号、村道の路線認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記の村道路線を認定することとする。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

路線名、コモン1号線からコモン12号線までの12路線、起点、西原村大字布田字境塚及び大字布田字高遊、終点、西原村大字布田字境塚及び大字布田字高遊でございます。

路線名、高遊10号線、高遊11号線の2路線、起点・終点はいずれも西原村大字布田字高遊。

路線名、西原台1号線、起点・終点はいずれも西原村大字小森字龜形山。

次ページをお願いします。

路線名、緑ヶ丘1号線から緑ヶ丘7号線の7路線、起点・終点はいずれも西原村大字小森字下新所。

路線名、鳥子団地5号線、起点、西原村大字鳥子字涼塚、終点、西原村大字鳥子字梅香口。

提案理由。

村道の路線認定については、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提案する理由でございます。

次ページから図面を添付いたしております。

めくっていただきまして、コモン1号線からコモン12号線、①から⑫及び高遊10号線⑬、高遊11号線⑭の新規路線を示しております。赤い路線が今回提案する路線でございます。青い路線が既存村道でございます。

コモンビレッジ地区には、平成25年度から集落として独立されましたので、今回路線名に将来管理しやすくするため、コモンの名を利用しております。このコモンビレッジ地区は、開発当時、県の優良住宅の認定を受け、県の検査も受けられております。道路舗装、側溝もさほど傷んではいません。道路敷地につきましては、既に西原村へ登記済みでございます。延長は約1,161mです。

高遊10号、11号線につきましては、一部開発道路と旧開拓道路、現西原村の道路でございます。こちらのほうも道路敷につきましては、平成16年から

平成18年に西原村のほうに登記済みでございます。高遊10号線につきましては、一部4m未満の部分もございますが、将来的には幅員4m以上に拡幅したいと考えております。延長は約440mです。

次のページに、西原台1号線の図面を添付しております。西原台におきましては、開発から既に40年近くたっており、道路の舗装も傷んでおりますし、排水もU字溝でございます。西原台におかれましては、今まで現在ある支給等により自分たちで補修をされており、今回幅員が4m以上で、県道堂園小森線から村道龜形山2号線へ通り抜けができる1路線のみを提案させていただきました。西原台の中の路線につきましても、既に西原村へ登記済みでありまして、こちらについては舗装も傷み、排水路の小ささもあり、今回は見送りいたしました。延長は約334mです。

次ページをお願いします。

緑ヶ丘1号線から緑ヶ丘7号線を①から⑦を赤い線に表示しております。

この緑ヶ丘につきましても、開発当時、県の優良住宅の認定を受けられ県の検査を受けておられまして、舗装、道路側溝についても傷みは少なく、道路敷につきましても、既に西原村へ登記済みであります。延長は約886mでございます。

次のページをお願いします。

今回この鳥子団地5号線は、鳥子工業団地企業拡張のため路線の道路改良工事に伴い起点が変更になるため、議案第24号におきまして一旦廃止いたしますが、今回認定部分は鳥子工業団地企業従業員の方、あるいは鳥子地区農地所有者の通行も多く、起点を変更し再度路線認定するものです。

また、廃止した部分の路線につきましては、改良工事が終わりました時点で新規路線として認定をお願いすることになると考えております。認定路線は425mで、旧道よりマイナスの563mになります。

以上、新規認定路線22路線、旧道1路線でございます。合計延長は測量しておりませんので正確な延長ではございませんが、約2,258mの予定でございます。以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、議案第24号、第25号関連しますので、採決は別々にいたしますが、質疑、討論は一括して行います。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

まず、道路の廃止、路線の廃止です。この鳥子団地5号線、このことについてちょっとお尋ねします。これは当然後からつけかえといいますか、新規でまた上がってくる一部があるというふうに認識しておりますが、まず、この廃止路線の起点・終点は、現在村道としての基準は呈しているんですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）用地交渉のほうを、この改良につきましては企画商工課のほうでやっておられまして、終わったということでこちらのほうに設計をしまして、我々も現地確認に行くのが遅かったんですけども、確かに現在ちょっと通行ができない、一部分通行できない状態にあります。この辺につきましては、確かに企画商工課との連携が悪かった部分はあるかと思えます。一部、現在、通行できません。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）なぜこういうことを言ったかという、確かにこの道路法というのが、道路行政では最も上位法に由来する法律じゃないかというふうに思いますが、ここに今度新たに新規路線がかなり多くあってあります。確かに、村道は、これは総務課長のほうがよくご存知ですが、村道も地方交付税の算定基礎に入っているというふうに認識はしております。この新規もあれば廃止もあるというのは、これは当然のことだというふうに思いますが、廃止した場合には、その村道認定から外れた場合には当然普通の考えとして農道になって、その耕作者、いわゆる受益者が管理するというふうに思いますが、河原でも当然幾つもの出てきはせんかなと思ひまして、ちょっと質問をいたしました。

なぜかという、道路改良あるいは新規路線等で新たに道が広くなったり、新たに路線が変わったりしているところが結構幾つかあると思ひます。それは、今は5月と9月の村道の道路品評会による道づくりのために皆さんが一定そこを管理しておるといのが実情です。ふだんはもうほとんどは新しい道しか通らないものだから、そのときぐらしかその道は通らない、それでも村道だと。果たして、じゃ、もう道路といひますか、路面はひびがいたり、あるいはほげたりして、道路として本当にこれは、村道して成り立つとっ*とかなというふうにも思ひますので、確かに新しく認定をするべきものは認定をし、廃止するべきものは随時廃止をしていきながら、後はその耕作者、あるいはその受益者がその道を管理するというふうにしていくのが当然だろうと思ひますので、これは村長にお尋ねしたほうがいいのか、産業課長に言った方がいいのかわかりませんが、そういう道路の再点検、村道の再点検といひますか、そういうのをぜひもう一度お願いしたいと思ひます。

私がちょっと記憶が曖昧かもしれませんが、村道の一番初めの村道認定の第1号は上鳥子桃の木原線じゃなかったかというふうに大体記憶しておりました。果たして、じゃ、その村道が、今、もとはそれが結構その道しか通らなかったから、じゃ果たしてその道路が、今、村道の定義をなしているかということもあります。当然、自分のところの瓜生迫についても、新しい道路ができました関係で、さっき言いましたように旧道路という村道というものが、もう公役のときしか通らないと、果たして恐らくもう農耕者あるいはトラク

ターとか、軽自動車がもう行けばいいんじゃないかというぐらいのところなんです、もう。だんだんそういう認識になっておりますので、もう一度その村道、今ある村道の再点検というのをやっていただいた上で、村道の新設、廃止というのをもう一度考えていただきたいと思います。これは村長のほうに答弁をお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今申されました桃の木原から鳥子のほうに行つとる道路、確かに西原で初めて村道に編入されたということを私も聞いております。あの道路も幅員は規格どおり4mあるわけではございません。あれは、あの道路はもともとは山西ですね、山西から瀬田駅に通る大きな幹線道路といったところであったわけでございます。そして、お宮の横を通過して、あそこは山道になりますけれども、通っていったというような話を聞いております。

そういったところを幅員が足りないから、あるいは農耕車だけしか通らないから廃止というのは、今のところは考えておりません。それぞれ幅員がなくても、道路としての利用価値はあるところがいっぱいあると思います。もし廃止すれば、それぞれ地元の方々にまた負担をかけるということになります。舗装が悪かったら地元でせないかんということでもありますので、今のところ村道で利用が全然ないというようなときがあった場合は検討するところがあるかと思っておりますけれども、多少なりともそれぞれ地域の方々が利用する道路であれば、基準を満たしていないでも、村道であった場合ならばそのまま村道としてやっていくならばというふうに思っております。

○議長（坂梨公介君）3番、まとめてください。

○3番議員（村上貞廣君）確かに、財政的にも村道の場合にはその交付税算定基礎というふうな捉え方もできます。でも、今、村長が言われましたようにほとんどの人が新しい道路ができた関係で、その道を通らなくなったというのは、自分のところの例を引き合いに出すといけませんけれども、そういうところもありますし、ただし、その道路の手入れといいますか、道路品評会のときには自分たちが通る農道も一緒にちゃんと公役で手入れをしているというところもあります。ですから、これは瓜生迫からの新年度と毎年要望していますけれども、路肩が下がってもう危ないというところもその通らないところがあるんです。だけれども、そっちには新しい道があるからいいんじゃないかということではなかなかその改良といいますか、そういうのもできないというのも事実なんです。ですから、往来があるところはそのまま残して言われましたんですけれども、そういう村道的に、ああちょっと今はこれは農道が普通じゃないかと考えられるようなところもありますので、もう一回、村道の再点検といいますか、それをお願いしたいと、これは要望です。答弁は要りません。お願いします、それで。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 違う観点から、もう簡潔に質問しますので、簡潔に答弁、もうはいかいいえでございます。

今回の廃止につきましては、先ほどの説明でわかりました。認定におきまして、所有権の譲渡が一部入っております。登記が先にされておるといったことで、まれな話であります。これの中で、適正な取引をしていただきたいというお話と、これにかかわるときに、公職選挙法、地方自治法、西原村倫理の条例に違反してないか、それだけ登記のときにその辺が多分わかっていると思いますけれども、はいかいいえで結構です。それがなければ結構です。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) すみません。登記の時期はわかるのですが、その件の公職選挙関係の所有者がいらっしゃったかはちょっとまだ調べておりませんので、ちょっと調査をさせていただくならと思います。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 調査済んでからしか可決できないと僕は判断しましたけれども、やはりその方、多分大丈夫だと思うんですけども、失職とかそういうお話になるということ、確認が終わった段階で午後からの採決でございます。村長、わかりますか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) この認定する道路でしょう。これは、私はないと、公職選挙法に触れるのは。あくまでもこれは不動産会社がつくって、用地を買収して、それで不動産会社からこっちに来たということで、それなりにこのコモンビレッジにしる、もう一つのところにしる、それなりの規定でつくっていただいておりますと、県の検査もあっておるといふことでもありますので、この不動産会社からうちに来たといふところだろうと思います。だから、ないといふふうに思っております。

○議長(坂梨公介君) 今、ちょっと確認してください。

○9番議員(宮田勝則君) 今、村長がないといふふうに明言されましたから大丈夫だと思うんですけども、仮定の中で譲渡が入ったということで、通常でいうと公衆用道路は普通全ての方が大体該当して名前を連ねられますですね。そういった中で譲渡が入っておる形状、地域的には私は全く該当しませんけれども、そういった中でチェック機能を果たしてないと、議会を通してからチェックしたじゃちょっとまずいなという、こちらからは救いといひますか、確認していただきたいというお話でありました。村長が大丈夫と言えれば大丈夫なんでしょう。採決しても構いません。

○議長(坂梨公介君) 議案第24号について、質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、村道の路線廃止について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

議案第25号、村道の路線認定についてを議題としましたが、質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、村道の路線認定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 0時11分)

(午後 1時10分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第26号、平成26年度西原村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、平成26年度西原村一般会計補正予算(第8号)。

平成26年度西原村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,841万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億356万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成27年3月5日提出、阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、西原村総合戦略策定事業797万7,000円でございます。地域づくり推進事業500万円、項4選挙費、熊本県議会議員選挙事業45万円。

款5農林水産業費、項1農業費、地域農業育成事業110万円、こちらにつきましては、農業振興連絡協議会補助分でございます。地域環境改善対策事業80万円、畜産環境対策、臭気対策分でございます。

款6商工費、項1商工費、地域住民生活等緊急支援、消費喚起型事業1,435万円でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、美しいふるさとづくり事業620万円、道路品評会分でございます。社会資本整備総合交付金事業5,100万円、万徳新所線、役場堤下線でございます。道路新設改良事業5,000万円、鳥子工業団地5号線でございます。

款8消防費、項1消防費、消火栓設置事業20万円、こちらにつきましては役場堤下線繰越事業に伴います消火栓設置事業分でございます。

合計の10事業1億3,707万7,000円となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款1村税、項1村民税、個人1,820万円の増額補正でございます。目2法人3,040万円の増額補正でございます。

項2固定資産税、目1固定資産税2,140万円の増額補正でございます。

10ページをお願いいたします。

項6入湯税、目1入湯税587万1,000円の減額補正でございます。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金800万円の増額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税654万6,000円の増額補正でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金877万2,000円の増額補正でございます。保育料負担金増等でございます。

12ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金438万3,000円の減額補正でございます。児童手当国庫負担金

652万2,000円の減等によるものでございます。

続きまして、13ページ、項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金627万3,000円の減でございます。目6 総務費国庫補助金3,520万9,000円の増額補正でございます。地域住民生活等緊急支援のための交付金でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目1 民生費県補助金700万2,000円の減額補正でございます。特別保育事業費等補助金、多子世帯子育て支援事業補助金等の減によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

目3 農林水産業費県補助金1,138万3,000円の増額補正でございます。青年就農給付金675万円、経営体育成支援事業補助金406万6,000円の増等でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

款18 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金8,000万円の減額補正でございます。

款20 諸収入、項3 雑入、目1 雑入904万3,000円の増額補正でございます。分収林間伐等収益金653万4,000円、公団分収造林負担金464万円の増等によるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

歳出につきましては、不用額を精査し、減額補正をいたしております。

19ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 財産管理費840万9,000円の減額補正でございます。灰床地区の村有地境界明示防御柵設置工事費、公有財産購入費の減額補正を行っております。現在、灰床地区環境保全に係る訴訟を2件、係争中でございます。平成26年度での予算執行を見送らせていただくものでございます。

20ページをお願いいたします。

目7 基金費3,986万8,000円の増額補正でございます。公共施設整備基金積立金に新規増額分としまして4,000万円を計上いたしております。目8 企画費7,001万3,000円の減額補正でございます。総合体育館等基本実施設計業務委託料7,751万円の減額等でございます。目12 地域づくり推進費460万円の増額補正でございます。地域住民生活等緊急支援のための交付金分でございます。

23ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費781万2,000円の減額補正でございます。臨時福祉給付金610万円の減額等でございます。

24ページをお願いいたします。

目4 障害者福祉費730万5,000円の減額補正でございます。扶助費719万円

を減額いたしております。

25ページをお願いいたします。

目7介護保険推進費563万6,000円の増額補正でございます。

項2児童福祉、目1児童福祉総務費1,252万8,000円の減額補正でございます。児童手当902万1,000円の減額補正等でございます。

27ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費2,644万6,000円の増額補正でございます。国保特別会計法定外繰入金1,600万円等でございます。

目5合併浄化槽735万6,000円の減額補正でございます。

28ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費975万6,000円の増額補正でございます。

30ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費1,450万2,000円の増額補正でございます。地域住民生活等緊急支援(消費喚起型)事業補助金、こちらにつきましては、プレミアム付商品券発行事業補助金としまして1,435万円の補正をさせていただいております。

31ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費384万1,000円の増額補正でございます。美しいふるさとづくり事業報奨金620万円等でございます。地域住民生活等緊急支援のための交付金分でございます。目2道路新設改良費273万円の増額補正でございます。工事請負費900万円を計上いたしております。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費120万2,000円の増額補正でございます。熊本市への消防事務委託料120万7,000円の増額等でございます。

33ページをお願いいたします。

款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費201万4,000円の減額補正でございます。

あと、35ページで予備費を8,748万5,000円増額補正をいたしております。

説明は以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員(山下一義君) 6番議員、山下ですけれども、後でも出てきますけれども、27ページの国保会計に法定外繰入金1,600万円、予算が計上されておりますけれども、滞納の徴収率を上げるためには一般会計からの法定外繰り入れにしないで済むと思われませんが、現在の徴収率はどのようになって

おるのか、また、現年度分の滞納繰越金の徴収率を教えてくださいたいんですけども。税務課長、お願いします。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）1月31日現在の状況で申しますと、平成26年度の現年度課税分の徴収率は76.7%、滞納繰越分23.1%、昨年度と比較しまして、現年度の徴収率は平成26年1月31日末現在の徴収率と比較しまして、現年度課税で1.7%の増、滞納繰越分で0.7%の増、それから合計しますと1.6%の増という現状の状況でございます。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）徴収率の内容はわかりましたけれども、もっと徴収税の滞納の税を厳しくするという事はできないのか。それと、やっぱり税といいますと、村民全体の公平性、あるいは公正を兼ねるものでありますから、公平な徴収をすべきだと思います。

平成27年度当初予算でも、後で出てきますけれども、法定外繰り入れ、一般会計から3,250万円計上されております。この国保会計ではないものも村民の中にはおられると思います。その点では、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）滞納繰越の分の徴収に力を入れろというご指摘でございますけれども、この滞納繰越分の徴収というのは非常に徴収率がどこの町村も悪うございまして、昨年度、平成25年度の決算時の県内の町村の比較表がありましたものですから、それでちょっと順番を調べましたところ、平成25年度の滞納繰越分は24.7%ですけれども、率的には非常に低いですが、順番でいきますと、上から5番目の徴収率になっております。最高は小さい町村でありますけれども54.3%というのがありますが、大きい町村の熊本市等は2.9%が最低ということで、一応そういう統計が出ております。確かに徴収率を上げると非常にいいんですけども、どこの町村もこれに対しては非常に苦労しているというのが現状でございます。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）私たちが納税義務者であります。以前私たちが証明書を出したことがあります。それに伴いまして、議員さんも、やっぱり村民に知らせるためにも、納税証明書を証明するような書面を出してはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

村民に知らせてよろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）数年前にも滞納の公表というようなことのご質問等もあったかと思いますが、ご質問といいますか、直接税務課のほうに相談がありましたけれども、これは個人情報と秘密漏えいの問題等々で、私

たちも非常に厳しいところに立たされております。それで、そのときには、自主的に議会のほうで話をさせていただいて、金額等は出ておりませんけれども、滞納のないということをしてきたという、過去に事例がございますので、できますならば、議員さんたちのお話の中で、滞納がないというようなお話し合いをされて、それで公表されるということがベターではないかなというふうに考えております。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 1時30分）

（午後 1時31分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにごございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口ですけれども、最初の部分で、財産管理費、19ページです。委託料で、村内防犯灯管理業務委託料、23万5,000円減になってはいますが、これは、今まではこういうことはあったのかなと思うんですけども、この分、減された分は、なぜこうなったのか、ちょっと内容的な説明をお願いしたい。

それと、企画費の委託料、20ページ、地方人口ビジョン・総合戦略策定基礎調査業務委託料745万2,000円、これの内容説明を、ちょっとわかりませんのでしてください。

これは企画ですかね。企画と総務と思います。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）防犯灯の委託料関係でございますか。

防犯灯の管理委託料につきましては23万5,000円の減額補正をさせていただいております。今回が4月からの委託ということになりませんで、いろいろ検討させていただきまして、1業者だけじゃなくて、2業者以上に委託管理をしてもらうようにというふうなお話でございましたので、大分検討させていただきましてはありますが、どうしても業者さんのほうが見つかりませんで、8月から3月分、この分を再度同じ方に委託をお願いしましたので、4月から7月分のほうを減額させていただいている分でございます。（「はい、わかりました」の声）

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）20ページの地方人口ビジョン・総合戦略策定基礎資料の委託料ということでございましたが、ご存知のように平成26年、本年度に、地方創生の交付金がまいったわけですけれども、その中に、ソフト事業、ハード事業という形で50%ずつぐらいの目安で交付金がまいったわけですが、西原村におきましては、事業の中身が消費喚起型と地方創生の先行

型ということで、2つの交付税があるわけですがけれども、このビジョンにつきましても、地方創生先行型のほうで予算を、西原村がビジョンを地方の人口のビジョンを策定するというので、先行の委託をさせていただくということで、平成26年度で予算化をさせていただいて、平成27年度からこのビジョンの作成に当たるわけです。作成に当たりましては、第5次総合計画だったり、そういったやつと同じような形で、西原村の総合の人口のビジョンを創生して、西原村の全体の地域住民の生活の研究等の支援のための策定を行うわけです。それを委託する分のこの予算をこちらに計上させておるということでございます。一応、平成26年度のこのビジョンの予算を先取るということで、そして平成27年度に、先ほどにもありましたけれども、繰越明許で平成27年度に実際に委託をするということでございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）地方創生に向けての準備ということで、我々は受け取ってよかったですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）はい、そのように解釈していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今の西口議員に若干関連するかもしれませんが、まず、6ページの地域づくり推進事業の500万円の明許繰り越し、それが20ページで460万円で960万円という形でのって上がっております。ここに、備考欄に、説明欄に、地域づくり補助金というのは、従来からの地域づくり補助金と理解していいんですか。従来からあった均等割、戸数割の地域づくり補助金と。

それと、この地域づくり推進補助金と、これ同じような紛らわしいような名前が出てきております。それが500万円がこの6ページに当たっている分だろうと思うんですが、どういう違いがあるのかというのが1つと、同じ20ページの西原村総合戦略審議会、ここに報酬と旅費が上げてありますが、これは12名と書いてありますが、メンバーを公表できますか。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）まず最初に、第1問目の質問でございますけれども、20ページの一番下のほうになるかと思えます。地域づくり推進費ということで、地域づくりの補助金が減額の40万円、その下にまた地域づくりの推進補助金が500万円ということでございますけれども、一応うちのほうでも、名目的には、地域づくり推進補助金で出しております。今回の地方創生に向けましては、正式な名称がまだ正直なところ見つかってはおりませんが、同じような名前をつけておりますけれども、事業としては、今年までやっておりました事業にちょっと色をつけてということで、来年度のほうに繰り越

しをさせていただいております。というのは、せつかくの交付金でございますので、国からの交付金を、現年度の予算に組み込みいたしまして、次年度に繰越明許ということで、同じ年度に上がっておりますけれども、これは平成27年度分の地域づくりの推進補助金ということで解釈していただければと思います。

もう一つ、今お話がありましたけれども、メンバーについてでございますけれども、先ほども西口議員のほうからのご質問のところでもちょっとお答えしましたけれども、西原が……(録音漏れ)……いろんな第5次計画だったり、ビジョンを策定したいときには、推進委員がおるわけですけれども、今回の地方人口ビジョンの総合戦略についてのメンバーにつきましても、議長を始め委員長さん方を、それぞれ入れさせていただくところで計画をしております。それと教育委員さん、それと農業委員会の会長さん、それと民生委員さん、あとJA関係者、そして商工会、それぞれの代表の区長さん方ということで計画をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 3番、村上議員。

○3番議員(村上貞廣君) 2カ年間といえますか、ここに489万8,000円の国費というのが計上されておりますよね。20ページですよ。地域づくり推進費。だから、地域づくり推進費というのは、従来からあった地域づくり推進費の掛ける2、そのうちの約半分は国費から出るというふうに理解してもいいんですね、これは。違うと。(「単費分ば」の声)わかりました。

これは、もう一つ関連ですが、違っているかもしれませんが、これは地域創生先行型の補助金関係でも全然ないわけですか。それをこの組み替えという形ですか。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) 先ほども申しあげましたけれども、平成26年度分の事業は、通常年の地域づくりの推進事業費と。そうすると、今回上げました500万円につきましてが先行型ということでご理解していただければ、これが補助金の対象で、平成27年度に回す分を先取りということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにございせんか。

副村長。

○副村長(坂本 武君) 今の件は、もう大体ご承知かと思いますが、国から消費喚起型と、それから先行型。先行型の交付金、金額はあれですけれども、それを何とか活用せないかと。村長も先般申しあげましたように、なかなかソフト中心だと、ハードはだめだとか、あるいは5対5の割合でありますとか、非常に使いづらいと。これは、県下の各市町村も同様で、県も含めて同様でございます。そこで、地方創生の先行型ということで、実際の5カ年

計画というのが、平成27年からの5カ年計画ということです。地方版の総合戦略が。その中で、我々としては、今ここに掲げてあります事業とも、既存事業ではありますけれども、その中に組み込んで、そして国費を活用したいという考えが1つあります。

そういう中で国から本年度まいったものですから、これを前倒しといいますか、先倒しをして実施をしようということで、県を通じまして、国の了解を得たところでございます。

そういうことで、当然のこととして、後ほどご審議をいただきます、あすですか、新年度、平成27年度の当初予算につきましては、この事業関係はその中には組み込んでいないと、そういう関連でございます。よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

3番、村上議員。

○3番議員(村上貞廣君) 理解できました。今、副村長が言われたように、何で来年は削ってあるのかなというふうに自分は理解していたんですが、それと、これは新年度予算のときにも話をしようと思ったんですけども、関連といえますか、こういうふうに出てきたものですから、これもお願いなり、執行部に今から考えていただきたいということで、地域づくりじゃなくて、いわゆる先行型、先行型について、村長も5日の冒頭でも言われたように、ソフトとハードが半分半分と、なかなか難しいと、だから既存の事業、あるいはそういう形で、今ほとんど充ててあるんじゃないかなというふうにも理解しておりますが、もっと企画のほうにおかれましては、知恵を出して、いろいろとプランをもっと出して行って、今は地方創生には非常に国のほうも目を向けておりますので、新規事業についてももっとプランを出していただきたいというふうにお願いと期待をしておきます。以上です。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) この地域創生の先行型というと、どこの町村に聞かしてもなかなかその対象事業というか、そういったものが見つからないと。どこでも同じで、冒頭提案理由のときもお話ししましたように、県内中の自治体においては、辞退したいというところも出ておるほど、なかなか物件が見つかりません。庁内でも各課にメールを流して、何かないかということでやりましたけれども、やはり1つの事業で、半分はソフト、半分はハードでもいいと、例えば1,000万円で500万円のソフトなんてなかなか見つからないということでございましたので、せっかくこういった交付金が来るということでもありますので、ずる賢いではなりませんけれども、来年のを今年のうちにも予算立てして、まずはそれでお願いをするならばというふうに思ってこういう形になったところでございます。来年の当初予算で、いろんな事業の予算が削ってあるというのは、この補正で組んだからということでご理解いただ

きたいというふうに思います。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

5番、上野議員。

○5番議員(上野正博君) 5番、上野です。

32ページの委託料、学校用地所有権登記委託料、これは48万3,000円減額してありますが、教育課長、これは山西小学校の運動場の何名かの未登記だと思いましたが、この件をちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長(坂梨公介君) 教育課長。

○教育課長(塚元利文君) ご説明いたします。

今3名の方の未登記分がございまして、戸籍謄本、除籍謄本等を調べまして、まず、比較的できるかという形で2名の方を先行して進めておりましたが、1名の方につきましては、今現在13名の相続人の方がおられまして、一応11人まではもらっておりますけれども、あと2名の方の同意を得ておりません。

それと、あと1筆につきましては、1名の方ですので、とれるかなということで、その分だけは一応今年度分には残しておりますけれども、この方につきましても、連絡してもとれないような状況ですので、そういった形で、今のところは進んでおります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 5番、上野議員。

○5番議員(上野正博君) これは長くなるとますますわからんようになりますので、何とか努力して、これは委託の相手は変わるんですか。委託する相手は。

○教育課長(塚元利文君) 委託の相手はまだちょっと変えておりません。

○議長(坂梨公介君) 上野議員。

○5番議員(上野正博君) なるべく早く、その件については、頑張って、課長をお願いします。

○教育課長(塚元利文君) 努力いたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

村長、副村長の説明で、やはり、親方は苦しいなど、当初足らんとどっかから引っ張ってこにゃんということ、通常普通で僕らが認識しておるのは、平成27年度0債というような感覚だと思います。平成26年度に予算して27年度執行分ということの、繰越明許費の中で、それに該当するやつで、私はちょっと言いますが、それに該当しない箇所があったら教えてください。総務費、総務管理費の西原村総合戦略策定事業、地域づくり推進事業、これは別の予算ですけども、熊本県議会議員選挙事業と地域農業育成事業、地域環境改善対策事業と地域住民生活等緊急支援事業、美しいふるさとづくり

事業のみだとこちらからは見えましたが、ほかの下のほうで社会資本整備、道路の新設改良、消火栓設置事業の3つだけは外していますけれども、その3つ以外は全てですか。各課長お願いします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）6ページの繰越明許事業分ですね。

今回の地方創生先行型等の事業につきましては、今お話がありましたとおり、総務費の総合戦略策定事業、それから地域づくり推進事業、それから農業費の2事業、地域農業育成事業、地域環境改善対策事業、それから商工費の地域住民生活等緊急支援の消費喚起型、これはプレミアム商品券分でございます。あと、その下の土木費の道路橋梁費の美しいふるさとづくり事業、こちらのほうが該当する事業になります。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）熊本県議会議員選挙まで言っていましたけれども、ちゃんと外されて答弁されて、ありがとうございます。

残りの3つに関しては、当初予算から入っているやつと特別じゃないやつ、普通の事業で、進行中で繰り越しという形だと思います。社会資本整備総合交付金事業3路線5,100万円の繰り越しです。これ当初予算から入って、途中で財源の見直しを幾分したと記憶しておりますけれども、その案件と、鳥子工業団地、発注したばかりの案件だと思います。消火栓はちょっと事業的には総務課ですけども、どこかは後でつけるのでしょうか。多分この改良絡みなのかなと思っていますけれども、この辺の、鳥子工業団地5号線に関しては用地の関係の登記、また開発における上の件との調整が難航したということと了解しています。

3路線の社会資本整備交付事業、これの繰り越しの理由、相当あると思いますけれども5,100万円、多く感じるか少なく感じるかは個人差があると思いますけれども、結構多いなという感覚がありますので説明いただければと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）先ほど総務課長から説明がありましたように、社会資本整備交付金につきましては、万徳新所線、工区それから役場堤下線の分でございます。

それから、新設改良につきましては、議員もご承知のとおり鳥子団地5号線ということで、社会資本整備交付金のほうの繰り越しが多いんじゃないかということですが、一応繰り越しの理由といたしましては、ずっと路線に九電の電柱がずらっと立っておりまして、多分九電さんのほうもほかの地区等の工事が一斉に殺到したとかそういう関係で、九電の電柱の移転のほうが大分遅くなったのが主な理由でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 電柱ということの答弁ですので、電柱だったんでしよう。

進捗状況を見ると、1路線を除いては結構な進捗状況になっております。通学路にもなります。新年度になると当然1年生が保育園上がり、幼稚園上がりもいますけれども通学するわけです。いつまでも延ばしていいという話じゃありません。繰越明許はしましたけれども、工期の設定、いつまでで完了する予定ですか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) 今のところ国のほうの認可では5月29日まではいただいておりますが、もちろん役場堤下線等につきましては、農地、田植え等も始まりますので、できる限り早目に終わらせたいというところで考えております。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 当初の契約のやつが3月何日かで契約しとるはずですが、変更契約を起こさないかん時期に来ていますですね。3月中旬において変更契約をすると、繰り越しはこうやったけ、とりあえずの変更契約の年月日ぐらいはもう決めとるのですか。

契約の継続がないと非常に業者さんも困るけれども、目的的には早くいいものをより安くという概念がありますので、いつまで延ばすと、どこかの現場で平成26年度事業を0債で発注して、平成27年度中には終わらないと、平成28年度になるようなことにはならないと思っておりますけれども、通常でやったらあと一、二カ月程度では終わらないかと、出納閉鎖ぐらいまでには終わらないかと思っておりますけれども、どこら辺ぐらいまでかかりますですか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) 万徳新所線につきましては、もう電柱も移転が終わりまして、あと、ちょっとすみません、土木とその辺の確認はちょっとしておりませんが、早目に終わるんではなかろうかと思っておりますし、役場堤下線におきましても、構造的にはそんなに多くはございませんので、それに水道管布設も同時に行っていきますが、そんなにはもうあとかからないかと思っております。

すみません、工期については、ちょっと私のほうではそこまで確認しておりません。すみません。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 議場でここまで言うということになると、同じ指名業者さんの間でもあっちには工期が短くて、うちには工期が厳しいとかいう話がちらほらと出だしております。うちはぎりぎり終わるけれども、あそこはゆたっとええたいねと何度か聞いた経緯がありますので、その辺、一概に同一金額程度で同一工期というのはあり得ませんけれども、やはりその辺、

発注終わってから着工時期と施工の進捗状況、工程管理上で要る部分を監督員として職員が監理するわけですけれども、普通でいう本村における業者さん、多分できると思います。工程から10%以上計画工程から逸脱した場合は、変更工程表を出して監督員の承認をもらっていただきたいと、そんな厳しくまでは言いませんけれども、なあなあで余り行き過ぎているような感覚が出ています。

やはり住民に説明する側として、いつまでも進まんばってんええねえと思われぬように、もうちょっと厳しく工程、工期に関しては厳守していただきたいというふうに思っておりますので、それだったら工期破るぐらいだったらもうとらんほうがいいんじゃないかという意味合いも込めて、やったほうがいいんじゃないかなという感覚は持っています。今回の事業が全てとは言いませんよ、その辺が見受けられるかなと思っておりますので、課長、今後どういうふうに対応していくんですか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) 今現在、2路線につきましては本年度いっぱいの3月25日まで工期は変更しているところがございますけれども、それ以降につきましては、なるべくこちらとしても、本来、今も議員がおっしゃるとおり金額に応じた適正工期をとるとというのが基本でございます。

それと、中には確かに工期、3月、年度末にもかかりますので、その辺であるかと思いますが、担当のほうとしては適正工期をとっていると。繰り越しを最初から見込む分については3月末になっている部分があるかとは思いますが、その辺、適正工期については再度徹底したいと思っております。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 議員おっしゃるとおりでございますけれども、電柱が原因で延びたという工期延長の理由ということでありますけれども、さっき申されましたように、当初の契約で工期が決まります。入札するときには大体わかっているということで、終わらんならとると、さっきおっしゃったようにそれが基本じゃなかろうかなと思っておりますけれども、万徳新所線はもう擁壁はほとんど終わって、今、管渠側溝ばいきよるという状況で、もうそう長くはないだろうというふうに思っております。

役場堤下線は、今、構造物までつくっておるということで、こちらのほうが若干おくれておるのではなかろうかなというふうに思います。延長契約はまだ終わっていないです。

そこら辺は見ながら、あと1カ月で終わるならあと1カ月でよかろうと、2カ月かかるなら2カ月と、こちらも判断しながらやっていきたいと。多分向こうのほうは4月で終わらないかなとも、私が仕事するならばそぎゃん思っておりますので、そういったことで残りの工期延長は決めていきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）村長も詳しいところにおられたということで、建設業の人材不足も幾分反映しているのかなという感覚もありますけれども、早期に契約は済ませた後は、早期じゃない速やかに、速やかに着手されておれば、何とか出来高六、七割程度まではいったのかなという感覚も受けております。やはりその辺もうちょっと直轄する課として、その辺を対応していただきたい。同業者間で、同じ村民で、村内の業者でありますけれども、時には仲よく、時にはけんかしながら、お互いが切磋琢磨してやっていくのが当たり前の状況ですので、その辺やはりちょっとでもそういうお話が出れば何か問題があっておるんだらうと僕も思います。

今後は、その辺重々注意されて、特に当初予算で計上されるところは頑張っていたらいいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

道路維持費というのがありまして、道路品評会の報奨金というのがあります。我々も品評会に参加させていただきまして、道が大体2mほど切られております。医王寺とかあの辺に行けばきれいな上の方まで切られておりますけれども、例えば河原のグラウンドチャンピオンのほうに上る道とかは2mぐらいまではきれいに切られておりますけれども、それから上という木が生えたりとか、草が覆いかぶさっているところが結構あります。こちらは公役のほうでは難しいと思っておりますけれども、何年かに一遍切ってもらうことは可能でしょうか。こちらは、村長のほうに答弁お願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）議員さんにしてくださいとは言いませんけれども、何年か前は議員さんみんなで出て、高所作業車借って枝を落としたことがございます。だからといってしてくださいとは言いませんけれども、車に影響するとかいったところがあれば言ってもらえれば、それはもちろん役場のほうでも切ってもいいというふうに思っております。ふだん通行するのに邪魔にならないのなら仕方がないけれども、ちょっと大きいトラックが通ったりするときに枝あたりに支障があるといったときは、こちらのほうで対処したいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

車が通るのも邪魔になることもありますし、見た目のほうが上まで何年かに一遍切ってあげれば、ツタとかがそこ10メートルぐらいずらっとツタになっている部分とかもありますので、そういうのをきれいにすればきれいな西原村づくりと、その一環にはなると思っておりますので、そちらのほうを例えば建

設業者のほうに出されたりとか、そういうことをしていただきたいとは思いますが、お願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）もちろんよその山、個人の山になりますので、山の持ち主に一番最初に許可をもらわなければなりません。枝を落とすにしろ、よその方の土地の山ということですので、そこら辺もございまして、そこら辺も調査しながら業者に委託するのか、これがなかなか積算も計算しづらいところもあります。どこまで切ってどこまでするか。高さが例えば4 mあるところは切るのか。ただ、両脇が山であって、トンネル状になっているところも中にはございまして、暗いところも出てきておりますので、そういったところも見ながら、切ったほうがいいのかというところがあれば、業者に出すのか、どこかに委託して出すのか、そこら辺は検討したいと思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、もう一点、財源のことが大幅に削られております。

31ページ、道路新設改良費、これは国県支出で財源内訳の中で1,678万8,000円を減額して、一般財源を1,951万8,000円のやつで右のほうを見ますと、新設改良単独分とって新たに900万円上がっております。あとの委託とか用地購入費関係を、立木補償を減額されておるといった形だけが見えます。内容を教えてください。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）歳入の減につきましては、繰り越しをする関係でその分で減額しております。

また、道路改良費のほうで、工事請負費の単独事業につきましては、当初、企画商工課当初予算で鳥子団地5号線の改良につきまして金額が出してありましたが、発注が3月になりまして、ご存知のとおりその間に人夫賃、労務費、それから、材料費が相当高騰しております。現在、発注については何とか予算枠内でおさまってはおりますが、今後変更が出た場合にもう全然ないような状況にございます。きょう、補正が通らないと変更ができない部分もございまして、増額補正をお願いしているところでございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今の説明、私も理解できなかったほうですけども、産業委員会ではその説明でわかったのでしょうか。

繰り越しの話があって、この3事業5,100万円の繰り越し分は全て補助事業であったと考えますが、ここで繰り越しをして、繰り越したやつが国金支出が1,600万円、78万円は単費にすりかわるというようなお話だからちょっと理解に苦しむところです。

本当ならば、そのとおりですと言っていたきたいと思います。違っておれば訂正をお願いします。

また、単独事業の新設改良費で、遅いという予算がきつきつという話ですけども、鳥子工業団地関係でしょうか、その辺。

それから、現在進行の繰り越しをしない部分に関しての設計変更で増額分が出ないのか、どちらか、その辺、財源のことに関連しますので、わかりやすく教えていただけませんか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) まず、減額、社会資本整備交付金、これは13ページの部分でございますか。13ページの土木費補助金の減額の部分ですか。

ここにつきましては、社会資本整備交付金、道路3路線の繰り越しに伴う分の減額でございます。

それから、先ほどの支出の分につきましては31ページの道路改良費の工事請負費につきましては、鳥子団地ほか3路線、今改良しておりますけれども、その分でございます。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 暫時休憩します。

(午後 2時10分)

(午後 2時29分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

産業課長。

○産業課長(海東義朗君) 申しわけありませんでした。今、財政のほうと確認しまして、私のほうも繰り越しがあったものですから、まるきり勘違いをしておりまして、このマイナスの1,678万8,000円につきましては、当初こちら、地方創生交付金のほうで要望しておりました額が、道路改良につきまして85%しかつかなかったというところでの減額ということになります。

申しわけありませんでした。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 今度は多分簡単だと思います。

村道の用地購入費と立木、設計の委託の落とした分、執行残、俗に言う入札残なのか、土地は予定価格より大分下げて買われたのか、その辺説明をお願いします。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) 委託につきましては、それぞれ入札した残でございます。

公有財産につきましては、ちょっと若干交渉に行きましたけれども、予定よりも数件できなかったという部分もございます。

立木補償につきましては、多少地域に、若干万徳新所線のほうに立木がありましたけれども、今現在のところは足りたという部分と、今JAの集出荷所の上に育苗施設等がございます。若干そこについてもかかるかなというところで、ぎりぎり、農協本所のほうにも相談に行きまして、一応補助事業でつくってあるんでなるべくかからないようにしてくれというようなお話もありまして、じゃ、そちらのほうでちょっと設計のほうを変更させていただきますということで、そういう部分でちょっと減額させていただいている部分があります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) ありがとうございます。

産業課、一番事業系のところ、形が見えます。見えないのは、用地交渉のときと、こういった立木補償関係のうまくやるところで数字がなかなか見えづらいところですけども、何しろこちらから言えば頑張っていたきたいというところに尽きます。

やはり、課を治める課長ですので、その下に係長いますけれども、たくさん大きい広い部分をお持ちですけども、それぞれの係長にあらかたの仕事を任せて、叱咤激励をしながら頑張っていたきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、平成26年度西原村一般会計補正予算(第8号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第27号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第27号につきましてご説明いたします。

議案第27号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,633万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,009万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをあけていただきます。

まず、歳入予算です。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、こちらに215万1,000円の増額補正をしております。これは、平成27年2月中旬の収納額に3月末までの収納見込予定額を考慮して算出した額でございます。

同じページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金、こちらに2,261万1,000円の増額補正。これは、主に療養給付費負担金の補助金変更交付申請に伴います増額補正でございます。平成26年度当初予算の療養給付費の負担金につきましては、平成25年度の変更申請額で計上しておりましたためでございます。

同じ国庫支出金、項2国庫補助金、6ページの下段になります、目1財政調整交付金、こちらに1,307万2,000円の増額補正。これは、普通調整交付金及び特別調整交付金の補助金の交付申請に伴う増額でございます。

7ページをお願いいたします。

7ページの款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、こちらが2,463万7,000円の減額補正でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金の拠出対象額の変更交付決定に伴う減額でございます。

退職被保険者の療養給付費に対します交付金で、平成25年度実績は退職被保険者の療養費が多大となりましたがために、平成24年度の実績をもとに計上しておりました。しかし、平成26年度の変更では、この平成24年度実績をも下回る見込みとなったための最終の交付申請になります。最終の交付決定は3月末になされますが、2月に2,541万円ほどの変更を行っておりますので、こちらで一応計上させていただいております。

次、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、こちらへ156万4,000円の増額補正。これは、80万円超えの医療費のうち、80万円を超える部分に対して交付される交付金でございます。目2保険財政共同安定化事業交付金1,455万円の増額補正。これは、保険者の保険財政安定化を図ることを目的に交付される保険財政共同安定化事業交付金で、

共同事業交付金の最終見込み額による増額補正でございます。

同じページの下段のほうに款9繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、こちらに2,061万4,000円の増額補正。節1から節3までは法定繰り入れと言われるものでございます。これは、平成25年度の実績に伴う補正であります。節4その他繰入金、こちらは法定外の繰入金でございます。本年度の国保会計において財源不足が生じる見込みとなりましたために、一般会計に1,600万円の法定外の繰り入れをお願いしたところでございます。

次の8ページをお願いいたします。

款11諸収入、項2雑入、目1一般被保険者第三者納付金642万1,000円の増額補正でございます。これは、交通事故による第三者行為の届け出を行われておりまして、加害者の方に損害賠償請求権に基づき支払った医療費を求めているもので、国保連合会からの納付になります。お一人の方で、この事案の発生は、平成24年の発生になります。

歳入の主なものは以上でございます。

次に、9ページの歳出予算をお願いいたします。

事務経費等につきましては、今後の執行予定等を精査しました上で、不用額を算出して減額補正をしております。

款2保険給付費からご説明いたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費に5,866万4,000円の増額補正をしております。昨年12月に2,880万円ほどの増額補正をさせていただきましたが、それ以上に給付費の伸びが著しく、予算不足となる見込みが生じたための増額でございます。

本年度と昨年度の療養給付費を比較いたしますと、減少した月もございましたが、その増額部分として300万円を超えた月が三月ほど、700万円を超えた月が三月ほど、1,000万円超えの月もございました。平均しますと、年間、月平均400万円ほどの給付費の伸びとなっております。平成26年度分の試算をしてみますと、年間所要額で約4億8,000万円ほどになるということで、5,800万円ほどの歳入不足ということでの増額補正でございます。これは、平成26年3月から平成26年12月診療分の実績と平成27年1月から2月分の診療見込みを加味して増額をしております。

それと、10ページをお願いいたします。

保険給付費の高額療養費でございます。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費350万円の増額補正です。こちら、平成26年の3月から12月までの診療分の支払い実績と今後の支払い見込み額、それと一般から退職への振りかえ分、振りかえといいますと科目更正をする分になりますけれども、その分を考慮しての増額補正となります。

款2保険給付費の、ちょうど中段ほどになりますか、出産育児諸費、目1

出産育児一時金267万円の減額補正でございます。当初では12名分の一応計上であったんですが、母子手帳等の発行状況等を加味しまして6名分ほどの見込みとなりますために、その分を減額補正したところでございます。

あと、あけていただきまして、12ページのほうで、こちらに諸支出金として、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金が1,135万3,000円の増額補正でございます。これは、平成25年度療養給付費の負担金の実績報告に伴いまして最終確定して、その過大に交付された分、過大といひましようか、医療費が変動いたしますので、その分で前年度に多くもらい過ぎた分を当該年度、平成26年度でまた返還するための部分でございます。これらの財源として予備費を1,113万9,000円全額充当することといたしましたが、それでも財源不足が生じる見込みとなった次第でございます。

村長の提案理由でも申しましたように、自治法第208条第2項に「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」とされております。赤字決算が許されませんので、やむを得ず一般会計からの法定外繰入金をお願いすることとした次第です。

なお、県支出金の財政調整交付金につきましては、今回の補正には計上しておりません。補正予算の編成後に、ことしの2月末に熊本県のヒアリングが行われました。その折に、その結果は来週3月20日前後に交付決定が行われるとのことでありまして、増額になるとの情報も得ております。法定外繰入金をわずかでも減額ができるように、本年度中に予算の専決処分等が行われればと考えております。

それと、お手元に先ほど配付させていただきました10枚ほどのつづりの中で、国保会計の歳入構成のイメージとして計上したものの、次のページに国保の会計の給付費と調定額と収入額の過去10年間の推移、それと3枚目が平成26年度の国保会計の月別の収支、それと収入及び支出の累計を棒グラフと折れ線グラフにしたものをごらんいただければ、この平成27年1月までは、一応実績、2月・3月・4月、5月はもう最終調整になりますが、これは一応見込みというところで計上しておりますが、赤字に逆転した段階でいつまでもこれが追いつかない状況で、最終的にこの赤のグラフと青のグラフの差額の部分が1,600万円ほどの差になっております。

それと、6ページ、7ページが平成27年度、これはまた平成27年度のときにご説明させていただきたいと思いますが、歳入の財源の構成を一応ここに計上しております。

私のほうからは以上でございます。あとは議員各位のご質問によりましてお答えさせていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 7番、林田です。

まことに、先ほどから国保については残念なことが起きたなというような状況でございまして、課長が説明をしましたようにこの会計はもうこれでわかりますが、国保の取り扱いというか、また高齢に病気をしないとか、そういう指導というか、そういう段階の、包括支援センターが今度はありませんが、そういうあたりの機能といいますか、そういう関係で動いていくなれば大分こっちもよくなるんじゃないかと思いますが、何せ団塊の世代が多くなりまして、まだ国保の状態はよくなるんじゃないかと思いますが、予防対策について、これとは直接関係はございませんが、どういうふうと考えられるかちょっとお尋ねします。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 当初の予算の中でも多少その辺が出てまいりまされども、これから先、本来はもうこの医療費を抑えるしか方法は本当はないと。

そこで、今、私自身でできることとて言えば、国保連合会から疾病の分類が来ております。平成26年度で言うならば、平成26年の10月診療分が一番高い月でした。昨年と同じ月との比較と、それと年間の比較、そういうデータ分析を今行っています。これに伴って、どういうふうに西原村のほうの疾病の動きがあっているのか、そこで保健師のほうの活動に結びつけさせたいということで、今それはつくっております。

平成27年度当初の予算にもこれ国保会計のほうに上げておりますが、事前に申し上げますと、村長の提案理由でもありましたように、管理栄養士を、臨時ではありますけれども雇用して、住民の方々の食事指導ということで対応していこうかということと、特定健診のほうで、今まで構造改善センターで集団健診で受けていただいておりましたが、なかなかその期日には来られないという方もいらっしゃいまして、そのために、今度は個別健診を平成27年度から実施しようということで、ある程度目標を絞ったところで、今2つの医療機関がありますので、両方には一応お願いして進めようというところではあります。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかにございせんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第28号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) 議案第28号につきましてご説明いたします。

議案第28号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,432万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,059万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料537万6,000円の増額補正。これは、平成27年2月中旬の収納額に年度末までの収納見込み額を考慮して算出しております。

主な要因といたしましては、現年度分の保険料の第1号被保険者の数の増加でございます。平成26年4月分の介護事業の報告書に基づきますと、第1号被保険者が1,811名でございました。平成27年1月31日現在では1,863名でございます。今のところでは52名の増加というふうになっております。

それと、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金726万4,000円の増額補正。これは、平成27年1月の変更交付申請に伴う増額補正で、当初予算は第5期介護保険事業計画の平成26年度分の見込み額の計上をしていたしました。本年度の実績見込み額との差額が主な要因でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金71万4,000円の減額補正。これは、平成27年2月の変更交付申請に伴う減額補正でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金586万9,000円の増額補正。こちらも補助金の交付申請に伴います変更の分で、第2号被保険者の交付の部分になります。交付の割合は給付費の29%。昨日の円グラフを見ていただければ、第1号被保険者が21%、第2号被保険者が29%。これは第5期の数字でございます。その分の保険料になります。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金81万1,000円の増額

補正。こちら平成27年度の最終の交付申請に伴います分の補正でございます。

6 ページ、一番下の繰入金。

項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金277万円の増額補正。これは、歳出の最終的な給付の見込み額を 5 億5,100万円ほどと見込んでの村負担の 12.5%分の増額補正になります。同じく目 2 その他一般会計繰入金292万円の増額補正。これは、第 6 期の介護事業計画の策定の委託料。これが策定を一応終了しましたので、この分が当初では事業費が幾らになるかということがまだ定かではなかったがために、最終的にこれを確定して、一般会計から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

8 ページの歳出予算をお願いいたします。

事務経費等は、先ほど国保の会計のほうでも申しあげましたように、今後の執行予定等を精査しました上で不用額を出して、その分は減額補正をしております。

款 2 保険給付費から説明させていただきます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費、こちらに1,289万4,000円の増額補正をしております。

先ほどから申しておりますように、第 5 期の介護保険事業計画の平成26年度分を当初として計上します。本年度の最終的なサービスの実績見込みとの差額がこの増額補正の部分でございます。

次の 9 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 4 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス等費、こちらに46万円の増額補正です。こちら、昨年の12月も補正をさせていただいたのですが、施設サービス利用者の方の低所得者の方の負担軽減ということで、その認定申請の件数がふえてきておりますので、今後の予算執行に不足が生じるというおそれが生じたために増額をさせていただきます。

それで、先ほど西口議員のほうからご質問がございました寝たきりの介護の方は何名ほどいらっしゃるのかということで、款 3 に地域支援事業の項 3 包括的支援事業の任意事業がございます。ここに扶助費として寝たきり老人の介護者手当20万円の増額補正をしているところなんです、平成26年度今現在では20名の方が申請をされております。平成25年度の実績では15名でした。途中からまた発生される方もいらっしゃるかと思いますので、最終的には今のところはまだ、今の段階では20名という報告しか受けておりませんが、これは社会福祉協議会とかみどりの館さんとかからのケアマネージャーの方から証明書つきで報告をしていただいております。

これは、国の任意事業として取り扱うことが可能でございますので、昨日

の円グラフを思い出していただけると、財源の割合としては、次の年度でいきますとあのグラフでは1号被保険者が外側で22%だったと思います。それと、県の負担は19.5%、村も19.5%、国が39%というふうな割合になります。

主なものは以上でございます。あとは議員各位のご質問にお答えさせていただきます。ご審議方よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第29号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,108万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明をいたします。

6ページの歳入予算から願います。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料35万2,000円の増額補正。目2普通徴収保険料229万3,000円の増額補正でございます。これは、平成27年2月中旬の収納額に3月末までの見込み額

を考慮した金額でございます。

主な要因といたしましては、広域連合の算定見込み額を当初予算としておりました。平成26年度中の後期高齢者医療の年齢到達者等によってまた新しく資格を取得される方や、有資格者の方の転入、また死亡、資格喪失、それは転出等もありますけれども、その保険の賦課金対象者が減少の傾向にあります。

また、保険料の増額は、主な要因としましては、昨年度譲渡所得等が多々発生しておるといことでしたので、被保険者は減って高額所得者がふえたということが主な要因と担当のほうからの説明を受けております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金49万2,000円の減額補正。これも後期高齢者医療で、連合会で算定しました最終的な額の確定に伴うものでございます。

款5諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入6万7,000円の減額補正でございます。これは、後期高齢者医療の健診の見込み者数が当初は63名で連合会のほうから指名してきてありましたけれども、一応56名の方が受診されたということでの最終的な減額補正でございます。

次の7ページの歳出予算をお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金248万7,000円の増額補正。これは、後期高齢者医療の広域連合からの算定額の確定に伴います増額補正でございます。

主なものは以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第30号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君)議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,355万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

7ページのほうをお願いします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目2その他営業収益の節1手数料を5,000円の増額補正、節2工事申込金を48万4,000円の減額補正をいたしております。手数料につきましては、現在の収入状況から年度末までの収入見込みを勘案し予算計上しております。工事申込金につきましては、当初予算に13mmの加入金30件を予定しておりましたが、現在25件の申し込みにとどまっている状況です。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目1補助金の節1他会計補助金を19万9,000円の増額補正を行っております。消火栓の設置に伴う一般会計からの補助金でございます。現在施行完了済みであります高遊3号線に設置した分の予算計上になっております。

8ページをお願いします。

歳出につきましては、款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費159万8,000円の減額補正をいたしております。

主なものとして、節11需用費93万円の減額補正でございます。メーター購入に伴う費用で、入札に伴い購入単価が安くなったための減額でございます。その他、消耗品の不用額として43万円の減額、修繕費として50万円の減額を行っております。

節12役務費45万円の減額補正、水質検査手数料の入札結果に伴う減額を行っております。また、予備費で131万8,000円の増額補正を行っております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

すみません、戻っていただきまして、4ページをお願いします。

先ほども出ましたけれども、村道役場堤下線の道路改良に伴い水道管布設工事を行うこととしておりますが、繰り越されるため、一般会計の予算繰り越し同様に水道会計においても対応したく、繰越明許として補正予算に計上させていただいております。以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第31号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)。

1ページ目をお願いします。

平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度西原村工業用水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予算額、補正予定額、計の順で説明いたします。

まず、収入でございますが、今回補正はございません。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、1,897万1,000円、0円、1,897万1,000円。

第1項営業費用、1,501万2,000円、6万円、1,507万2,000円。

第2項営業外費用、30万円、15万円、45万円。

第4項予備費、355万5,000円、マイナス21万円、334万5,000円。

平成27年3月5日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主なものにつきましてご説明いたします。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出については、今回収入の補正はありません。

今回の補正につきましては、収益的支出におきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の動力費の電気料金を、水道施設のポンプ用電気料及び制御用電気等の電気料6万円を増額補正、目2消費税に8%に伴います15万円を増額補正、目1予備費に21万円の減額補正を行っております。以上でございます。ご審議方よろしくご願ひいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は明日13日午前10時より、議事日程第4号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時18分 散会

第 4 号 (3 月 1 3 日)

平成27年第1回西原村議会定例会会議録

平成27年3月13日、平成27年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年3月13日(金曜日) 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第32号 平成27年度西原村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第33号 平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第34号 平成27年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第35号 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第36号 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第37号 平成27年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 7 同意第 1号 副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 2号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 組合議会報告
- 日程第10 委員会報告
- 日程第11 陳情書審議
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第32号、平成27年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、平成27年度西原村一般予算。

平成27年度西原村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億8,712万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のおりと定める。

（1）、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

1、西原村福祉センター管理業務委託料、平成27年度から平成31年度、2,603万円、年度ごとの支払い計画額は520万6,000円となっております。

2、住民課コピー機リース料、平成27年度から平成31年度、81万9,000円、年度ごとの支払い計画額は16万2,000円と16万5,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。

1の臨時財政対策債1億2,510万円、2、公共事業等債、道路新設改良事業1,230万円、3、公共事業等債、総合体育館等建設事業1億3,050万円、4、緊急防災・減災事業債、消防救急デジタル無線整備事業1,000万円、5、緊急防災・減災事業債、消防ポンプ自動車購入事業1,440万円、6、緊急防災・減災事業債、防災行政無線デジタル化事業650万円、7、一般事業債、総合体育館等建設事業7,000万円。

起債の方法。

証書の借入れ、または証券発行。

利率年3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

続きまして、事項別明細の主なものについてご説明をいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1村税、項1村民税、目1個人2億1,849万9,000円、2法人4,416万6,000円、合計で前年度対比1,059万円の増となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税3億8,529万4,000円、前年度対比1,729万7,000円の減でございます。

13ページをお願いいたします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金8,200万円、前年度対比1,000万円の増でございます。

14ページをお願いいたします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税11億2,800万円、前年度対比3,000万円の減でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金5,119万3,000円、前年度対比298万6,000円の減でございます。

17ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費補助金1億7,386万2,000円、社会資本整備総合交付金の特定地区公園事業9,608万6,000円、道路事業分7,140万円等でございます。

目7農林水産業費国庫補助金8,750万5,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金8,200万5,000円等でございます。

18ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億1,693万6,000円でございます。

19ページをお願いいたします。

目3農林水産業費県補助金1億859万7,000円でございます。中山間地域直接支払制度交付金、農村推進交付金等でございます。

21ページをお願いいたします。

項3県委託金、目1総務費県委託金1,978万5,000円でございます。熊本県議会議員選挙、熊本県知事選挙委託金等でございます。

22ページをお願いいたします。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入3,225万7,000円、前年度と比較しまして133万9,000円の増でございます。

24ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金3億6,000万円、前年度対比2億1,000万円の増となっております。

財政調整基金2億5,000万円、公共施設整備基金1億円、土地開発基金1,000万円でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金8,000万円でございます。

25ページをお願いいたします。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入8,090万6,000円、消防ポンプ自動車購入助成金として空港周辺環境整備事業補助金1,497万7,000円、ふるさと市町村圏基金活用補助金3,063万3,000円により前年度対比4,588万7,000円の増となっております。

26ページをお願いいたします。

款21村債、項1村債、目1臨時財政対策債1億2,510万円、目2公共事業等債1億4,280万円、目3一般単独事業債1億90万円、計の3億6,880万円で前年度対比1億5,700万円の増となっております。

続きまして歳出でございます。28ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費7,531万7,000円でございます。

29ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億1,633万2,000円で前年度対比1,637万7,000円の減でございます。

31ページをお願いいたします。

目 2 財産管理費2,937万6,000円でございます。

33ページをお願いいたします。

目 6 諸費3,979万2,000円でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

目 8 企画費948万円、前年度対比7,918万9,000円の減となっております。これにつきましては、総合体育館等の基本実施設計委託費の減によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

目 9 電子計算費6,660万8,000円、前年度対比857万5,000円の増となっております。

39ページをお願いいたします。

目14総合体育館等建設事業費 4億6,182万5,000円、総合体育館等設計業務委託料、土地購入費、立木等補償費用を計上させていただいております。

47ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1億288万7,000円、前年度対比191万6,000円の減でございます。

50ページをお願いいたします。

目 4 障害者福祉費 1億7,423万円、前年度対比285万1,000円の減となっております。

52ページをお願いいたします。

目 7 介護保険推進費8,718万2,000円、前年度対比1,173万7,000円の増でございます。

53ページをお願いいたします。

目 8 後期高齢者医療費 1億1,545万2,000円、前年度対比410万7,000円の増でございます。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1億6,122万円、前年度対比568万円の減でございます。

54ページをお願いいたします。

目 2 児童措置費 2億2,329万7,000円、前年度対比979万5,000円の増でございます。

58ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1億4,840万8,000円、前年度対比5,239万1,000円の増でございます。国保特別会計法定外繰出金3,250万円等による増でございます。

69ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目10ほ場整備費 1億5,006万1,000円、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業工事費 1億4,025万円等でございます。

71ページをお願いいたします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費7,016万9,000円、前年度対比

6,134万6,000円の増でございます。鳥子工業団地第2調整池整備工事費6,120万円等でございます。目2観光費2,945万8,000円、前年度対比2,131万7,000円の増となっております。馬頭山隣接地臨時駐車場整備工事費等による増でございます。

75ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費1億9,142万円、前年度対比2,796万1,000円の減となっております。

76ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1億6,245万9,000円、前年度対比428万8,000円の増となっております。熊本市への消防事務委託料が前年度対比421万5,000円の増となっております。目2消防施設費5,918万9,000円、前年度対比4,896万4,000円の増となっております。防災行政無線デジタル化事業委託料650万円、工事請負費としまして防災行政無線屋外拡声子局移設工事、消防署西原出張所造成及び乾燥塔設置工事分544万1,000円、備品購入費で消防ポンプ自動車購入費3,837万3,000円を計上しております。

82ページをお願いいたします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費5,911万7,000円、前年度対比3,237万6,000円の減となっております。

86ページをお願いいたします。

目2の教育振興費2,413万1,000円、前年度対比1,056万9,000円の増となっております。

89ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費3,207万円、前年度対比544万8,000円の増となっております。

100ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目1元金2億3,365万3,000円、前年度対比8,569万7,000円の減となっております。目2利子2,449万2,000円、前年度対比397万9,000円の減となっております。あと予備費に379万4,000円を計上いたしております。

102ページ以降は給与費明細書等でございます。特別職、一般職の給与費等を計上いたしております。

109ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。合計のところの前々年度末現在高24億8万3,000円、前年度末現在高見込み額22億7,371万8,000円、当該年度末現在高見込み額24億886万5,000円となっております。

110ページからは債務負担行為等の調書となっております。

説明は以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、議案第32号は歳入と歳出に分けて質疑をお受けします。

初めに、27ページまでの歳入についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）おはようございます。3番、村上です。

毎回のことで本当に恐縮に思いますが、23ページのふるさと納税の寄附金の企画の課長には何回か質問をいたしましたんですけども、今、ふるさと納税について非常に報道等で注目をされております。本年度は西原村においては一企業さんが多額の寄附がなされたということでご報告をもらっておりますが、このふるさと納税というのは、もう皆さんご存知だと思いますけれども、全国のトップテンに入っている市町村が九州で5つあります。その中で一番すばらしいその実績を上げているのがもうご存知と思いますが、長崎県の平戸市です。どういう取り組みをやっているかということは、カタログ方式あるいはポイント制ということで、平戸市の人口が大体3万3,000人程度、所得税か市民税かで大体9億円ということで、ふるさと納税が13億円あっているということで、これはすばらしい突出した自治体です。これはそのかわりにポイント制とカタログ制で地元の水産物、農産物等を納税者の方にお礼として送っているということですが、なぜこういうことを言うかということ、確かに納税をされて西原村に対してふるさと納税をされたということは非常にありがたいんですが、そのことについていわゆる一次産業が非常に潤うんじゃないかなと。平戸市の例をとりましたけれども、非常に活気があって海産物関係のいわゆる漁師さんが忙しくなったというような事例もありますし、近年では、非常に高額な寄附者に対して高額なお礼をするということで一つは問題になっているということがあります。しかし、それはごく一部の例でして、実際的には一次産業あるいは二次産業等のセットあたりを研究し、その納税された方々に対してお送りするという事は非常に村に対しても活気が出てくるということじゃないかと思ひます。ここに20万円という歳入の金額が出ておりますが、これがいわゆる10倍、100倍等になるならば非常に喜ばしいことじゃないかなというふうに思ひます。

この点について予算の計上の仕方、昨年と余り変わらないというふうに思ひますけれども、これに対して工夫や知恵を出し合いながら地元の産物の提供による一次産業の活性化あるいは農家の増収ということをお考えたときに、もっともっと努力する知恵を出しながら努力するべきではないかなというふうにお考えます。そこのところを、担当部署が企画だろうと思ひますのでご見解をお願ひします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

ただいまのふるさと納税についてのご質問で、企画あたりをきちんとして、もうちょっと伸ばせないかということだろうと思います。

近年、ここずっと調べておりまして、本年度はご存知のように企業さんのほうから特別な納付をいただいて644万円を今いただいております。企業さんのほうから600万円を超えるということでございまして、これは本当にまれになる寄附だろうと思いますけれども、今、平戸市のお話をされましたんですけれども、西原村にいろんな一次産業のことを考えますと、農業が主体になりますので農産物あたりをうちのほうは萌の里からお礼として差し上げている現状でございます。一昨年までは萌の里を中心にお願いしていたんですけれども、ある方がお礼に対しまして金額に沿ったというところで我々も課税の金額に沿ったお礼をしていたわけなんですけれども、高額になられるということで5,000円相当の品物を萌の里にお願いしましたら、その分量が余分にいくということでございまして、もらわれた方もそんなにもらってもという、要は、農産物は生ものでございまして、余り喜ばしいことじゃなくて逆に乾物類ということで向こうのほうから指定されまして、昨年、今年と趣向を変えまして、たんぽぽさんの加工品あたりを送るようにはしております。

一次産業を伸ばすような努力ということでございまして、うちの場合には農業を主体に萌の里さんをお願いをしながらということで一生懸命頑張っているところでございますけれども、ただ広報のやり方がやっぱり今、カタログ、ポイント制度というお話がございましたけれども、村といたしましてはまだホームページあたりには受けているというような形ぐらいしかとっておりませんし、また、写真あたりをこういった品物ですということもまだ具体的に載せておりませんが、今協議中のございますのは、新年度からはきちっとしたカタログあたりを載せて、もうちょっと募集をかけたらということは協議をしているところでございます。

今後は、20万円の想定をさせていただいたのは、通年の予算の計上で20万円ということでございますけれども、これ以上に倍以上になるように努力をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）いろいろと努力はされているかと思えますし、当然インターネット、西原村のホームページあたりの活用というのも非常に大事になってくる。そのことについて中西議員のほうからも質問があったと思いますが、余り西原村のホームページについて、もっともっと改善すべき点があるんじゃないかなというふうにも思います。今、農産物については相手方送った方生ものですからということをおっしゃったんですが、確かに平戸市あるいは佐賀県の玄海町、これは海に面している、海産物あるいはその海産

物の加工品あたりが主だと思います。けれども、さっき5つベストテンに入っている中で、宮崎県の綾町と都城市、これは全く海に面していないところですね。都城市はいわゆる宮崎牛、ブランド牛、都城市はそういう形で畜産のほうも加工品あたりをお礼品として差し上げていらっしゃるんじゃないかと思いますが、綾町に至っては、本当にこれはちょっと言葉が悪いんですけども、当時の町長さんが本にもされて、夜逃げの町、綾町ということでタイトルをつけて、からの脱却ということで本になっておったということを経験しておりますが、綾町に至っては、ほぼ西原村と余り条件的に変わらないんじゃないかなと、どういう中身でされているかということ、九州にそういうふうなベストテンの中に5つもあるということで、非常にいい先進地がいっぱいありますので、そういうところも視察研究なりにやっていただいて、できるだけ農家さんの所得倍増につなげてもらえればというふうに思います。

それともう一つ、つけ加えておきますが、けさ、ちょっと熊本県のこのふるさと納税はどうなっているかということで、ちょっとのぞいてまいりましたが、県内の市町村の中で4つに分かれていました。特典と郵送・郵便、それとクレジットカード、それからちょっとわかりませんでした。防災研究指定云々と書いて4つの項目に分かれていまして、何のマークもついていなかった町村が4町村ありました。それが五木村と津奈木町と益城町と西原村。あとは特典があったり、郵送・郵便制度があったりということでは何かの特典、印がついているからいいということじゃないんですけども、そういう形で対応されている町村も県内には幾つもあるということをご理解いただきたいと思いますし、また、もうくどくは言いませんけれども、この20万円が、100倍、1,000倍になるように、いろんなメディアあるいは情報発信を考えていただいて増収増額になるように努力していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) はい、10番、田島です。

少しでも収納率が高くなるようにということで全国各自治体ともさまざまな努力をされているようでございまして、私も関心を持っておりましてところが、ここに議会事務局に届いております「ガバナンス」という月刊誌があるんですけども、その中に大阪府寝屋川市というところでペイジーという、このシステムは納付がスマホとかパソコン、携帯電話からでも365日24時間支払いが可能ということで、これから私は反対の気持ちですけどもマイナンバー制度というのが国のほうで考えられておりまして、また消費税もこれからどうなるかわからないというときに、村でもシステム改修というのが検討される時期ではないかと思うわけですけども、そのタイミングに合わせましてペイジーという大変収納率が上がるシステムを導入すれば、寝屋川市

の例によりますと、それまで88.4%の収納率だったのが、これを導入した後1.5%アップしまして90.9%へというようなことで上がっているそうです。先ほど、村上議員も言われましたけれども、納税がしやすいということになると、何かやっぱりふるさと納税、これは、手続は大変かもわかりませんが、コンビニなどで、あるいは金融機関やATMなどでは30万円までという上限があるそうでございます。そういったものもないということで、一つこれは研究材料ではないかと思うのですけれども、それに対しての何か研究されているかどうかお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）ちょっと田島議員、すみません。せっかくの提案ですが、どこの部分ですか。全体的ですか。それともどこの部分ですか。税務課長ですか。それとも企画。

○10番議員（田島敬一君）これ、税務もですけれども、国民健康保険とか全ての納付を。

○議長（坂梨公介君）今、項目が平成27年の歳入についての項目はどこですか。全体ですか、それとも。歳入部門を誰に聞くわけですか。誰を指名するんですか。村長。

○10番議員（田島敬一君）税務課長ですね。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今の田島議員からのご指摘がありましたけれども、当村のほうではコンビニの納付ということのをこれはたしか七、八年前にあったんですけれども、まずは手数料の高さとそれからそれをやっているところの町村を調べてみたら、通常金融機関に振り込んでいる方がそのコンビニを使われて通常滞納されている方については、今までと余り変わらないというような状況の調査を当時の徴収担当がやっておりました。ただ、今ご指摘のとおり、スマホとかパソコンのそちらのほうの金融関連で支払うというふうな形で徴収率が上がっているという実績があるのであれば、今後勉強させていただいて検討させていただくならというふうに考えております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

12ページ、軽自動車税の歳入ということで、平成26年度に条例が改正されて、軽自動車税の増税というお話がっておりますが、委員会の説明におきましては平成27年度より税率は上がりますが、不公平感があるということで1年は先延ばすといったお話があったと思います。しかしながら、前年度と比較すると97万9,000円見込みとして税収が上がるということで、税額的にも2,171万5,000円というふうに予定されております。ちなみに現年度分だけを言いますと、2,156万5,000円ということになります。1年間先延ば

しということでありますが、見込み的にこれだけ前年より上がっているということになると経営の移行がどんどん加速しているような感じもいたします。

税務課長にお尋ねしますが、今度の法改正の中で、全ての軽自動車の使用されている方、登録上本人さんは何年登録とわかりますけれども、行政上で把握はもう既にできていますか。今後、入る予定ですか。そこを少し詳しくお願いします。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）この税額の先延ばしというお話から先にさせていただくと、与党の税制大綱が12月末にできまして、その後県からの説明で二輪車自体は残存の部分に対しても増額であるということで、二輪車系統につきましては1年間先延ばしをする、ほぼなりますと。今、国会で審議中ですので、多分専決になるかと思えますけれども、まずなるであろうと。ただ、四輪につきましては4月1日以降の分については増額という、それまでの分については言えばそのままの金額。ただし4月1日のみで、4月2日は1年間は税金がかからないというのが税法ですので、4月1日に登録することはよっぽどのがない限りされないだろうということで、実質的にいわせると平成28年度からの増額というふうに考えられるということで、ご質問の点は、その取得日が既存の部分、取得日につきましては課税の段階で必要でございますので、それはうちのほうでは把握しております。ただし、初期登録日につきましては、何年何月というふうな記入が台帳のほうには上がってきますけれども、課税に今まで支障がございませんでしたので、初期登録年月まで入れている年代と入っていない年代もありますし、今後は初期登録年月日まで必要になってくると思えますので、当村で扱う西原村のナンバープレートについてはもちろん把握はできますけれども、軽自動車協会が取り扱う分については、情報によりますと国と検討しているという状況のお話は伺っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）はい。今のお話でわかれたように、二輪に関しては一応1年間延長するというお話と、軽の四輪におきましては4月2日以降の登録に関しては平成28年度より増税になるという部分が発生するということと、初期登録は年月日が現在わかっていないというお話でありました。

ということは、非常に課税に対してもまだ難しい現状で1年間やられるわけですが、この歳入は非常に大事な財源であります。しかしながら、普通乗用車からの移行という経緯をたどっていったお話だったと思います。だったと思いますというのは私の主観でございますが、やはり高齢化になると軽に移行するといったことと、普通乗用車の税率との差が大きいということで軽自動車に移行されると、年間維持費等相当額違いますので、そういった傾向にあるのは間違いないと。ここ数年間ずっと移ってきております。

ところで、村長に今度はお聞きしたいんですけれども、平成28年度から正式にそういった形が増税部分が反映されるような形になってきます。本年平成27年度の中でその数字の把握が、税務課ができるような形に当然なってこなければならぬし、なるようになると思いますので、そこで再度検討していただけるのは今回の予算書にはなかなか反映できなかったみたいですが、増税分、交通弱者の中のこれは取り上げると福祉タクシーの利用率ももっと上がるかもしれませんけれども、その手前の段階の方々の措置として、厳しい歳出の予算を削っていくのに厳しいところではございましょうけれども、何とか限定したところで持っていけないのか、歳入のところでありませぬけれども、歳出のところ少し踏み込むような形になりますけれども、村長、答弁できますですか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 平成28年度からはっきりして上がるということで、そこら辺のそういった対象者、例えば高齢者、障害者、いろんな方がおられると思いますけれども、そういったところの方に対しての優遇措置ということでしょう。そこら辺もどこまでか、どういった方がおられるのか、そしてその方が軽自動車を持っておられるのか、調査には少しだけ時間がかかると思いますけれども、そして、上がった分だけどういった軽減措置をするのかということであろうと思いますけれども、そこら辺も全体的にどれくらいおられるのか、それでどのぐらいの金額になるのか、そしてまた、上がった分全額をするのか、いろんなことをまた今後検討しなきゃならないというふうに思っております。できますならばそうしたほうが、先ほど言われたように、交通弱者の方、高齢者の方、特に普通車から軽にかえられる方、これにかえるのは、小さいのがいいというやり方と軽のほうが維持費が少ないという方もかなりおられると思いますので、そこら辺は今後そういったところを全体的な把握をして検討したいというふうに思います。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 今、村長の答弁をもらった経緯が執行部側にも聞こえたと思いますので、税務課長、本年度中に、平成27年度中に村長が検討できるような資料の作成、これを依頼したいと思いますけれども、お約束できますですか。

○議長(坂梨公介君) 税務課長。

○税務課長(佐藤光弘君) ただいまのご質問は、軽四輪乗用の4月2日からの分の年齢構成ということだろうと思いますので、今の総合行政でできるかどうかというのは電算担当もしくは委託業者のRKKコンピューターサービス、そのところにちょっとお聞きしなければなりませんけれども、もしそれができないということであれば、人力でやるしかないかなというふうな形になります。人力になった場合には税務課の場合、時期的には7月まではちょっと

非常に多忙な時間帯をとりますので、それ以降になるかなというふうな、時期まで申しましたけれども、そういう形になるかなと思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) まとめてください。

○9番議員(宮田勝則君) なるかなと思いますので、ならせてください。

その資料をもとに、やはり執行部三役と財政の中で12月等が平成28年度の財政のやりとりが頻繁に行われる時期ですので、その時期に間に合えばと思いますので頑張っていたきたいと思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員(坂本隆文君) 1番、坂本です。

収入の中に、NPO法人はらっぱの家から12万円入っております。

○議長(坂梨公介君) ページ数は。

○1番議員(坂本隆文君) 23ページです。はらっぱの家のほうが老朽化のほうでもうすぐ壊されるということだったんですけれども、その前に、たんぽぽハウスさんとの話し合いとかをされたと思いますけれども、私たちが聞いているのは障害の性質が違うというふうに言われたところまでは聞いたと思うんですけれども、それ以降どうなっておりますでしょうか。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) はらっぱの家とたんぽぽハウスと、合同ではありませんでしたけれども協議を重ねてはきておりますけれども、今、議員がおっしゃったように、たんぽぽハウスのほうとしてはいつでも受け入れは可能ということであります。はらっぱの家さんのほうが、すぐという意向を示されておられませんので、今度は取り壊しという前までにはなるべく早目に受け入れ可能になるようにしたいと思っておりますが、たんぽぽハウスのほうでも施設のほうの拡張というか、今の施設はちょっと手狭ということもおっしゃっていますので、希望としては、ALTが今いらっしゃいますけれども、そちらの建物が、契約がありますので、任期がありますからそちらが切れるのをタイミングを見計らわないと、その後の対応というのはできないかと思っておりますけれども、一応そういう方向でいければとは思っております。

○議長(坂梨公介君) 坂本議員。

○1番議員(坂本隆文君) 坂本です。ぜひ、取り壊し前までには解決のほうよろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 7番、林田です。

12ページです。これ、入湯税のことですが、平成26年度も補正で出たり引っ込んだりしておりますが、こういうことで収入を見込んでありますが、収納、税金を取るほう、その活動はどういう方向でやられるのか、方法といい

ますか、完納されるような状態を持っていくのはどういう方法でやっ
ていけるのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）入湯税につきましては、補正の段階で、おっしゃ
るとおり、9月の議会で増額補正をして、きのうの補正で減額をしたとい
うことで、それと平成26年度の入湯税の予定の予算につきましてもあ
わせて予算減額をさせていただいたということなんですけれども、う
ちの担当のほうもその特別徴収者と頻りに接触して催促等を行って
おりますけれども、現時点での、これきのうの予算がとれましたの
で、とれましたからとらないという意味は持っておりません。今、
ちょっと申告で動けない状況なんですけれども、平成26年度につ
きましては5月いっぱいまで現年度分は徴収ができますので、これ
につきましては、できる限り接触して納付のほうに努力したいと思
います。

そして、それがちょっとできなかつた場合には、課税を取り消すとい
う意味ではございませんので、それは滞納繰り越しのほうの課税のほう
に回って、それでまだ折衝をずっと続けていくというような状況です。
その現状というふうな形でおっしゃられたんですけれども、今のところ
動きがありませんので、収入の中で余剰があれば納付をしていただく
ようにいつも催促はしておりますけれども、現状の経営状態ではな
かなか難しいというような形で、少しでも入れてもらうような形
で催促はしておりますけれども、現状ではちょっと今のところ見込
みが立たないというのが現状でございます。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）大変税務課あたりも苦慮されている状況
ではございますが、税の平等性といいますか、そういうところでさら
なる努力を続けていただいて収納に当たられますようお願いしま
す。以上です。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時10分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは次に、歳出について、（「歳入がまだあります」の声）あ
りますか、はい。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

税務課長にお伺いします。

さっきからいろいろ質問があつているようですけれども、11ペ
ージです。固定資産税の減額で1,729万7,000円減額がありま
すけれども、この内訳としましては、どういう内容で減額になつて
おるわけですか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）平成27年度が、評価替えの年になっておりまして、その関係上で、家屋等は減価償却関連で落ちますし、まだ土地等も伸びはそんなにないということで、その関係上で予算が落ちたということでございます。

○議長（坂梨公介君）2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

9ページの村税が昨年よりか減少とありますと、私は、地方交付税が下がるのは、地方交付税の減額となっております。村税が上がるから地方交付税が下がるのかなと思っていましたけれども、利益があれば交付税が下がるのかなって解釈していましたけれども、両方下がるからちょっと聞きたいなと思っています。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）交付税の減額ということでございますけれども、交付税につきましては、普通交付税、こちらにつきましては、地方交付税制度の根幹をなすものでございますけれども、基準財政需用額から基準財政収入額を超える分、基準財政需用額を超える分につきまして、地方公共団体に対して交付されるものでございますけれども、本来ならば、この財源につきましては、地域の地方税で賄えるのが一番よいわけでございますけれども、地方では、この必要に財源を確保できるというような現状ではないということで、どの地域でも一定の行政水準が維持できるような役割で、この交付税のほうの措置がされている分でございます。

本村の場合、公債費ですね、借金関係の返済あたりがかなり減ってきておりますので、交付税のほうは減額となっております。

ちなみに、普通交付税でいきますと、平成24年度の決算額が12億8,800万円ほどでした。平成25年度のほうは12億7,200万円でございますけれども、本年度、平成26年度の決算見込み額としましては、11億9,000万円ちょっとですね、それぐらいを見込んでいるところでございます。そういうことで、平成27年度の当初予算では、3,000万円の減額ということで計上させていただいています。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）そろそろということで、地方債と雑入について2点でございます。

まずは、第1点目、雑入のページ25ページ、空港周辺環境整備事業補助金1,497万7,000円、それと、ふるさと市町村圏基金活用補助金3,063万3,000円、非常に大きい助成金、補助金が出ております。

大体内容等は、当初の村長より説明があったと思いますけれども、この、なかなか空港周辺整備等の事業に対する助成金というのが、本村にはなかつ

たということで、今回、巨額の支出があります。歳出のほうでは、また出てくるところではありますけれども、今回、もらえた経緯等、議会の中で説明していただければと思います。

また、その下のふるさと市町村圏基金の活用補助金、これに対しても多額の助成金が出ておりますけれども、これ、村長でよかですかね、2件は、雑入の件は、村長のほうからまたこれの使用に関しては、触れられても結構ですけれども、継続事業等も一部含まれていると思いますので、その辺、今後も含めて答弁ば願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）まず、空整協の補助金1,197万7,000円ですかね、この件でありますけれども、これは、ポンプ車、ポンプ車が1,459万2,000円と保育園の備品等関係が44万8,000円ほどでございます。保育園のほうは補助率が90%ということでありまして、ポンプ車も本来ならば50%でございました。しかしながら、空整協自体が、なかなか今後も厳しいという、仙台空港が民営化になったり、あるいは、福岡空港もそういった形で今後歳入のほうが減るんじゃないかなということでもございました。このポンプ車のほうも、いかにして補助金をいただくかということで、ちょうど広域合併後の会議がございまして、そのとき、これに申し込んでおったのは、熊本市も申し込んでおられました。その会議の中の最後のその他の中で、熊本市長、当時の幸山市長でございましたけれども、消防局の大塚局長も同席しておりましたので、私どもの事情を説明したところでございます。今あるポンプ車がやがて20年ということで、もうかなり古くなっておりましたので、熊本市さんも申し込んでおられますけれども、うちの事情はこういった事情と、車が古いと、そして私どもは、熊本さんに比べれば本当に孫のような小さな村でございますので、できますならば、これを私どものほうに優先的にやってもらえんかということ、出していただくのは空整協でありますけれども、熊本市さんにもそういったことをお願いをしました。幸山市長も、そういうことであれば、西原村のほうに応援せんといかんですねということで、消防局長、局長とそういったほうにどやんかしてもらえんかというような話でございました。しかし、今、申しましたように、補助金を出すのは空整協ということですので、まずは空整協のほうにお願いしに上がって、どうにかして西原のほうにお願いしますということでございまして、熊本市のほうは、その影響と申しますか、熊本市には補助金がつかないと、私のほうの分だけに補助金がついたということで、本当にありがたく感謝をしているところでもございます。

そしてまた、今後も、こんな大きい事業には、空整協からの補助金はますます厳しくなるという話でございました。ただし、この飛行機が上る、降りるその沿線上の地区の公民館とかには、今後も補助をしていくというような

お話をいただいております。

それから、ふるさと市町村圏基金のこの3,000万円余りでございますけれども、それぞれの町村がお金を出し合って、県からもお金が出ております。ということで、これは、これを取り崩して、阿蘇広域消防が消防庁舎を建てるということと、まあデジタル化も含んでいると思っておりますけれども、そういったことで、これをもう基金を取り崩そうという話になりました。うちは、阿蘇広域の消防と関係ございませんが、うちだけ残ったということで、広域的な何か事業をすればうちのほうにも来るということでもありますけれども、うちの事業をする中で、こういった事業がございません。阿蘇郡全体で使う事業でありますので、なかなかないということで、まあ理屈立てをしまして、この役場堤下線、万徳新所線これは、交通渋滞のときには、車が抜けられんじゃないかと、阿蘇の人も利用されるんじゃないかというような理屈をつけてお願いしました。当初はできないということでありました。じゃ、私も阿蘇広域の消防本部の基金取り崩しには協力できんよというお話の中で、まあやりとりがございましたけれども、その後、そういった形で県のほうにも認めていただいたということで、県が出資しておりますそのお金も、分配できるということでこの3,000万円余りもそういった形で、私どものほうにいただいたということで、また、平成26年度もいただいておりますけれども、平成27年度においても、この道路関係に使わせていただくならばというふうで、今回、予算の計上をしておるところであります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) ありがとうございます。

この雑入でありますけれども、普通、雑入で上がるとは、何かを貸しておるからその代金を入れるとか、置かせてやる電気料ば払ってもらうとかいった形で、あとは、何か使用目的がないとなかなか出ないところです。なおさら、雑収入をふやそうというのは難しいところだと思います。

皆さんも、今回の予算でご承知のとおり、次の質問の中にありますけれども、地方債、今回、大幅な地方債の発行といった形になっております。この中でも、当然、この補助金をもらって4番の緊急防災・減災事業債というところに1部1,000万円をお借りしておると、じゃないですね、緊急防災5番のほうで入っておるところと、公共事業債の中の新設道路改良事業、これのほうにも補助対象事業として事業債が含まれておるところになっておると思います。

やはり、特に、空港周辺整備補助金というのがなかなか出づらかったというお話も大分聞いておりました。今回は、議会からも村長と同行して獲得に至ったといったことも報告をもらっております。やはり、1人でなければ2人、2人でなければ熊本市の市長と、よその自治体からも応援していただいできたというありがたいことでございます。

今後とも、西原村におきましては、空港周辺の中では、意外とその補助金を集落もなかなか使っていなかったといえますか、下手すれば外されよったという経緯もありますので、その辺、飛行機が小さくなくても大きくなっても飛んでくるものは、必ず飛んできますので、その辺を今後また、主張していかなとなかなか外される傾向にありますので、頑張ってくださいと思います。

では、次に地方債。今度、7つの地方債が発行されます。金利も3%以内と、償還方法も書いてあるとおりでございます。地方債、先ほど、中西議員の質問の中にもありましたけれども、交付税措置の件でちょっとお伺いします。

充当率と対象を、わかりづらければ後ほど結構ですけれども、今わかれば教えていただきたいと思います。なお、今回、縁故債がいっぱいあると思いますけれども、償還年をどのぐらいで予定しておるのか、その辺まで聞かせて願えればと思います。

○議長(坂梨公介君) 総務課長。

○総務課長(泉田元宏君) ただいまの相殺の件でございますけれども、ちょっと資料を持ってきておりませんので、償還年数等をちょっとこちらにつきましては後でご報告をさせていただきたいと思います。

まず、今回の事業としましては、公共事業等債、道路新設改良事業、こちらの補助事業分ですね、万徳新所線、役場堤下線、堀切出ノ口線の補助残につきまして、起債を充てるものでございますけれども、充当率90%の交付税措置が20%であったかと思えます。

あと交付税措置がございますのが、一般単独事業債の緊急防災・減災事業債の消防デジタル無線整備事業の分でございますけれども、こちらのほうが充当率100%、交付税措置が70%、それから、防災行政無線デジタル化事業の実施設計管理業務委託につきましては650万円、こちらにつきましては、充当率が100%であると思えます。

○議長(坂梨公介君) 副村長。

○副村長(坂本 武君) 総合体育館等の建設事業関係もということでございますか。(「はい」の声) これにつきましては、国の交付金の対象事業につきまして、5割の交付率になっておりますが、その補助残の充当率が90%、それから交付税算入率が20%というふうになっております。

なお、用地費につきましては、今回の場合が、一応、5.2ha程度予定しておりますが、そのうちの2ha部分しか交付の対象にはなりません。対象の率が用地については3分の1ということでございます。算入率は、これは同様でございます。

○9番議員(宮田勝則君) 臨時財政はつかんのですか。臨時財政対策債は。

○議長(坂梨公介君) 副村長。

○副村長（坂本 武君）臨時財政対策債につきましては、これは一般財源扱いということで、後年度普通交付税の需要額の中に100%算入されるという性質のものでございます。起債となっておりますが、一般財源扱いということでございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）はい、ありがとうございます。

なかなか、ここは聞かないとことですけれども、将来に当たって、これ充当率が100%とか90%とか、非常に高い充当であります。それに、交付税措置が2割やら3割やらということで、非常にいいところだと判断しておりますけれども、やはり、今まで借金を減らすことで努力されて、それに対して、副村長も十分な努力、補助金上積み、相当の事業をやってきましたけれども、貢献されております。やはりこの辺、自治体間、上級官庁とのつながりも非常に大事なのかなというふうに実感しておりますので、今後の最後のほうで、今日の議員審議にも出てきますけれども、やはり、こういったつながりを大事にして今後も頑張っていただきたいと。これはやはり、交付税措置がないと、この交付税が落ちたとばかり理解されて、なかなかどういったことかということで質問も出るとおりでございますので、やはり元気のある西原村の象徴ということで、これだけ借銭も抱えられるとといったこともやっていただきたいと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）それでは次に、歳出について28ページから最終ページまでの質疑をお願いします。質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）5番、上野です。

78ページ、消防関係の18番の備品購入額、購入費3,837万3,000円予算組んでありますが、これは、恐らくポンプ車購入の件と思います。先ほど、収入の部でお話がありました空整協の助成金が1,490何万円か入っていましたが、このその他の財源で1,452万9,000円というのが、これは空整協の助成金ということですか。

そして、このポンプ車というのは、大体でいいですけれども、いつごろ納車予定でしょうか。

総務課長お願いします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今回の予算で計上させていただいております備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては、小型動力ポンプ、こちら、新所緑ヶ丘班になりますけれども、こちらが20年を経過するということで、更新ということで178万2,000円を計上させていただいております。

それから、投光器、こちら夜間の火災対応ということで、村営住宅の火災時にいろいろ問題もございましたものですから、そちらのほうで26万8,000円を計上させていただいております。

あと、消防ポンプ自動車、西原出張所に配備するポンプ車につきましては、3,632万3,000円を計上させていただいておりますけれども、先ほど、村長からの答弁にもございましたが、空整協の助成金が40%ということで、1,452万9,000円、それから今回、消防の広域化に伴いまして、県からの交付金がございます。こちらの交付金につきましては、出張所の整備とホース乾燥塔の事業残のほうをちょっと充当させていただきたいということで、そちらのほうで731万8,000円、それと緊急防災事業等債1,440万円を充ててポンプ車の購入をさせていただきたいと考えております。

それから、納入、納車時期ということでございますけれども、前回お世話になりました救急車、こちらのほうが発注から6カ月程度かかっております。今回のポンプ車につきましては、救急車以上に納車まで時間が要するだろうと言われております。救急車の場合は、内装の機材関係を載せるだけでいいということでございましたけれども、ポンプ車につきましては、随時、こう手づくりで行います関係で、納車までには6カ月以上を有するんではないかなと思います。できるだけ早く納車をしてもらいたいということで、予算が通りましたら、早急に、4月に事務処理を進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長(坂梨公介君) 5番、上野議員。

○5番議員(上野正博君) はい、わかりました。

ということはおもう、前のポンプ車っていうのはもう廃車ということですね。もう使わないということですね。はい。

消防関係に対しては、もうこの防災の拠点でございますので、総務のほうには頑張らせていただきたいと思います。以上です。

○議長(坂梨公介君) 6番、山下議員。

○6番議員(山下一義君) 6番、山下です。

75ページの委託料なんですけれども、道路改良事業測量設計委託料590万円と800万円の590万円と800万円、これの測量は、どこの測量になるのか、それと、その15番、節の15番の道路新設改良工事、これの万徳工業団地は聞いておりますけれども、これがいつごろ行われるのかを教えてください。なぜならば、畑がそこありますから、その測量あるいはこの工事について、畑、作物が植えられるのか、植えられないのか、その近辺の地主の方にも連絡をしなくてはならないと思いますし、そういうところもお願いしたいと思います。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) まず、道路新設改良の委託料からご説明したいと思

います。

道路改良事業測量設計委託料につきましては、今回は、用地測量設計の委託でございます。単独分でございます、今のところ、昨年測量いたしました、堀切多々良線、それから、下新所、下原3号線ですね、堂園小森線から新所、緑ヶ丘への入った村道ですけれども、交通量が多いときに、村道から出るときに、県道のほうが渋滞して危ないということで、あそこのカーブのところは事故も多いようでございますので、一応、その分の用地測量でございます。

それから、上の部分だけでよかったですかね、500万円の分だったですかね。

それから、次の15番の工事の道路改良の単独分につきましては、万徳工業団地線というのは、まあ仮称でございます、用地のほうは、ちょっと企画商工課のほうで進められておりますので、企画商工課のほうで答弁されるかと思えます。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) お尋ねのあったことについてですけれども、この単独事業が工業団地内ということであれば、工業団地のことでしょう。工業団地の用地交渉につきましては、ただいま行っておるところでございます、平成27年度中には、もう工事ができるような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) いいですか、山下議員。

山下議員。

○6番議員(山下一義君) 平成27年度中と、今月中にこの調整池、これから小学校から新所線のあれの道をつくるということですか。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) 平成27年度中に、一応、平成27年度中に調整池の工事になるということで、この予算も計上させていただいておりますけれども、その中で外周工事あたりが村道だったり農道を、まあ外周になるかと思えますけれども、こういう仕様につきましては、当然ながら、農作業には支障がないような状態をつくりながらしていくというふうにしておりますので、工事が始まりましたら、周辺の農家の方、また、農地管理者の方々には、ご連絡をして通行しやすいような状態をつくっていきたいというふうに思っていますし、既存の農道につきましては、できるだけ迷惑のかからないような状態はしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

4番、西口議員。

○4番議員(西口義充君) 西口です。

68ページ、農林水産業費、この中で委託料で、大切畑ダム水質追跡調査委

託料、それから、ため池ハザードマップの作成委託料、大切畑の状況なんですけれども、水質聞かされて、今どのような水質状況になっているのかと、ため池というと結構西原にはありますけれども、これはどこのため池なのか、ちょっと教えていただいてもいいでしょうか。

これは、産業課でいいのかな、はい、お願いします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）委託料のまず、大切畑ダム水質追跡調査委託料でございますが、昨年、12月で補正をいただきまして、追跡調査のほうを2回分いただきまして、既にもう2回調査は終わっておりますが、1回目の調査の結果は良好であるということで、2回目の水質も表層、中層、下層の3層をとって、今、2回目の採取が終わって分析中だということで、まあ1回目の結果としては良好であったということでございます。

平成27年度におきましては、季節ごと、1年間を通して、先ほど言いましたように、表層、中層、下層の循環がちゃんと浄化ができていますか、まあ多分、会計検査が来る間は、5年間程度はちょっと続けていって効果を検証したいと思っております。

それから、その下のため池ハザードマップの作成委託料でございますが、これは、国からの100%補助でございまして、一応4カ所を予定しております。

まず、大切畑ダム、それから下小森のため池2カ所、それから布田のため池、それから宮山のため池4カ所でございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）大切畑ダムにおかれましては、機械を据えたことで浄化のほうもスムーズにいつているようでございますけれども、やはり、大事な農地に使う水ですので、今後も続けていつていただきたいなと思っております。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

ページ数は74ページの道路の維持費の中の14番のこの重機使用料等ですが、これはまずお尋ねは、重機使用料というのは、災害時あるいは台風時の風倒木あるいは土砂崩れ等の村道の後始末関係の重機の使用料というふうにまず理解していいんですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）はい、この重機使用料につきましては、もう、村上議員がおっしゃったとおりでございます。

本年度26年度は余りなかったもので、昨日、落とさせていただきましてけれども、梅雨時などに、役場としてもホイールローダーを1台所有しております

ので、私も免許を持っておりませんが、何人か免許を持っておりしますので、我々でできる場合は対応しますが、大規模に発生したりした場合、村道等の復旧のための業者からの機械借入れの場合の重機代でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）はい、わかりました。

なぜこういう質問をしたかということ、ある穏やかな日の朝、瓜生迫のシンボルでしたムクの木が村道のほうに倒れたんですよ。それに倒れて、もう村道を塞いでおったので、当然、行政のほうに連絡をせにゃいかんということで連絡をしたら、もうそのとき既に、地元で重機を持っておられた方、それとチェーンソー、それとそれに携わった方、まあ3名、4名いらっしやったんですけども、その当時、係長と担当が見に来てくれました。ところが、当然、こういう重機使用料というのはこういうことで使用するということ予算化してあるということで大體理解しておりましたので、そちらのほうからお金が出るんじゃないかなという話で、係長には訪ねたら、当然それはこちらのほうで手配しますということと言われて、それに携わった方には、幾らかなりと日当プラス重機代は、多分、出ていなかったですね。重機使用料もなかった、ガソリン代も、燃料代もなかった、余りにも手当が安かったので、瓜生迫という小さな集落の細々とした地域の運営費の中から、そこに携わった人たちには別途1万円ずつ出したんですよ。

だから、こういう予算等があるんだったら、当然、その地元の人が重機あるいはチェーンソー関係も出しておられて、それに丸一日かかってそれを撤去されたという例もありますので、よければその日当に見合う分、重機を出したときの使用料に見合う分、あるいは燃料代、そういうのについては十分検討し、歳出のほうもお願いできないかなというふうに思いますので、その対応について答弁お願いします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）作業された方の日当代となりますと、またちょっと別な部分で、まあ補償費とか旅費の中で組まなくてはならなくなってくるかとは思いますが、地元、瓜生迫の場合、業者さんがいらしゃって片づけられて、地元の方もその自前のチェーンソーを出されたということでございますけれども、燃料につきましては、何とか村のほうでも出せるかなと思はれますけれども、日当のほうは、今のところちょっと検討していないのが実情でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）もう、くどくど言いません。日当のほうは出ています、確かに。それに携わった方は、ただ、その重機の使用料も燃料代も出ていなくて、で、業者が確かにいますけれども、瓜生迫の場合には、その業者さんは自分の仕事に行って、もう誰もいなかったと、朝でしたから。だから、

まあ名前を出したらいけませんですけども、奥村高次さんが自分でユンボを持っておらすもんですけんね、だから自分でその当時に3人ほどそこに携わって、もう全然、道を塞いでしまって、大木ですので全然通れなかったものだから早急にせにゃいかんということで夕方遅くまでその方々と作業をされたということで、さっき言いましたとおりです。地区のほうからもそれ以上のその燃料代、重機代、日当等は出しております。

だから、せめてその重機代とか燃料代ぐらい、ここに使用料というこういう形で書いてあるならば、それはみて当然じゃないかなというふうに思いますので、もうこれ以上言いませんので、今後、ご検討をよろしく願います。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

ページは84、85でいきたいと思います。

84ページ、教育委員会の小学校費でございます。その中の委託料のところからいきたいと思います。

2点ほど、二、三点ありますので、1点ずつ行きたいと思います。

委託料の中で、山西小学校給食調理委託、業務の委託ですね、1,359万円が本年度より初めてスタートするという形です。即契約がなされて始まっていくものと思いますけれども、心配しておるのは、1点、前にも言いましたけれども、非常にお金を持っていないNPO法人であります。そういったことで、この金額の中で、全ての保障がされているのかとは思いますが、支払条件、やはり人件費が主な9割以上人件費だと思っておりますけれども、支払いのあり方、通常の委託とは今回変わりますので、どのように考えられておりますか。

○議長(坂梨公介君) 教育長。

○教育長(曾我敏秀君) 山西小学校から2015年から始めるということで、随時2年ごとに、最終的には2019年には、中学校、中学校は最終的には、改築あるいは新築をしなければなりません、いずれにいたしましても、2019年からは3校委託という形で、これは、今始まったことじゃなくて、職員の採用問題も絡まっておりますので、ずっとこう今、退職の後は臨時採用で賄ってきて、非常に厳しい状態にだんだんなっておりますので、いずれは民間委託という形になったということでもあります。

今回、2015年から山西小学校ということですが、形式等につきましては、いろいろ委託を受けているところにお聞きし、大手は別として、NPOあたりも全国にはありましたので、一応、人件費がほとんどでありますけれども、20日、月々に支払いをお願いするというので、20日までにその月の委託料、その金額はまだこれから契約の中でしますが、要領といたしましては、20日

までに入れば月末までに給料等支払うということで、会社のほうの就業規則なり、人件費うんぬん規則をつくって今いますけれども、そういった中にはうたっているところでもあります。契約の中にもその辺は、きょうの予算が通れば、そういった形で契約の内容も、一応、案はつくっておりますけれども、そういった形で進めさせていただくならというふうに思っております。それが、まずは1カ月なのか2カ月なのか、その辺はまた、財政なり村長部局と相談しながらやっていければというふうに思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）まずは、人件費がちゃんと月ごとに払われるという回答をもらいましたので、そこだけは一安心ですけれども、何しろ試運転がないにもかかわらずいきなり路上教習のような段階でスタートするという事です。

まあ、委託契約書の中に、その従事される方の保障はできたと思います。やはり契約の中に、こぼれないようにというと抽象的ですが、予算はこれだけですよという、まあ今回の契約は人、法人との何契約になるんですかね。（「委託です」の声）委託契約だけでも随意契約になつのかな。です、ね、になると思います。競争性はある意味、排除されていますけれども、ただし、こういうようにやっていただきたいという村の意思も十分感じておりますので、そういった方向で行っていただければと思いますけれども、やはり、金額等のやりとりの中で、適正なところを一方的にこれだけということじゃなくて、その辺、資本が数万円だったですね、あそこは、当初スタート10万円程度の細々のNPO法人です。どこに住所があるのかも当初はわからんような状況でしたけれども、やはりスタートするには、それなりの責任を負わせるわけです。法人的な責任というのは、個人とは全く違います。そういった形で、運営がイカンと先の話を行河原小、西原中学校にこういうふうに持っていききたいというのは不安なものも大分ありますので、その辺、十分考えた路上教習になるように、1年間で合格点数が出るよう頑張ってくださいと思います。

次に、同じく85ページ、ちょっと予算書にしては、ほかの部類にすると非常に、解説、説明のところは、ただ工事で打ち切っています。あえてしたのかわかりませんが、大体、山西小学校は、委託が入っていますけれども、そのことだろうというふうに推測しますが、優しくないというのをまず言っておきます。

あと、河原小学校の工事に関して87万2,000円、山西小、内容が違っていましたら、僕は推定で言っていますので、よろしくをお願いします。

なお、その次の備品購入、これもただ備品購入というふうを書いて百何十万円ずつ買いますといった予算書です。積み上げがあると思いますけれども、説明できれば説明してください。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）ちょっとそうですね、説明のほうがちよっとざっくばらんということで、読みにくいということでご説明いたします。

まず、工事請負費につきましては、山西小学校につきましては、多目的教室造作工事ということで、今1階の3年生の前のスペースに小規模の教室をつくるということです。

あと、河原小学校につきましては、インターホン取りかえ工事と、あと、ふれあい広場の高窓カーテン取り付け工事を考えております。

あと、備品購入費につきましては、山西小学校につきましては電子黒板、あと河原小学校につきましても電子黒板あとストーブ等を考えております。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）はい、ありがとうございます。

備品購入費、ぱっとうやっつて、幾つもあって積み上げておるかなと思いましたがけれども、余りそんなふうにはせんでよかったけん、そういうふうにしてもらえればよかったと思います。今後は、そういうふうにしていただければ。いっぱい備品を積み上げて書いとったときはその他とか書いとかにゃいかんでしょうけれども、これはあえてそうしたのかなともうかがえましたので、よろしく願いいたします。

こういうふうにはちょっと聞いてきましたけれども、やはり、当初の折衝の中で、やはり厳しい歳出削減、歳入の大型事業を控えており、厳しかったのもあるかと思えます。その中で、産業課長のところに一つ提案も含めて、できますかという質問なんですけれども、歳出で、維持費で委託料でこの工事が入っていますけれども、委託せんで、これは産業課長のほうですよ、道路維持の中で、74ページです。それと75ページにもかかりますので、委託料の100万円計上されて、その反映が工事の1,200万円に移っていくのだらうと思えますけれども、維持に関しては、委託の要らないという解釈がいっぱいあるお仕事がいっぱいあるわけなんですけれども、これをなるべく予算執行をしないで、工事のほうに入れるような工面をしていただきたいと思います。それで、浮かせたお金で、ここにはなかなか表に出てきませんが、道路台帳の整備が非常におくれておるとい話も聞いています。方向転換という形じゃないですけれども、入札するとき、道路台帳の補正用の費用を組み込んで、これだけ道路台帳の補正で含まれていますよという入札の方式でやれないかと思っています。

当然、その中に競争性を入れていきますので、全体的に圧縮できやせんかと思っています。そういった方向で、方向転換という形で、これ経費削減の一つになると思うんですよ。方向性にはそういう方向性で、教育委員会いきなり路上教習に出ましたけれども、やっていただける方向性で考えていただ

けますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）道路維持費がまず委託料の100万円でございますが、この100万円につきましては、緊急を要するような場合の設計委託でございますので、補正のほうでも昨年は緊急性がなかったのを落とさせていただいております。ですから、ここの部分については、維持のための測量設計委託ではない、緊急の場合のときの、緊急時災害あるいは壊れたというようなときの委託費でございます。

道路台帳、おっしゃるとおり確かにしておりますが、財政が厳しい中、100万円の増額を昨年度よりしていただいております。また、昨日、道路認定等もいただきましたので、よろしければ、財政、村長と相談しながら9月補正でもいただきながら、なるべく道路台帳整備のほうは進めていきたいと思っております。

それから、15の工事請負については、維持については、今回道路、歩道の草刈りの部分だけでございます。工事のほうはほとんどありません。草刈り作業のみの工事費でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）はい、ありがとうございます。

委託料も緊急性のやつを応急的にやる委託ということで、緊急性があればなおさら緊急のところ、ここで入れんで、緊急のところは事業者さんの重機借り上げとかそういうので緊急応急につくれるよう、通れるよう、その構造物があるおかげでその機能を果たす最低限のことを業者さんにやっていただいて、その後委託料というのは別にあればいいと思いますので、そういった方向性、昨年も0ということですので、この予算の執行はなかなかしないほうがいいんじゃないかなというふうな感覚を一段持ちました。

それで、入札制度におけるその道路台帳の補正、整備をする料金を入札に、請負業者に反映させるというやり方は、県がやっていますけれども、村でもやったらどうかという、これは提案になりますけれども、これは全体的な話になりますけれども、村長のほうに振ってようございますですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）業者に任せる手はどうかと（「入札のほう」の声）入札の中でしょう。入札の中に入れて業者にさせてはどうかというような話でございますけれども、そこが、なかなか今は何とも言えないところでございます。果たして入札の中に入れて、業者がすると、してもらおうというところがいいのか、別でしたほうがいいのか。業者の入札の中に入れて、もう、すぐ仕事が終わればそういった形になりますので、それもちょっと、いろんなところにも聞きながら、今のところ、はいそうしますとはなかなか言えないところであります。

産業課のほうにも検討するところがあると思いますので、それでまたよそでそうやっているところがあれば、そこら辺の話も聞きながら、検討したいなというふうに思います。

○議長(坂梨公介君) まとめてください。

○9番議員(宮田勝則君) 事例で言いますと、熊本県の発注の物件で道路関係に関しまして言いますと、道路台帳整備における委託料としてということで、県が委託されておる先があります。台帳整備のですね。そこに委託する金額を明示して入札された。だから黙ってその分は支払われるといったケースのやり方で、その都度その都度の道路台帳整備がなされているといったことです。逆に言うと、産業課の建設系の仕事は1つ減るといった形になると思います。

そういった方向性でやっていただければ、それに落札比率が反映してきますので、今は非常に高いですけれども、安くなる可能性も非常に高いというふうな思いもありますので、そういった方向性で人件費を非常に削減しながらやってきて、なかなか人員まで配れない状況でありますので、そういった要らん仕事を役場内でやらないで、業者を通じて委託料として取り上げるといったことのほうがよくメリットがあるんじゃないかと思いますので、今後は前向きな検討をば期待していますのでよろしくお願いします。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 私も、仕事上、道路を、新しい新設道路なんかをつくってまいりましたけれども、自分でも実際したことがございませんので、そういう、どういうシステムなのか、そういったところも含めて、その点については余り自分が受けた仕事の中でやったことがございませんので、要するに、先ほども申しましたように、どういう形になっているのか、そういうのも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長(坂梨公介君) 4番、西口議員。

○4番議員(西口義充君) 59ページです。衛生費、予防費。報酬で、フッ化物洗口支援員60万7,000円。この前住民課の課長さんからお話聞きましたけれども、これは小学校のほうでの子どものうがいということでございますけれども、これ、小学校は保健師がおるのになぜわざわざこう支援員が行ってまでせにやいかんとかというお話がありまして、きょうはここで教育長もおられますので、そこら辺でなぜ住民課と教育委員会がこういう人員の割り振りといいますか、何でこういうことになっているのかちょっと説明を受けたいなと思いました。教育長お願いします。

○議長(坂梨公介君) どっち。

○4番議員(西口義充君) それなら最初、課長から。皆さんも知らないですので、詳しく説明もらってください。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長（片島信幸君）フッ化物の洗口で本年度からも一応3校そろってされると、小中学校全てされるということでございましたので、今回改めてその需用費等々については改めて計上しているところでもあります。

その中で、朝、授業開始の1時間程度の時間に一応していただくということでもあったと思いますので、学校のほうには一応うちの保健師のほうもお願いには行ったということですが、やっぱりなかなかその対応が難しいということで、行政のほうで対応、人のほうは対応してもらえないだろうかということで、今回は住民課のほうでそこは計上したところでもあります。

ちなみに回数等を申し上げますと、小学校で、河原小学校が対象者約70名ほど。1週間に1回。支援員の、応援をしていただく方が2名ほど。それと山西小学校が250名ほどの児童数になります。週3回。それと西原中学校が140名ほどで週3回。ということで、朝の応援を願うところの人員に、あとは村が報酬にかかわる規定の分をかけて一応今回は計上しているところではあります。私のほうから以上でよろしいですか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）このフッ化物洗口につきましては、かなり前から、全国的にもう進められているところでもあります。新潟県あたりは昭和の時代からということですが、全国に歯の統計がある中で、新潟県はもうずっと全国1位なんです、虫歯がない率が。熊本県はずっと下から、県としては下から5番目ぐらいにずっと位置をしております。

フッ化洗口は保育園が平成18年からしておりますが、当時平成17年ごろ、うちの歯科医院、歯科の先生方もフッ化物洗口を勧められました。保育園はしますが、学校はまだやれないと。といいますのが、やっぱり学校の担当教諭あたりの中ではまだまだ実証されていないというか、安全がですね。ですけれども、今回は熊本県も平成22年に歯に対する健康水準、何か条例をつくりまして、フッ化物洗口を推進しようということで、特にそういった、佐賀県が同じところにおったんですが、10年ぐらい前から初めて、今、上から3番目か4番目か5番目におるわけですね。その辺の影響もあってか、熊本県もこの平成26年から全校に普及してくれということで、行政部局がもともと保健体育とか、衛生部局とかですとか、あと学校ですけれども、仕事のほうは衛生部局が予算をつけるという形でやっています。

西原村も26年度で全部推進すればよかったんですけれども、スタートはしたんですがなかなか保護者等の説明ばこうやりながらですけれども、やはり歯科医師の先生からはこういうふうにしかりとした説明をしていただいて、河原小学校が2学期ぐらいから全面的にやります。この3学期に、山西小学校も説明会を開く。新年度からはもう本格的に、1学期からとは言わずに2学期からになるかもしれませんが、平成27年度は3校ともやっていこうということで、県下一斉、平成26年度で目標は立てておりましたが、やはり平成

27年度まで今ずれ込んでいるところであります。

そういった背景があって、週に1回、学校は週に1回なんですが、保育園は毎日なんですね。薄めて、飲んでもいいように、そのぐらい薄めてですの
で、保育園は毎日、年長組はフッ化洗口事業を平成18年から進めているところ
で、そういったことでもありますので、予算は若干であります、衛生のほう
には補助金は来ていると。人件費と材料費ぐらい。

それと、全校生徒と人数が合わなかった分につきましては、保護者の中には
反対と、自分のところは虫歯がないからという人もいるだろうし、フッ化
物云々について、原発の放射能汚染と同じ、同じじゃないんですけれども、
そういった考えでやっぱり、まあ保護者の同意が必要ですので、同意をしな
い方もいられるということでもあります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 4番、西口議員。

○4番議員(西口義充君) 子どもの朝からのうがいに使うわけですね。うがい
ですか。

○議長(坂梨公介君) はい教育長。

○教育長(曾我敏秀君) これはうがいというか、フッ化物ですのでしばらくこ
う30秒なり、1分まではいかんと思いますが、くわえておくわけです。口の中
でぶくぶく30秒ぐらい加えておくと。で、吐き出すと。そのやり方ですね。
うがいというか、くわえて、口の中を、ですから、それが20秒、30秒、難し
いところもあると思うんですが、そういった形でやっていく。ですから、コ
ップにこう、支援員はコップについて並べておくという形です。

ですから、やり始めると中学生あたりは割と後でできるようになるかもし
れませんが。そういった支援員の補助と若干のコップの補助とか、そういった
やつですので、大した金額は来んと思いますが、そういった形で週1回、
一斉にやるわけにもいかんし、山西小学校が1、2年。3、4年。5、6年
と3日に分けるとか、そういった形で、どこの町村もやっているところはそ
ういった形でやっていますのでそれを見習ってやると。郡内では産山村、高
森町、何でも産山村、高森町が先行していますが、もう早くからやっていま
す。以上です。

○議長(坂梨公介君) まとめてください。

○4番議員(西口義充君) それぐらいだと支援員が要るのかなという思いがあ
りまして、休み時間とかそこらへんで先生方にちょっとご協力というか、衛
生、保健師さんもおられますので、その方でも多分、週に分けてされるなら
できるんじゃないかな、わざわざ支援員さんを3名ぐらいそんなに必要なの
かなという思いがあってこう質問をしましたがけれども、やっぱり大事ですかね、
支援員さんが。

○議長(坂梨公介君) 教育長。

○教育長(曾我敏秀君) これも全額じゃないですが、支援員という形で要する

に県も負担は少しはしていただくという。学校の現場としては、今あつぷあつぷの状態です。一応学校にも行っていただきたいなど。フッ化洗口ばかりじゃなくて、産業教育常任委員さん方はいろんな面で行っていただいておりますので、今後そういった学校の現場、フッ化ばかりじゃなくて、非常に特別支援なり何なりたくさんこうありますので、ぜひお願いしたいと思います。

学校現場はもともと、教育ですので、非常に小学校の場合は子どもたちはもう大変です。低学年になるほど。ですからそういった部分についてはやはり、小学校には支援員、この分について1時間ですけれども、3名程度欲しいということ。保健師のほうからも要望もありますが。中学校はゆくゆくは1人でいいかもしれませんが、当面は2人必要。河原は今1人で、2人と言われましたけれども、今のところは1人で。河原は1回、中学校も学年別に3回したほうがよかろうと。山西小は2学年ずつ3回ということで分けてするならということであります。以上です。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 0時15分）

（午後 1時10分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、歳入歳出を一括して質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）5番、上野です。

ページは70ページの鳥獣被害対策に関して、今、全国的にこの鳥獣被害が発生しております。本村でも有害鳥獣、鹿の場合には捕獲報奨金とイノシシの報奨金がここに出ておりますけれども、これは昨年の実績をもとにして予算組まれたかと思いますが、ことしは恐らくもう年々ふえるばかりであって、恐らくこれよりも多くなるかと思えます。

そこで、今猟師の高齢化が進んでおまして、猟師の後継者不足が非常に発生しております。村としても何とか猟師確保のために、もう本当は日本中全部ですから国がやることだと思えますが、例えば免許を取って、免許を受けるときに免許費用の一部を補助するとか、鉄砲を購入するときに代金を一部補助するとか、村としては何か対策といいますか、そういう猟師の後継者育成のために考えておられないのかということをお尋ねします。

本来ならもう国がやる、補助金なんか国がやるべきかと思えますが、村として独自に猟師の育成のために何かやろうというあれはないですか、気持ちは。これも本当に深刻な問題ですよ。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）上野議員のおっしゃるとおりで、毎年鹿、イノシシ

につきましては捕獲頭数がふえてきて、一応見込みで組んでおりますが、ちなみに平成24年度からですけれども、鹿が14頭とイノシシが50頭。平成25年につきましては、鹿が17頭でイノシシが83頭。平成26年におきましては、鹿が23頭、イノシシが97頭捕獲されております。

それで、国、県、村もプラスいたしまして、ここの組んであります部分につきましては、鹿については1頭1万4,000円、イノシシにつきましては1頭1万3,000円の奨励金ということで出すようにいたしております。

それで、ほかに補助はないかということでございますが、昨年から村の嘱託員ということで、辞令を交付しまして、委員会の中では説明したんですけれども、報酬、委託は1,000円と、ちょっと南阿蘇村なんかを参考にいたしまして、ちょっと1,000円と安うはございますが、委嘱状と一緒に報酬ということでお支払いしておりますし、皆さん猟友会の方は、保険と申しますか、年々、本年度も小国町のほうで事故がっておりますが、保険——自動車でございますと自賠責保険ですかね——に入っておられます保険の2分の1を補助しようということで、その下に鳥獣被害対策実施隊活動補助金ということで組んでおります金額が、保険に対する村としての補助でございます。

おっしゃるとおり、高齢化されまして、昨年まで18名お願いしておりましたが、ことしまた1名減られて、来年度予定としては17名の委嘱ということに今現在なっているところでございます。確かに高齢化が進まれてだんだん猟友会の方も減ってきておられるのが現状でございます。確かに一応農業新聞なんかにも、そういう猟友会に入ろうとかそういう免許を取ろうとかいう記事は載っておりますが、なかなかその辺がふえていかないのが実情でございます。

あと、わな等もありますので、わなの免許と銃の免許というのはまた別でございまして、その辺あとは上と相談しながら検討はしたい、私のほうで勝手に述べるわけにはいかないと思いますので、村としては以上の補助を行っております。

○議長(坂梨公介君) 5番、よかですか。

○5番議員(上野正博君) かなり難しい問題でございまして、村としても何か猟師確保するために動いてほしいと思います。この前、テレビをちょっと見ておりましたら、どっか和歌山だったですかね。女性の猟師が誕生して活発的にやっているところをちょっとテレビで見ました。本村もますます鳥獣被害が出るばかりで、何とか村も動いてほしいと要望いたします。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

4番、西口議員。

○4番議員(西口義充君) 61ページ。衛生費の委託料、EM活性製造委託料3万7,000万円ですけれども、昨年は26万4,000円見てありました。急に何でこんなに安くなったのかなという気持ちと、昨年私、一般質問で臭気対策につ

いて質問をいたしましたけれども、この臭気対策に対しての予算をどれぐらいとってあるのかなど。ちょっとそこをお知らせください。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（・島信幸君）まずはEMの対策のほうで申し上げますと、今、産業課のほうで行っておられます農地水のほうで本来EMの作成を行ってありました。昨年、住民課で計上したのは、布田川、永田川から布田川に合流しますけれども、そちらのほうで、益城町のほうからも要望がありまして、一応昨年から試験的に始めております。その材料は材料として購入はいたしますけれども、我々住民課のほうでつくる相当分の費用をシルバー人材センターにお願いする分の委託料としてこちらのほうは新たに計上した次第で、量的なものは昨年の同様の量を確保することはしております。私のほうの分は以上になりますけれども。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）臭気対策の予算はということですが、臭気対策につきましてはきのう補正の部分で説明が総務課長のほうからあったかと思いますが、地域創生の先行型で、きのうの補正の中での款の5農林水産業、項の1農業費の中の地域環境対策事業ということで、この中に臭気対策の部分が80万円繰り越しとして、本年度予算案にはですから載っておりませんが、80万円ということで、資材補助、きょうも朝から担当のほうで現場に行って、オガコとか臭気補助金のための現場確認に行っておりますし、委員会の中でもちょっとにおいだけじゃなくて目に見えるものをということで、一応こういうものを今現在買っております。これはアンモニアと硫化水素を測定する器具です。これを住宅近くとか、ちょっとこれ、上をかいで、設置して、回収して、どのくらい、目に見える部分で、色が染まると思うんですけども、これを買って、4月ぐらいから設置しようかなというところで今検討を担当のほうと話しているところです。

また、補助金につきましても、昨年質問されたときには3分の1ということでお話ししましたが、減額のほうでは30万円ほど減額はさせていただきまので、2分の1までに上げるように、要項のほうの改正のほうも進めているところでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）今冬場ですので、においというのは余り多方面には広がっていませんけれども、今からあったかくなるとだんだんと風とともに、気持ち悪いとは言いませんけれども、本当に不快なおいがありますので、臭気対策のほうはもう滞りなくやっていただきたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）51ページです。19番の負担金、補助金及び交付金

のところで、手話奉仕員養成研修事業ということで7万6,000円上げてあります。私も手話言語条例というのを一般質問をいたしました、せっかく講習会とか行われていてもなかなかそれに参加される方がおられない、派遣する人がいないというようなこともこれまであったかとも思います。この場合は、この7万6,000円というのは対象は誰であるのか、また志願者があればこれに参加できるのかお尋ねいたします。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 障害者福祉費のこの負担金補助の手話奉仕員の研修の事業費の費用ですね。こちらにつきましては、これ、阿蘇の圏域で一応各町村が負担してこの研修会を開催するところになっております。

昨年もしか一般質問のときに多少はお答えしたかと思えますけれども、平成26年度につきましては、まだ西原村からの応募はなかったということです。毎年度、年度当初に応募がありますので、その前に事前に広報紙等々、それとホームページ等には掲載して募集をかけるところではあります。希望があれば当然ながらぜひ参加していただきたいと、この負担金を出す以上は、していただきたいと思えますけれども、かなり日程的に、その阿蘇管内のほうは週末で、昨年度は週末に毎週というふうな状況ではなかったかと思えますので、その辺で参加が1年間を通しての参加が厳しいという話はちょっとは聞いてはおりますけれども、応募があればぜひお願いしたいとは思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) 10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) せっかく阿蘇圏域で企画されているわけですから、なかなか日程的に合わないという、行きにくいということがあるかも知れませんが、それに希望すれば当然教材などあると思えますし、それを持って帰って西原村で広めるということも可能かと思えますので、ぜひ呼びかけ方をよろしくお願いします。

○議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

ページは62です。とりあえず62ページです。62ページの衛生費、衛生費の中の合併浄化槽費の中で、今回委託料として203万円ほどの西原村污水处理施設整備構想見直し業務委託というものがあります。財源的には一般財源かなとも思えますけれども、どういうふうな構想を見直すのか、構想を見直さんといかない時期なのか、時期的な問題でやるのか、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) この西原村污水处理施設整備構想見直し業務委託ということで、県のほうがちょうど見直しということで、これは県から全市町

村に策定してくださいということで依頼が来ております。県としては各市町村の計画を取りまとめた上で県計画を作成されるということで、村のほうとしてはご存知のとおりもう合併浄化槽で進めておりますので必要ないんじゃないですかということも県にも申し上げたんですけれども、県からはもう全部にお願いしておりますということで、統一して、うちとしてはどうしても結果的には合併浄化槽になると思うのですが、出してください、委託といいますか計画を作成してくださいということでございますので、これは県下全市町村、多分委託の方法とっておられると思います。以上でございます。

(「財源は」の声) 失礼しました。財源は単独でございます。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 今の答弁ば聞くと、全然変わらない方向性でいくというお話の中で、県が各市町村に依頼したというお話の中で、財源は単費というところで単費を200万円使って何の構想も見直さないのに、まあ書類だけつくるといってお話のようにも感じましたけれども、もともとのその合併浄化槽を推進するに当たって、西原村の処理の構想等はもともと土台はあるんですか。土台というか構想、見直しだからもともとの構想の、この文章とかそういうやつがあるんですか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) ずっと以前でございますけれども、西原村でも計画と申しますか、県のほうで策定されたものを見たことあるんですが、高遊地区とか万徳地区とかこの辺、集落が多いところについては農集排で行って、各集落においては浄化槽設置をというような計画を以前、もうだいぶ前ですけども見たことがあります。村のほうでは、その後は多分策定はされていないようでございます。多分方針として、合併浄化槽でいくという方針、補助をずっと毎年出しているわけですけども、そういう方針になったのでその後作成はしていないと思います。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 今の答弁では策定していないということですので、構想自体のその書物が残っていないという解釈だと思います。構想見直しじゃなくて構想を立てるといって、構想は頭の中とか、もう実際進んでいましたのであったかと思えますけれども、一旦こうしてそういった文章をつくるというのが、今回の目的なのかなというふうに理解しました。

ということになれば、単費を使ってもいたし方ないのかなと。見直しだっというから見直しならば当初の構想のやつをそのまま流用すればいいんじゃないかと、差しかえでいけるんじゃないかなという感覚を持ちましたので、そう思いましたけれども、当初のやつがないということになれば、そういった方向性でいっていただければと思います。

あと、次が、農振協議会の農振に関する委託費用が計上されております。

これ、産業課とどっちになるのかな。大幅見直しの年だと思うんですけども、農振の委員会のほうにもその辺の話が出るかと思います。ただし、小幅の見直しを毎年結構やっているんですけども、大幅見直しの年ということで委託が上がっていますけれども、方針的にどういった経緯で、経由、経由というか考え方をどういった方向で委託していくのか。委託者さんもそれを反映させて絵を描いていくという構想になると思うんですけども、村の姿勢として、要するに今、農地関係、農振がかぶった農地をどのようにして考えていくかの根本的な考え方が反映されると思うんですよ。どこでも外したいと思われる方も多数出てこられていますけれども、なかなかそこが、隣が色つきならば、色が抜けていった箇所をじわっと攻めていくようなスタイルが標準的なスタイルですけども、こういった大きな見直しのときに村としての構想を大きく反映できるかと思いますけれども、経緯的には農振協議会のほうを経由して委託に入るのか、委託をしてから農振協議会のほうに入って行くのか、その辺がポイントとなると思うんですけども、方向性的にはどういった方向性で進められていきますですか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) この委託、農振の中の委託につきましては、昨年から委託を出しております、皆さんのほうにも、農家の方にはアンケート調査等もお願いして、現在回収して、初年度で取りまとめをいたしておるところでございます。その成果が3月中には成果品として上がってくると。本年度につきましては、おっしゃるとおり、我々も外したいところがいっぱいございます。相談もございます。中間管理機構とかできましたけれども、山間部についてはなかなか借り手がないに等しいのではなかろうかというところで、外したいところは外したいんですが、県のほうがなかなか農振のほうについては、以前は20ha以上が一種農地でございましたが、それをだんだん厳しく、食料自給自足を率を上げるために今10ha以上が一種農地ということになっております。

それで、平成27年度につきましては、こちらからある程度出した意見と県のほうが、じゃどこまで認めるのかというところで、県とのやりとりですね。ここは外すのか、いやそこは一種農地だからだめなのかというようなやりとりが結構多いんじゃないかとも担当とはちょっと話しているところでございます。

農振委員会の方々にも、途中でお見せする、決定しないのにお見せするわけにはいきませんし、またお見せして検討の協議でだめ、変わる可能性も出てきますので、その辺は県と、本年度中によく詰めた上でお示しする順序になるのかなとは思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 今の答弁を聞くと、県とのやりとりが先行で、その

中のやりとりの手前が、平成26年度に地元の地主さん、土地の所有者、農家の方が大半だと思いますけれども、所有者とのアンケート調査で取り交わされたやつが反映してきておるといことだと思いますけれども、村の農振協議会の立つ位置ですよね、立つ位置。それば農振の協議会は個別に外すだけのやつでタッチしていくのか、だけの立場なのかなというふうに理解したんですけれども、そこにワンクッション、なかなか行政の中でも、当然上級官庁がある以上、最終的には向こうに委ねなければならないといったのはわかりますけれども、やはり地元のそういう協議会の意見の反映というのも一部考慮してやらにやいかんと、ただ認めるだけでの農振協議会なら今回のやつもなくともいいんじゃないかと思えますけれども、やはりその考え方が、中間に私たちがいるわけですけれども、その考え方が幾分反映していきながら、そこで議論を踏まえていくのが筋じゃないかなと思えますけれども、その辺見解が少し違うようすけれども、方向性的にはそういった形で本年度は持って行っていただけないでしょうか。これは要望になるかもしれんけど、それが筋だと思いますけれども。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) 一応農振会につきましては、4回分予算を組んでおりますので、5月と11月ごろですかね、それと継続になった場合の予算ということで現在4回組ませていただいております。そのときのあれに間に合えば、委員さんの方々にもこういう素案はお見せすることができる、また意見も聞くことができるのかなと思っております。その辺はまた担当あるいはコンサルさんのほうとご相談していきたいと思います。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) かな、じゃなくて、できますか、できませんかと聞いていますので、そういった方向でできますか、できませんかです。すみません。できる方向でいきたいというのはわかりましたけれども、できますか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) わかりました。一応ある段階でお見せするようにしたいと思います。

○議長(坂梨公介君) ほかにほごさいませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員(坂本隆文君) 1番、坂本です。

ページは72ページです。これは、2観光費の節の15工事請負費です。2,464万7,000円、馬頭山隣接の駐車場です。大変厳しい財政の中に今回上げていただきましてありがとうございます。その中で2点質問ですけれども、1つは、2,460万円ほどで大変厳しい財政の中で大変リーズナブルな金額でつくられておりますけれども、内容を聞きましたところ、駐車場の道は舗装するということと、あとは駐車スペースは碎石等でされるということですか

れども、今回はこういうことで終わりということですか。それともまた次にコンクリ舗装とか、コンクリートで駐車場をつくられるのが後々出てくるのかということをお聞きしたいのが1つと、企画商工課のほうにお聞きしたいんですけども、駐車場をつくられて、普段はそんなに利用者はおられないと思います。こちらを使われるためには、イベント等があったときに使われるようになると思いますけれども、企画という名前がございまして、萌の里と協力し合いながら今以上のイベント等をつくられることはお考えとしてはいかがでしょうか。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) まず最初に、工事のあり方とか、施工の中身なんですけれども、2,400万円ほどでその中に駐車場を兼ねた公園ということを目指しているわけなんですけれども、この管理につきましては、ご存知のように、萌の里からお話が上がってきたというところで解釈して、萌の里のほうにお願いしたと。そして舗装については、先ほども議員のほうから申されましたように、中を通ります道路については、もう主体的な道路で舗装をしたいと、舗装をするところで計画をさせていただいております。

あと、駐車スペースにつきましては、当面は砂利敷きか、またはそのままあそこは盛土だったり、掘削だったりで数年はその状態がどのような状態になるかわかりませんが、砂利敷きか地下浸透になるような駐車場公園型にしたいなというふうに思っておりますので、地形が変われば、そこら辺で不便さを感じれば、またそのときに舗装する何なりを、要望をお願いしたいなというふうに考えております。

次に、イベントのことをございませけれども、イベントにつきましては、萌の里さんが年に数回、いろんな形でイベントをやられております。今度も3月21日に山の神祭りということで、結構な方が来られるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そういったイベントにつきましては、萌の里さん、または近隣の観光施設の皆さん方と一緒に、また考えていく必要はあるかなというふうに思っています。

あの駐車場の利用につきましては、当初申し上げましたように、萌の里さんのほうに委託管理というか、一緒になってあちらのほうで管理していただくところで考えております。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 1番、坂本議員。

○1番議員(坂本隆文君) 1番、坂本です。

つくった後の維持管理というのは結構大変だと思います。山をもともと切り開いてつくられたわけですから、草も結構生えると思いますので、そちらのほうは萌の里さんがメインで使われますので、そちらのほうになるべくしていただけるようにというふうに思います。

また、イベントに対しても、今までのイベント以上にやっていただければ、

イベントをすればいろんなところから人が、お客さんが来ますし、商品も売れますので、地元の商品ですので、どうかその辺のほうを考えながら、話し合いながらやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかに。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）今の商工費、観光に売り上げをいかに結びつけるかということで、いろいろと知恵を出しておられると思います。私も坂本議員のいろんな情報発信のご努力にも敬意を表しているんですけども、最近その点でW i - F i というものが、特に私もスマホを今年の元旦から始めたばかりですけども、W i - F i というのがあちこちでありますけれども、日本は諸外国と比べまして無料のW i - F i というのが、サービスというのがほとんどなくて、これからオリンピックだとか、いろいろサッカー、それからラグビーですかね、こういったことで外国から観光客が来られたり、また、若い人が使っているということからしますと、無料のW i - F i というものがあるかどうかということで、たとえ少し道が不便であっても、わざわざそこまで行って、そしてそれが集客につながって売り上げにつながると、こういうようなことで、こういうことが今政府が言っております地域創生、この枠組みにも当てはまると、外国人の集客ということですね。

そういうようなことで、特に阿蘇の入り口ですから、これをぜひこの72ページの例えばこの委託料あたりとか、役務費だとか、ここに急速充電設備保守メンテナンスとかいろいろ書いてありますけれども、そういった形で白糸の滝だとか、萌の里だとか要所要所に設けたら、恐らく大変な効果がありはしないかと思っておりますけれども、この委託料の中には含まれていませんですよ、お尋ねします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまお尋ねになりましたW i - F i につきましては、携帯電話のスマートフォンだったり、そういったご利用、または家での端末あたりを使われる方はご理解できるかと思っておりますけれども、このそもそもW i - F i につきましては、インターネットを無線LAN、LANでつないでいるケーブルを無線で飛ばすということでございまして、一般的にはそれにはパスワードあたりがありまして、ホテルなんかは特にそういったW i - F i は使えるようになっているんですけども、そのホテルで今度はパスワードを聞かないと利用できないというふうな状態でございます。

今、議員がおっしゃられましたのは、無料で配信できるような施設だろうと思います。これにつきましては、それぞれ萌の里さんだったり、またはミルク牧場だったり、そういったところの主要的な箇所につきましては今後進めていきたいというふうには考えておりますけれども、これがそれぞれの施設が設置するものでございまして、村といたしましては、それを要望すると

というような形になろうかと思えます。

今後は、今、田島議員がおっしゃいましたように、村の主要施設につきまして、特に糸舞季だったり、滝だったり、あの辺については今後の検討課題にはなろうかと思えますけれども、その前にそれぞれの施設にご要望あたりは今後していきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）今言っていただきましたけれども、滝の糸舞季です。もう本当に1年の中での限られた期間しかお客さんがいないけれども、もしそこにWi-Fiが設けられておりましたら、恐らくかき分けかき分けして探しながらお客さん来るんじゃないかというふうに思いますので、特によろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

総務課長に2点お尋ねします。

まず初め、これは31ページの特特定案件法律相談委託料が、これは2人分と申しますか、30万円が60万円になっておったので、今現在、訴訟中ということでございませぬが、差し支えないところまでいいですが、現在どのような状況になっているのか。また、これが倍になったということは、また何か2件というか、弁護士さん費用でしょうから、2人ぐらいになるのかなというふうなのをちょっと予測してございませぬが、その状況を説明お願ひしたいということ。

もう一件は、これは公共住宅の長寿化工事ということでございまして、今度新しく落成式もございませぬが、この計画では、あと何棟ぐらいをされるかということをお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）特定法律相談委託料の60万円ということで、今回予算を計上させていただいてございませぬ。現在の係争中の2件ということで、どういふ状況かということでございませぬけれども、今回、第4回までの口頭弁論あつてございませぬ。4月16日に一応結審の予定でございませぬ。まだ相手方のほうから反論等がまだ出ているかどうかの確認はとつてございませぬ。

それから、森林整備計画の変更につきましては、第1回の口頭弁論があつただけで、こちらについてはまだそれ以上の進展はあつてございませぬ。

それから、住宅の改修工事の部分ですかね。これは平成27年度が最後になります。よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

村長。

○村長（日置和彦君）私が質問ではなかつたが、今、林田議員が申されま

した裁判の件でありますけれども、今2件の裁判をやっておりますけれども、今回は60万円予算を組ませていただいております。しかし、相手が相手でございますので、まだ来るかもわからないということで、そのときはまた補正を組ませていただきますけれども、我々は落ち度はないというふうに捉えております。今回の裁判においても、そこら辺はそう結審が来るだろうというふうに思っております。

しかしながら、今申しましたように、またあることも可能性はないことではないと、相手は金に糸目はつきませんので、我々は毅然とした態度で、何が来ても対処していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかに質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 今回の予算を見ますと、国民総背番号制といえますか、マイナンバーというようなこととか、また、住基ネットもさらに継続し、また深まっているようでございます。そういった中で、外国からも先日はイスラム国の日本国内のさまざまなところにインターネット侵入しまして、いろいろ悪さをしているというようなこともありますし、やはりこのようなこと、マイナンバーとか、こういったことでやっていけば、いろいろともう国民一人一人が把握されて、いろいろお金をとられたりとか、また詐欺の対象になったりとかですね。そういったことになりやすいのではないかとというようなことで、反対する気持ちがあります。

それと、提案的なことになりましたけれども、質問で述べましたけれども、税収を確保するというので、先進的な大阪府の寝屋川市でペイジーとかいうことを導入したら2.5%収納率が上がったとか。先ほど間違えて1.5%と申し上げましたけれども、よく計算してみたら2.5%アップでした。そういうようなことで、一層会計が国保にしる何にしる、苦しくなっているときですし、また、国民もなかなか生活が成り立っていないというようなところもありますし、景気も悪いと。そういった中でございますが、やはり村は村として税収努力をしなくてはならないというようなことで、そういった努力も提案的ですが、述べさせていただきます。

また、もう一つ、防災の点で、いろいろ項目が挙げてありますけれども、地震が熊本大地震というものが1889年、明治22年に起こりましてから、もう126年とたちまして、もうかなりエネルギーが蓄積しているのではないかと。いうときに、やはりもっと震災対策、地震対策というのを考えてはどうかというようなことから見ますと、その辺の手当が少し薄いのではないかと。いうことで、特に私は阪神淡路だとか、東日本大震災などの経験教訓からいたしまして、感震ブレーカーという、地震が来たらすぐ各家屋のブレーカーがおりまして、後で2日後か3日後ぐらいに停電が直ったときに火災の原因にな

るというようなことを防ぐ装置ということで、感震ブレーカーというものが今大変効果があると言われております。こういったのも施策として一つ研究する必要があるのではないかとというようなことを申し述べさせていただきます、討論とさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）田島議員、気持ちと言われましたが、はっきり言ってください。気持ちじゃいかんけん、反対なら反対、賛成なら賛成、今のは何討論ですか。

○10番議員（田島敬一君）反対討論です。

○議長（坂梨公介君）反対の討論ですね。

ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

賛成討論をいたします。

まず、マイナンバー、住基ネット等の関係ですけれども、国の施策の中で本村も日本国での一部である以上、やっているわけですけれども、やはりこのマイナンバー制度の導入におきましては、国民の税に対する平等性の確保が大原則といった形で、非常に管理しにくいおのおのの多種多様な職種の中で、これが最適であろうということで進められるわけです。行政機関のほうも、これがありますと少し把握しやすかったり、行政の仕事量も幾分軽減されるのであろうといった方向性の中で行われております。これに対するお話で、ISの話が出ましたけれども、やはりどこの企業、どこの民間企業、どこの場所、どのネットの環境が全て整っている場所におきましては、いろんな情報を守ろうとする者がおれば、それをちょっと守りを壊したいなという者が発生するのは社会の常であると思っております。そういった中で、最大限の防御をしながら守っていくと。万が一漏れた場合も早急な対応をとるといった方向が見えておりますので、その辺には当たらないのだらうと思いません。

税収の確保におきましては、やはり本村もせんだっての経済新聞ではありませんけれども、日本で最も高い位置に初めて位置されました。そういった中でも、やはり今後の発展がさらに見られるような村であります。当然、税収もそれなりの周辺自治体とも比べまして、村税におきましても、大きな財源を占めるようになっております。さらなる徴収率の向上は、いつも目標に、常に100を目標に頑張ってください、その成果が九十何%だったというのは仕方ないと思っております。

私の持論ですけれども、本来ならば納税組合等ができますならば、あれば、100%にいくんだらうといった形も思っておりますけれども、これが世の中が許さんような、先ほどの個人情報じゃありませんけれども、そういう時代です、今の方向性でいってもらえればと思います。

最後に、感震ブレーカーとか、耐震、防災に関する予算のお話がありました。今回の中で大きな予算占める総合体育館の整備計画が始まりましたけれども、この大きな目的の中で防災の避難場所を含めた大きな拠点づくりということで、いざとなった場合の西原村の防災の拠点としても位置づけられております。

なお、税込不足に対する今後大きくなるであろう社会保障の費用におきましても、健康づくり、体力づくりを目的とした中で、さらなる地域間のコミュニケーションの場として、村全体の河原、山西ではなく、拠点としての事業が始まっております。そういった予算も含まれておりますので、今回の一般会計予算におきましては、全て可じゃありませんけれども、おおむね良好ということで、賛成討論といたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、平成27年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 1時59分）

（午後 2時10分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第33号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第33号につきましてご説明いたします。

議案第33号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算。

平成27年度西原村国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,156万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳

入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における款内での、これらの経費の各項間の流用。

平成27年3月5月提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明をいたします。

7ページをあけてください。

まず、歳入の予算でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億7,293万2,000円で、前年度に比べて133万円、0.8%の減でございます。同じく国民健康保険税の目2退職被保険者国民健康保険税は1,022万6,000円で、前年度に比べて15万9,000円、1.5%の減でございます。これら現年度課税分につきましては、平成27年2月中旬の調定をもとに、被保険者の主なる業種としまして自営業、農業等の所得の減を見込んで算出しております。

また、被保険者数の減少による均等割等を見込んだ税額であります。また、滞納繰越分につきましては、前年、前々年などの収納率等を考慮した額を計上させていただいております。

8ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金こちらは、合計でいきますと前年度で12.8%増の1億9,386万4,000円でございます。目1の療養給付費負担金の増額が主な要因でございます。療養給付費負担金は平成26年度療養給付費の変更申請額で計上しております。

同じく款の3国庫支出金、項の2国庫補助金になります。こちらは全体額で7,012万2,000円、対前年で6.7%増となります。これは、目1の財政調整交付金のうち普通調整交付金の増額によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、こちらは総額で2,560万3,000円、対前年度と比べますと48%ほどの減になっております。これは昨日の補正予算でもご説明いたしましたが、退職被保険者の療養給付に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、平成26年度の交付見込み額をもとに予算計上させていただいております。

款の5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、

こちらは1億3,070万8,000円の計上しております。対前年度で23.8%増となります。この交付金は前期高齢者65歳から74歳までの方の加入率が高くなる保険者に対しまして、医療費の不均衡を調整するために交付されるもので、社会保険診療報酬支払基金の平成27年度の提示額を計上させていただいております。

款の6 県支出金、項1 県負担金、こちらは総額で570万7,000円を計上しております。これは高額な医療費に関する給付費の発生が国保財政に与える影響を緩和する目的に、国保連合会主体となり実施される高額医療費共同事業拠出金に充てるための交付金でございます。

同じページの県支出金の県補助金、目1 財政調整交付金、こちらは対前年度比で21%増で4,949万7,000円を計上しております。これは市町村間の所得格差を調整するための交付金で、県の補助金の算定をもとに算出しております。普通調整交付金の額の増額によるもので、平成25年度の実績を、まだ平成26年度のほうで最終確定しておりませんので、平成25年度の実績で計上させていただいております。

款7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金1,523万9,000円、目2 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、制度改正により交付対象額が拡大をするために2億200万円を予算計上しております。これは保険者の保険財政安定化を図ることを目的に、国保連合会が主体となってする事業でございます。それぞれの事業の交付基準の医療費に対する交付金でございまして、後で歳出のほうでもまた関連して出てまいりますので、詳細はそちらでご説明したいと思います。

10ページをお願いいたします。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、こちらは対前年度の110%増になります8,455万3,000円の予算額を計上しております。保険基盤安定繰入金などの法定繰入金としまして、節の1から3までが5,205万3,000円、それと法定外の繰入金を今回、3,250万円計上させていただいております。

歳入として大きなものは以上でございます。

次に、12ページをあけていただきたいと思います。歳出の主なものを説明させていただきます。

12ページの総務費、総務管理費の一般管理費及び連合会負担金に関しましては、事務的な経費でございます。

13ページの中段にあります保険給付費からご説明させていただきます。

款2 の保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費4億6,200万円、目2 退職被保険者療養給付費、これが2,500万円です。ともに平成26年度の基礎をもとに予算を計上させていただいております。

それと14ページをおあげください。

款の2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費6,300万円、目2 退職被保険者高額療養費330万円でございます。これにつきましても、平成26年度の実際の支払い額と、その見込み額をもとに予算を計上させていただきますいております。

15ページの中ほどでございます後期高齢者支援金でございます。款の3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金、こちら1億656万6,000円です。こちらは国の算定基礎をもとに社会保険診療報酬支払基金の提示額を予算計上させていただきますいております。

16ページをお願いいたします。

款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金4,777万7,000円、こちらも国の算定基礎をもとに算出しました社会保険診療報酬支払基金の提示額で予算計上させていただきますいております。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金1,818万7,000円、こちらにつきましては国民健康保険団体連合会の提示額を計上しております。

それと同じく拠出金の目2 保険財政共同安定化事業拠出金、こちらが昨年よりも倍増という形になっております。2億1,192万4,000円を計上しております。これは先ほど歳入のほうで出てまいりましたが、平成27年度からの制度改正に伴うものとしまして、倍額で上がっておりますが、改正前は1件が30万円を超えるレセプトが対象で、そのうち8万円の部分から80万円の部分までの総額の59%が対象でした。改正後につきましては、レセプト1件が、もう最低1円からですから、1円から80万円までの部分の総額に59%ということで、切り捨て部分の分も全てこの対象になるということですので、その部分で額が倍増したということになります。

17ページをお願いいたします。

款8 保険事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費607万2,000円でございます。この節の13節に委託料が575万円計上しております。これは平成20年度から実施しております特定健診事業の委託料でございますが、従来は集団健診で、構造改善センターで実施していたのみでございますけれども、なかなか受診率が伸びないということもございまして、平成27年度からは、村内の2つの医療機関で個別健診をすることとして新たにここを増額しております。医療機関のほうには一応内諾を得たところでございます。特に今まで未受診者といいましょうか、そういう方をある程度絞り込んだところで、一応ご案内をかけてみようかということも今検討しているところでございます。

あと、最後の19ページの予備費になりますけれども、こちらには本来であれば、一般会計の場合は予備費を計上しなければならない。それと特別会計ではすることができるというふうに自治法でもうたわれておりますけれども、

今回のこういう厳しい状況の中で、計上できる財源がございませんので、1,000円のみ予算計上をさせていただいたところです。

村長の提案理由の説明の中でもありましたように、今集められるだけの情報をもとに歳入歳出の予算の積み上げを行いました。しかし、3,250万円ほどの財源が不足するという状況になりまして、平成26年度の最終補正予算と同様に、やむを得ず一般会計にお願いすることとなった次第でございます。

昨日配付させていただきました国保会計の歳入構成という、この10枚ほどのつづりの中で、6ページ、7ページが平成27年度の国保会計の当初予算をグラフ化したものでございます。6ページの縦の歳入と歳出のグラフでは、これは一応金額を万単位で計上しております。歳入の一番上の赤い破線で囲んだ枠の部分、ここが足りない部分になります。それと全体の歳入と歳出は、次の7ページの円グラフですが、こちらがその比率を入れております。私のほうからは以上です。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

まず、一般会計から繰り入れるに当たって、税収も何か負担をお願いするという話だったんですけれども、金額等もやっぱりもう出しているのかなというのと、やっぱり前回も一般質問しましたけれども、あれは子育て云々で始まりましたけれども、結局はホームページも含めてPRの問題だと思っています。確かに中学校までの無料化とかいいこといっぱいされてあると思いますけれども、やっぱりその分いかなければいけないでいいほうの工面のやり方も、やっぱり併用してやっていくべきではないかと思っています。これまでやってこられたことがだめということではなくて、やっぱり新たにいろいろ創意工夫はされるべきだと思っていますので、そこに対する意気込み等を聞きたいです。2つです。

一般会計を入れる以上、やっぱり最初の説明の中では村民に負担も考えていると言われたけれども。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）したくはないことが一番いいんですけれども、法定外繰入金をしなきゃならないという、本当に国保の会計が厳しいところでございます。阿蘇郡内の町村でも、もうほとんどというか、産山村以外はほとんど法定外繰り入れをやっております。ここ過去5年間で見てみましても、一番多いところは1億7,000万円ほど入れてあって、その次も1億円以上ということで、それぞれの町村の会計も大変厳しいところでもございます。そうい

ったことで、今回法定外繰り入れをさせていただいたところでございます。

冒頭申しましたように、保険税の引き上げも、もう検討しなきゃならないと。この国保会計というものは、国民健康保険のほかに共済、あるいは企業、あるいは社会保険、いろんな保険等がございまして、それらに加入の方々は、この国保とは関係ないということで、そういった税金も投入しておるということで、村民全部が一律していないということもありますので、それぞれ村から出すものも出しますけれども、住民の方々にも負担をしていただかなければ、国保の被保険者の方々にも負担をしていくならというふうに思っております。

ことしの2月23日に国保運営協議会がございました。その中でも国民健康保険税の負担もやむなしというようなお話も出ております。そういうことでありますので、この目的であります国民健康保険税についても、被保険者の皆さん方に負担増とはなりますけれども、税率の改正をお願いするならばということで、前回引き上げのときも6月議会に提案をしておりますので、どれだけ税率を上げるのか、そこら辺も今後、運営協議会あたりと相談しながら検討し、6月には、また議員の皆さん方をお願いするならばというふうに思っております。今しばらくそこら辺の計算をさせていただくならばというふうに思っています。

○議長（坂梨公介君）ほかにはありませんか。

住民課長。

○住民課長（片島信幸君）中西議員が2点されたうちのもう一点のほうですが、住民課のほうの現場としましては、何をするのかと、もうここまで来た以上、本来は昨日の補正のときも若干触れさせていただきましたけれども、やっぱり最終的には、もう医療の給付費を下げるしかないとは思いますが、でも、これは今、村長が言いましたように、2月の国保運営協議会の中でも、特効薬はなかなかありませんねと、お医者さんのほうのメンバーの方も申されたんですが、だとすれば、きのう言いましたように、私が今できているのは、西原村の疾病の分類がどのような傾向になっているのかというのを、今各月、各年のデータが国保連合会から送ってきておりますので、それを今分類作業中です。

それと、先ほど申しました特定健診に関しましては、今までは集団健診のみで、その期間に来られなかった方についてを、またさらにというふうにはしておりませんでしたので、もうそれに関しては一応個別健診で、また対応したいと。これは特に予約制でないと、医療機関のほうを受け付けが非常に厳しいこともありますので、そこら辺では医療機関とは一応お話をしているところなんです。

あと、国保の特別会計で本来は予算計上すべきだったかもしれませんが、この厳しい中でありましたので、管理栄養士を一般会計のほうで計上させて

いただいております。これは今疾病の分類が何が特に多いかというと、血圧関係の病気、これは循環器系の病気ですが、毎月のトップ10の中の上位を占めております。ですから、やっぱり塩分の高いもの等々がやっぱり影響するものではなかろうかと思っておりますので、そうなってくると、これは私もその一人ではありますけれども、主治医が申しますには、やっぱり管理栄養士がグラム単位の塩分等の指導が必要であろうということをしきりに申されておりましたので、今回から一般会計のほうで上げていただいて、また、さっきの疾病の分類に関しても、保健師を交えたところで、みんなでちょっと協議をしていくならばと、現場のほうでは一応思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

本日ここを通過すると、新年度の予算が執行可能になるわけですがけれども、今回の予算で一番心配しているのが、予備費が0になったままの予算書です。法定外もスタートで入れました。資金衝突が前半戦で起こらないことは、ほぼ課長からお話は聞いておりますのでわかりますけれども、終盤戦ですね、今回、冒頭、年度末で1,600万円の法定外、今回3,250万円の法定外と4,850万円スタートに法定外入れて持っていかれるという形ですがけれども、何しろ予備費が0ということで、対応策として一時借入金が1億2,000万円までという話であります。途中でこの保険料の収入のところ、税収は見てもらうとわかります。全体規模からすると、パーセンテージは非常に低いですよ。保険料を上げたとしても、これはまともな保険料額不足分までいくのは到底無理なような感覚を受けています。

平成27年度予算として通すのは結構ですがけれども、一時借入金で対応するのか、さらなる法定外をまた臨時的に入れるのか、施策の中では今回2通り進めていける款内の項だけでやりくりしようにも、全然全く無理ですよ、課長。方法論としてはどのような方法で、赤字を出したらいけない会計ということで冒頭説明あっていますけれども、どういった対策で今年度乗り切られますか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）まずは、予算が通過しなければ、何とも申し上げられないところもあるんですが、まずはこの予算書にうたいました、昨年度までは一時借入が4,000万円から5,000万円程度だったかと思えます。国保会計の基金につきまして、基金条例では前年の給付費相当の三月分ということがあったとは思っていますので、そうなってくると、今平均が4,000万円ほど月々の給付がなりますから、やっぱり1億2,000万円は絶対本当は基金としてとりたい、持っておきたいけれども、それがないと。である以上は、まず予算総枠としてはあるのであるならば、このとりあえずは一時借入での運用しか

ないのではないかなと思います。

それと、法定外の繰り入れ、それと法定の繰り入れにつきましても、会計管理者と打ち合わせた上で、繰り入れる時期をやっぱりこれ検討していく必要があると。過去の事例はもう済んだことかもしれませんが、年度末に入れた年度が相当ありました。そうすると、当然ながら、きょうのグラフを見られたらわかるかもしれませんが、赤と黒の逆転がもうずっと続いていく状況になります。最後に黒字になると。それでは本来の会計の独立の原則から外れてしまうと思いますので、まずは一借りして、それと繰り入れの時期の検討等で対応すると。さっき言いましたように、急に医療費を下げるということはなかなか厳しいかと思えますけれども、その努力は努力でしていくということで、しっかり今のところはお答えはそれしかできないかと思えます。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) これが内部のやり方で対応できるころだと思えます。冒頭申しましたように、資金衝突というのは、また別の考えでありますので、やはり一般会計からこちらに入れる繰入金を目にいただいて、借入れは一番最後にやると、金利が発生する部分です。そういった形で、もう最後のほうでまた法定外繰り入れの補正予算が上がらないことを願っておりますけれども、一時借入が発生すれば、その方向に行かざるを得ないと。これが雪だるま式にふえていくような予想も見え隠れします。やはり予備費が0という厳しい予算書だと当初から思っていますので、その辺内部のやりくりを、異例かもしれんけど、先にやるといった形で対処願えればと思います。終わります。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第34号、平成27年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、平成27年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、平成27年度西原村介護保険特別会計予算。

平成27年度西原村介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,879万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

6ページの歳入予算からお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億1,425万1,000万円、対前年と比較しまして2,995万1,000円の増額補正でございます。これは、第6期介護保険事業計画の策定によりまして、平成27年度から平成29年度の3年間の保険料基準額を月額4,300円から5,400円へと改定しております。これは昨日の条例改正の折もご説明いたしました。この額の改定に伴います増額を見込んだところの予算計上でございます。ちなみに1号被保険者の数は昨日から申し上げていますが、年内で到達するであろうという数字で1,917名ほどまではなるであろうというところでの推移で計算しております。

款の3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億714万1,000円、こちらも第6期介護保険事業計画の平成27年度の見込み額を主に歳出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス等費、それと特定入所者サービス費を合計した額に、施設介護であれば15%、居宅サービス等であれば20%の国庫負担率を乗じて予算計上しております。

同じ国庫支出金の項2の国庫補助金、目1調整交付金4,705万8,000円でございます。これも第6期の介護保険事業計画の初年度、平成27年度の見込み額を計上させていただいております。

款の4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1億6,470万5,000円でございます。これは、2号被保険者40歳から64歳までの方の保険料でございまして、第6期の介護保険事業計画の平成27年度の見込み

額を介護サービスの諸費のこの金額に28%を乗じて計上しております。1号被保険者が22%に変わりますから28%でございます。

7ページをお願いいたします。

款の5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金8,403万4,000円でございます。こちら、第6期の介護保険事業計画の平成27年度の見込み額を計上しております。これは歳出予算の介護サービス、先ほど国庫のほうでも申しましたように、介護サービス等費、それと審査支払手数料、高額介護及び高額介護合算サービス費等々に施設分であれば17.5%、居宅サービス等であれば12.5%の県の負担率を乗じて予算計上しております。

款の6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金7,071万3,000円でございます。こちら、介護サービス等の諸費に市町村負担の法定分であり、12.5%を乗じて予算計上しております。

あけていただきまして、8ページをお願いいたします。

款の8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては500万円の計上をしております。

歳入の主なものは以上でございます。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費695万4,000円の予算計上でございます。ここの目の中に昨年度まで予算計上を報酬として計上しておりましたが、介護認定の非常勤職員の報酬を同じ項の一番下に認定調査費というふうに予算を組んでおりますが、こちらのほうに、この非常勤の職員に關しましては、認定調査の本来の業務が、認定調査が主でありますので、こちらのほうに予算を組み替えたというところで予算計上しております。

また、本年度からこの一般管理費の委託料に地域包括支援センターの委託分、これは総合管理として500万円を計上しております。こちらは単独部分に当たります。条例でも説明いたしましたように、平成28年度からの実施に伴う予防関係につきまして、今度は補助事業というふうに取り扱いますので、平成27年度だけは単独の取り扱いになります。

この9ページの下段のほうの款1 総務費、款3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費は対前年としまして188万6,000円の減額でございますが、これは、介護認定審査に必要な主治医の意見書等の作成に係る役務費でございますので、それを認定調査費に組み替えたということでの減額になります。9ページ、一番下の先ほど申しました目2の認定調査費でございます。これは本年度から介護認定の申請区分の訪問調査のために行います部分で、審査と認定調査、これを厚生労働省が示した区分に基づきまして計上することとして、新たに科目を設けております。

あけていただきまして、10ページをお願いいたします。

中ほどに款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等

諸費 5億5,706万4,000円でございます。こちらは、第6期の介護保険事業計画の平成27年度分の見込み額を計上しております。

それと同じページの款2保険給付費、項の3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費1,000万円でございます。これは、1割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分に給付されるもので、こちらも第6期の介護保険事業計画の平成27年度の見込み額を計上しております。

続きまして、11ページの中ほどになります。

款の3地域支援事業費、項1地域包括支援センター管理費、目1一般管理費、こちらに地域包括支援センターの運営費等が、ここに計上しております。こちらにつきましては、今、本日バリエーションがあそこにてできておりますが、昨日の質問で、きょうから着手するという事で申し上げておりました。その包括支援センターの管理業務にかかわる費用で、こちらは一応補助事業として取り組みます部分で、補助対象になります。その部分の金額が主なものになってまいります。

11ページの下段のほうに地域支援事業というのがあります。

款の3地域支援事業費、項2介護予防事業費、目1二次予防事業費240万円でございます。これは要支援、要介護になる前に運動機能等の向上を目的に、転倒の予防の教室などを実施する事業として、社会福祉協議会のほうに委託しているものでございます。

次の目2一次予防事業230万円、これは高齢者の方が二次予防に移行しないような施策でありまして、ふれあいサロン事業とか、ご存知かと思えます。そういう費用、それとミニサロンとか、デイサービス等の介護予防をする事業の費用として計上しております。

あけていただきまして、12ページをお願いいたします。

款の3地域支援事業、項3包括的支援事業の任意事業、こちらにトータルで任意事業は目2になりますが、こちらが399万7,000円、主なものとしては以上になります。

一応昨日の、また初日に配付させていただきました介護保険のこのグラフ等々は、また後で読んでいただければと思いますが、先ほど第2号被保険者、私も第2号に当たりますが、ちなみに保険料は幾らぐらいだろうかとかと共済の担当に確認しましたら、現行のこの第6段階よりちょっと大きかったと思われました。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えいたします。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、平成27年度西原村介護保険特別会計予算について、原案通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第35号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) 議案第35号につきましてご説明いたします。

議案第35号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,514万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明をいたします

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料2,601万8,000円、前年度と比較しまして301万5,000円の増額補正でございます。この保険者の75歳以上に到達された方の保険者等の基礎数字につきましては、実際の数字等にやっぱり変動がございます。この後期高齢者の連合会よりのシミュレーションといいまじょうか、過去3年間の平均値、それと伸び率等を考慮したところでの予算算定となっております。平成26年度の当初予算での数値は1,046名でありました。今回、平成27年度の連合会か

らの提示された数字は1,059名です。2月末現在での住民基本台帳人口の75歳以上の数値を参考に申し上げますと、1,036名であります。この後期高齢者医療の被保険者に関しましては、障害認定ということもございます。また、その若い世代の方が障害を負われた場合、その認定をしてもらえれば、後期高齢のほうに移行できるという制度があって、そちらのほうに移行されている方が21名ほど今現在いらっしゃるということです。この保険料につきましては、先ほど言いました熊本県後期高齢者広域連合の算出しました額で、特別徴収と普通徴収の保険料に案分した形で予算は計上しております。

款の3の繰入金にいきます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金2,396万円。これは後期高齢者医療広域連合で算定しました額でございまして、低所得世帯に属する被保険者及び被扶養者の方の保険料の均等割額を一定割合の額で減額し、負担の軽減を図るために県の負担金を一旦一般会計に入りますから、それを一般会計から特別会計に繰り入れるものでございます。最終的には後期高齢者医療の広域連合に納付することになります。

次の目の3療養給付費繰入金8,598万7,000円でございます。こちらも後期高齢者広域連合で算定しました額で、医療費相当額の2分の1部分を市町村が負担することとなっております。

7ページをお願いいたします。

款の5諸収入、項の3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入97万円でございます。これは、熊本県後期高齢者広域連合の算出した額でございまして、基本健診に対する受託の料金でございます。この基礎数値としては、63名ほどの対象者で予算計上してございます。歳入の主なものは以上でございます。

あけていただきまして、8ページの歳出予算をお願いいたします。

この款1の総務費につきましては、事務経費になります。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億5,335万9,000円でございます。この説明欄の中の主なものとしましては、現年度保険料の徴収分の負担金3,871万6,000円、それと後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,396万円、それと次のページになります後期高齢者医療療養給付費負担金8,598万8,000円などがございます。これは全て後期高齢者広域連合に納付するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款の3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費、こちらに97万1,000円の予算計上でございます。主なものとしたしましては委託料に計上しております健診の健診機関への委託料でございます。

この歳入歳出ともでございますけれども、ほとんどが基礎数値が後期高齢

者医療の連合会からの提示額になります。総務費の一般管理の部分が独自に積み上げ計算しているものでございます。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えいたします。ご審議方よろしくお願いいいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）これは今まで一度も質疑応答がなかった特別会計であります。しかし、今回はちょっと教えていただきたい件がありますので、お伺いします。

この特別会計に移行してもう数年たちまして、ほぼスルーする特別会計なので、誰も質疑もしておりません。要は広域連合、県下一斉の連合になったということですが、母体の連合の運営状況はやはりなかなか見えないということでもあります。なぜ聞いておるかという、見えない特別会計にお金を入れて連合でやっております。連合のほうが会計がうまくいっているのか、お金を余分に持ち過ぎちゃおらんのか、そういったチェック機能がありますですか。

○議長（坂梨公介君）報告書が来ておったろ。後で報告書の閲覧をして。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）というのは、要するに会計を任せておるといったことで、なかなか地元の自治体には詳細が見えてこないというデメリット部分も当然あるわけで、メリット部分としては県下の格差を均等化するといったところがメリットであろうと思いますけれども、やはり足元の国保会計の中で、自分の足元が大ピンチだと。後期高齢支援分が1億円以上ありますですよ。このシステムは当然つくられたんでしょうけれども、その会計の中身がこちらから見えない状況で、向こうに仕送りばせにやいかんといった状況がいかなものかという思いもあります。やはり今まではすんなりすんなりいけましたけれども、やはりそのチェック機能が、どこの自治体も多分思い出しておるかもしれませんけれども、要るんじゃないかなということで、広域連合の中には議会とかありまして、当然、全町村会じゃありませんけれども出られております。なかなかやっぱりよそ域の中に入って、お客さんのような感じで議会もおられると思いますので、なかなか立ち上がったことまではいけないんじゃないかなと思いますので、その辺の機能の、これは広域で考えにやいかんことですが、多分各自治体も国保がこれだけ逼迫した状況の中で、後期高齢のほうはえらいよか状況であれば、不平不満も出るんじゃないかなと思いますので、その辺チェック機能的なことができないのか、その辺ですね。議長は行かれていますけれども、議長、答弁できませんので、方向性としてはちょっとできるのか、できないのか。首長会

じゃなかですか、そういうのは、ない。

暫時休憩をお願いします。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩してください。

（午後 3時05分）

（午後 3時11分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございませんか。

答えは。（「今のところ事務上も可能ですね」の声）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）今のところ事務方がチェックするという事は、ちょっと厳しい状況かもしれませんので、今後各町村といいたししょうか、県域ごとの担当課長会議あたりでもう一遍話を詰めて、首長のほうからまた提案ができれば、そういう形で進められたらとは思います。

よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第36号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして1ページでございます。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,044万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入予算、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益の水道使用料は5,800万円でございます。

平成26年度の調定見込額と年度末の供給源数をもとに平均値を出して算出しております。年度内での件数の増加に伴う使用料の増加も見込まれますが、当初予算のため見込んでおりません。

目2その他営業収益には、30件の新規加入分として加入金324万円、13ミリで30件分を見込んでおります。

款2繰越金には、900万円を計上しております。

8ページをお願いします。

歳出予算をお願いいたします。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費につきまして主なものは担当職員の人件費でございます。

節11需用費の1,238万円には、消耗品費にメーター給付費58万1,000円を含む115万2,000円、光熱水費に水源地配水池電気料810万円、修繕費に水道施設修繕費300万円等を計上しております。

次の9ページの節13の委託料には、水道施設保守点検委託料39万2,000円、水道施設現地草刈り委託料20万2,000円、4番目の簡易水道事業変更認可申請書作成業務委託518万4,000円につきましては、当時の認可申請内容から給水区域の拡張等を行い、認可内容の変更申請を行う必要があります。あわせて、水道施設の給水能力も近い将来ピークを迎えようとしていることもあり、秋田原配水池の老朽化も懸念されるため、今後の拡張工事を視野に入れたところでの事業計画もあわせて策定するならと考えております。

節14使用料及び賃借料では、現在水道施設の状況を役場にて集中管理できるようにシステム構築をしておりますが、現システムを構築して丸6年が経

過し、サーバ機能、耐用年数も過ぎたことから、サーバ機を再構築する必要があります。今後は5年毎に機器の交換ができるよう、また単年の費用負担を抑えられるように、リース契約で運用したいと考えております。

4ページのほうに債務負担行為をつけております。

戻っていただきまして、節の15工事請負費には、1、村道役場堤下線の道路拡張に伴う水道管布設工事614万8,000円、2、2番目に鳥子工業団地調整池排水路工事に伴います鳥子地区への給水管との接続のため、水道管布設工事443万円を計上しております。

次の10ページの項の2営業外費用、目1企業債償還金として2,307万円計上しております。

平成27年度末地方債現在高見込元金額は18ページ、最後のページに記載しておりますが、1億6,229万2,000円となり、最終償還年度は平成38年度でございます。

戻っていただきまして、目の2消費税相当額には293万8,000円、項の3予備費に270万9,000円を計上しております。以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第37号、平成27年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、平成27年度西原村工業用水道事業会計予算書、自平成27年4月1日から至平成28年3月31日、西原村。

あけていただきまして、2ページをお願いいたします。

平成27年度西原村工業用水道事業予算書。

総則、第1条、平成27年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8カ所、(2) 年間総給水量23万1,775 t、(3) 1日平均給水量635 t、(4) 主要な建設改良費0。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出は次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益1,953万8,000円、第1項営業収益1,126万5,000円、第2項営業外収益827万2,000円、第3項特別利益1,000円。

支出、第1款水道事業費用1,953万8,000円、第1項営業費用1,461万3,000円、第2項営業外費用45万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費447万4,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入、資本支出はございません。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与477万4,000円、(2) 交際費は0でございます。

利益剰余金処分、第6条、繰越利益剰余金のうち500万円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金0、(2) 利益積立金0、(3) 建設改良積立金500万円。

たな卸資産購入限度額、第7条、たな卸資産の購入限度額は8万円とする。

平成27年3月5日提出、西原村工業水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

平成27年度西原村工業水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

本年度の給水事業所も冒頭にもありましたように8カ所でございます。

1日の給水量としましては、昨年度実績としまして635 tを予定いたしております。前年度当初は615 tを計上しておりました。これにつきましては、昨年9月から株式会社三井電器より、1日当たり使用量の増の申し込みに伴う増加分でございます。超過料等については、当初予算では加味しておりません。

16ページからの支出をお願いいたします。

支出の水道事業費用につきましては、昨年度より大きく増加するのは款1

水道事業費用、項1 営業費用、目3 総係費ですが、主に人事異動に伴います人件費の増加でございます。前年比で101万9,000円の増加になっております。また本年度も資本的収入及び支出につきましては、総則第4条で述べましたように0となっております。以上でございます。

審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、平成27年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 3時28分）

（午後 3時37分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについて。

このことについて、次の者を副村長に選任したいから地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字布田1891番地2。

氏名、内田安弘。

生年月日、昭和29年1月1日生まれ。

提案理由、副村長坂本武氏が平成27年3月31日をもって辞職することにより、新たに副村長を選任いたしたく提案するものであります。

次のページに、内田氏の履歴書を添付いたしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりました。

これより同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

まず、副村長、大変お疲れでした。単身で来られて、長年、西原村のために頑張っていたと思います。内田さんも昔から知っておりまして、本当にこれからは西原村のために頑張っていただけるのではないかと思います。

そこで、坂本副村長においては、ここは公式の場ですから、何か一言、言っていたらなと思って。

○議長（坂梨公介君）坂本副村長。

○副村長（坂本 武君）次の会合のときということで、よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、副村長の専任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第8、同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（加藤みな子氏）を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字布田2101番地1。

氏名、加藤みな子。

生年月日、昭和34年8月13日。

提案理由。

教育委員内田久子氏の任期満了に伴い新たに委員を任命することに対し、議会の同意を要するためでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（加藤みな子氏）を原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第9、組合議会報告を行います。

組合議員から報告がございましたら、お願いします。

7番、林田議員。

（7番議員 林田直行君 登壇 報告）

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

組合議会ということで、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合におきまして、2月13日において、平成26年度の一般会計の補正予算並びに第2号で平成27年度の一般会計予算を報告いたします。

まず初め、平成26年度の一般会計補正予算ではございますが、歳入におきまして、組合分担金が益城町の388万円が増となり、交付税額のこれは確定追加分ということで、388万円の増となっております。

一応収入でございますが、それから、財産収入のところ、これは西原村のごみ袋が100万円の減となっております。

それから、雑入のところ、資源ごみ売却ペットボトルですが、これが

300万円の増となっております、収入におきまして588万円の増となっております。

また、歳出におきまして、減がこれは消耗品としまして、西原村の100万円ということです、ごみ袋です。

そういうことで、あとは予備費に入れまして、補正額がありまして、計の5億6,082万円となっております。

また、平成27年度の一般会計予算書を申し上げます。

歳入歳出より報告します。

歳入におきまして、分担金及び負担金が4億543万8,000円、使用料及び手数料6,870万円、財産収入381万7,000円、繰入金1円、繰越金4,500万円、諸収入717万円となり、収入合計が5億5,712万6,000円となっております。

次に、支出が議会費156万2,000円、総務費8,973万1,000円、衛生費4億6,283万3,000円、予備費300万円、支出合計5億5,712万6,000円となっております、2案の議案とも可決いたしました。以上です。

○議長(坂梨公介君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「ありません」の声)

○議長(坂梨公介君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかにありませんか。

10番、田島議員。

(10番議員 田島敬一君 登壇 報告)

○10番議員(田島敬一君) 阿蘇の広域組合議会の報告をさせていただきます。

3月3日におきまして未来館にて会議が行われました。阿蘇市が改選を終えまして、6名が登場という具合に次から次に阿蘇広域の場合は改選がありますので、そのたびにいろいろと話し合いが行われるという状況でございます。各市町村、広域合併が行われまして、以前は12町村だったのが、今は1市3町3村ということで、自治体の数が約半減しています。そういった中で、負担割合を人口割にするのか、平等割にするのかということで、人口割にすれば、合併しないところがふえると。また、平等割にすれば、人口数の多い市に負担がふえるということで、お互いに阿蘇市だとか、北部の南小国町、そういったところとの激しい議論が行われましたけれども、実はこれ負担割合の話は平成17年2月から何回となく話し合われておりますが、いまだに結論が出ておりません。しかし、そのときも結論は出ずに、それぞれ持ち帰って議会と相談してくるというようなことでございました。

西原村の場合は、控室で中西議員が報告されましたように、余り影響がないということで、担当している職務というのが少ないということもあります。そういうようなことでございます。

それから、議論の中身をかいつままで申しますと、去年の12月に監査委員

からいろいろと指摘がされまして、任期が最後ということで、いろいろと言っていたいされました。その際、ふるさと市町村圏で、火祭りだとか、カルデラスーパーマラソンというのが行われてきましたけれども、これがなかなか職員の負担が大変大き過ぎるのではないかとというようなことで疑問を呈されました。

それで、今後はボランティアの活用とか、さまざまな合理化をしようというふうなことになるまして、中断するのも、これまでの伝統がありますので、中断とまではいかないけれども、何とか規模を縮小してでも、またボランティアに頑張ってもらいたいというようなことを取り入れたりいたしまして、継続しようというようなことになっているようでございます。

それから、長時間サービス残業が余りにもあっているのではないかと指摘も監査委員からあっておりまして、今回、金額としてはわずかですけれども、湯の里荘に3万5,000円のタイムレコーダーが購入されて、現状把握をするというようなことなどございました。大体いろいろなことで、かいつまんで申し上げます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 報告）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

私は、熊本中央広域事務協議会の報告をいたします。

その報告に入る前に、益城町、嘉島町、西原村の環境衛生施設組合の平成27年度の西原村の負担分ということで、一般会計には計上されておりますけれども、落としていたということで、説明を追加させていただきますと、益城町がスポンサーであります2億2,149万9,000円、嘉島町8,732万5,000円、西原村7,661万4,000円でございます。全体比率としまして、約2割が西原村の負担となっております。

それでは、平成26年度の第4回熊本中央広域事務協議会が平成27年2月23日、甲佐町生涯学習センターで行われております。

協議会の協議事項の内容ですけれども、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会規則についてと、平成27年度熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会事業計画案及び予算案ということであります。3点目が、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会への移行についてという3つの議題で行われております。

内容といたしましては、平成27年度4月より、この協議会が任意の協議会

として立ち上がります。内容的には平成26年度で補助金をもらいながらやっていたけれども、本年からは各6町村で負担金600万円を支出しまして、6町村、6カ町村ですので、3,600万円を歳入で計上しております。

歳出のところでは、報酬並びに委託料、それと人件費の関係が主でございます。人件費におきましては、甲佐町より課長、益城町より係長と、山都町より担当委員が、合計3名、職員として出向する予定でおります。その負担額が人件費が2,250万円、それで一般廃棄物の広域処理基本計画策定業務委託ということで、委託費で800万円計上されております。

なお、スケジュール的なお話でありますけれども、平成27年度中、本年度は大きく動く可能性を秘めております。というのが、5月に平成27年度の第1回目の協議会、これが開催されます。そこで、候補地選定方法等の協議がなされます。その後、2カ月後になります候補地の選定に入っていくといった方向性で計画がなされております。年が明けますと、正式な任協から昇格するというので、法定協のほうに移っていくことになっております。そこで、もう既に候補地が決定しておるといった状況になっておりますので、大変厳しい1年になろうかという予想を立てております。

その今回の任協の役員ですけれども、役員等は議会側からは承認という形でしたので、携われませんが、満場一致で決定したそうです。会長に甲佐町町長、奥名町長、副会長に益城町町長、西村町長、監事に山都町長の工藤さんが選出されております。

5月に選挙があるということで、町長名は益城町はそのまま選挙がありませんので行われませんが、山都町関係は町長選があるということで、一応山都町の指定席というような格好であると理解しております。

内容的には以上ですけれども、中で若干のやりとりをやっております。今回の広域の任意協議会に当たっては、会長に西村会長がふさわしくないかというお話をしておりますけれども、満場一致だということで、奥名会長が1年間はやるよといったことであります。その後、法定協に移る場合は、また別ですよという回答ももらっておりますけれども、本年1年は奥名会長のもとに協議を進めていくよといったことであります。非常に難しいかじ取りを今年度やるわけでございますけれども、私と坂梨議長と村長が出席しておるわけですけれども、綱引きが非常に厳しくなる予想をしておりますけれども、よろしく願いいたします。報告は以上です。

○議長(坂梨公介君) ただいま報告がありました。何かお尋ねはございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 今、私も環境あたりでそういう話ちょっと聞いておりますが、クリーンセンターの位置がどういうふうになるかは、今からの検討だと思っておりますが、会長が甲佐町あたりなら、あっちに綱引きをこん

ごんやられたら、私たちは大変不利になるんじゃないかと思っておりますので、そのところは村長、どうお考えでございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）それはまた今から検討する話じゃありますけれども、我々としては近いほうがいい。これは議事録に載りますけれども、益城うち内ぐらいにおさめていただければありがたいというふうに思っております。

それぞれの町村長、それから監事の委員の皆さん方がおられますので、その前にまた話があると思います。益城うち内ぐらいにおさめたいと、私の気持ちはそう思っております。できますなら、今の場所で拡大しても構わんというふうな思いを持っています。

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第10、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたら、お願いします。

10番、田島議員。

（議会広報委員長 田島敬一君 登壇 報告）

○議会広報委員長（田島敬一君）議会広報委員会では、1月下旬に球磨郡のあさぎり町に行きまして、広報研修をさせていただきました。そこでは、女性で1期目の議員が広報委員長をされておられて、なかなか積極的で、特に女性の目ということで広報をつくっておられ、大変魅力的なものができているというふうに思いまして、そのほかにもいろいろと紙面の中で参考になるところがございました。

それは西原村の一般質問の項目でもやっておりますように、本人の責任において書いてもらうというようなことを徹底しておられました。そして、そこは16名の議員がおられて、しかし、その中で一般質問に立たれるのは10名とか、それ以上になるときもあるということで、大変活発な議会ができていると。それが特にインターネットで中継をするようになって、有権者が後ろで見ているというので、これは一般質問に立たなくちゃいけないというようなことが一つの大きな刺激になっているのではないかというようなことを言われておりました。

それから、それだけ数が多いものですから、スペースも西原村のように1ページに議員が1人という割り当てでなくて、1ページに2人ずつというふうなことで、大変窮屈な編集でございましたが、見出しの工夫をされておられて、議員の質問項目に対して、町長の答弁は、その文章の中に書いてあるというようなことで、見出しを簡単化されておりました。内部はカラーではなくて白黒ということで、印刷代も安く上げる工夫をされておりました。

私が気がつきましたのは、町議会という検索キーワードでインターネットですぐネットを閲覧できるというふうなこととか、QRコードも掲載されているというようなことで、これは議会が現代に対応してきているのではないかと。

また、一般質問の演壇には椅子がありまして、立ちっ放しじゃなくできるんだなというようなことも、これ余談ですけども、気づきました。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。ほかに報告ございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第11、陳情書審議についてを議題とします。

お諮りします。陳情書を受理番号1番についてを議題といたします。

お諮りします。受理いたしました陳情書受理番号1番については、お手元に配付の陳情書等文章表のとおり、総務福祉常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、総務福祉常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。事件、理由等については記載のとおりです。閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成27年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午後 4時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

1 番議員 坂 本 隆 文

2 番議員 中 西 義 信